

令和7年 9月 3日 (水)

令和7年河南町議会9月定例会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和7年9月3日(水)

場 所 河南町議会議場

出席議員 (9名)

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポープ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
10番	浅 岡	正 広			

欠席議員 (1名)

9番 力 武 清

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事(まちづくり戦略担当)兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
ま ち 創 造 部 長	安 井 啓 悦
ま ち 創 造 部 理 事	久 保 田 篤
政策総務部副理事(秘書広報官)	森 口 竜 也
政策総務部副理事兼自治防災課長	藤 木 幹 史
政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
政策総務部副理事兼契約検査室長	岩 根 有 津 佐
政策総務部副理事兼まち創造部副理事	金 道 純 一
すこやか生活部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正

すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫
すこやか生活部高齢障がい福祉課長	安 達 信 介
すこやか生活部健康づくり推進課長	山 田 恵
まち創造部地域整備課長	藪 本 雄 介
まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長	森 弘 樹
まち創造部副理事兼都市環境課長	池 添 謙 司
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	北 野 朋 子
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	和 田 信 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	藤 井 康 裕
教・育部副理事兼こども1ぱん課長	渡 辺 恵 子
教・育部生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長	木 矢 哲 也
教・育部学校給食センター所長	浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長	大 門 晃
課長補佐兼庶務係長	吉 田 高 朋

会議録署名議員

4 番 ポープ 三 恵
5 番 藤 井 祥 代

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第18まで

令和7年河南町議会9月定例会議

令和7年9月3日（水）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	7
日程第2	会議期間の決定について	7
日程第3	諸般の報告	17
日程第4	行政報告	22
	報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について	
	報告第7号 令和7年専決第4号 和解及び損害賠償の額の決定 について	
	報告第8号 令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1 号）の報告について	
日程第5	議案第8号 河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	28
日程第6	議案第9号 河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	30
日程第7	議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	30
日程第8	議案第11号 河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	30
日程第9	議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定につい て	44
日程第10	議案第13号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定について	44
日程第11	議案第14号 令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出	

		決算認定について	44
日程第12	議案第15号	令和6年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	44
日程第13	議案第16号	令和6年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	44
日程第14	議案第17号	令和6年度河南町下水道事業会計決算認定について	44
日程第15	議案第18号	令和7年度河南町一般会計補正予算(第3号)	48
日程第16	議案第19号	令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算(第1号)	48
日程第17	議案第20号	財産の取得(洋式水洗組立式トイレ購入)について	51
日程第18	議案第21号	財産の取得(GIGAスクール構想授業支援システム及びフィルタリングソフト購入)について	53

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。力武議員は欠席との連絡を受けております。定足数に達していますので、これより令和7年河南町議会9月定例会議を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本定例会議に対する説明員の通知及び過日行われた議会運営委員会の審議結果、会議日程、本日の議事日程、監査結果の報告は、タブレット697、令和7年9月3日、9月定例会議1日目のフォルダーに送信しています。ご確認願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、4番 ポープ議員、5番 藤井議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

8月28日に開催されました議会運営委員会の審議結果により、本定例会議の会議期間については、本日9月3日から24日までの22日間で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本定例会議の会議期間については、本日9月3日から24日までの22日間と決しました。

なお本日は、令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算外5つの会計決算について提出がありますので、松田監査委員の出席をお願いしております。松田監査委員、よろしくお願いたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和7年河南町議会9月定例会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年河南町議会9月定例会議開催に当たり、議員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年は梅雨明けが非常に早く、各地で最高気温が35度を超えるうだるような暑さが続いております。大阪府でも熱中症警戒アラートが発表され、警戒を呼びかけられています。町においても、水分を取って暑さを避けるなど熱中症に対する注意喚起を防災行政無線で毎日呼びかけています。

また、8月10日から12日にかけては、九州を中心に大雨となり、熊本県では大雨特別警報が発表され、土砂崩れ、河川氾濫といった被害が相次ぎました。全国的に降雨量が少ないとはいえ、近年では、いつどこで線状降水帯が発生し急に猛烈な雨が降るか分からない気象状況となっております。

これから台風シーズンを迎えることもあり、より注意が必要な季節となってきます。災害に備えた対策を十分にとっていく必要があると改めて感じております。

次に、大阪・関西万博が残すところ1か月半となりました。8月30日現在で入場者が1,908万1,489人となり、多くの方が訪れています。本町においても、大阪ウイーク春の陣ではだんじりが出展し、大いに盛り上がりました。夏の陣では、フルーツを中心としたスイーツの販売を行い、盛況のうちに終えることができました。これから開催される秋の陣では、地域の魅力発見ツアーにおいてイチジクの加工品を販売し、南河内6市町村が地域の特色を生かしたアート作品を出展する南河内LIVE ART EXPOには、古墳のまちのシンボルとして、町内で出土した土器をモチーフに町内の土を練り混ぜた2mを超えるつぼを展示し、古代と未来をつなぐワークショップを開催するなど、町の魅力発信に努めてまいります。

さて、本定例会議にご提案申し上げます案件は、行政報告が3件、条例案件が4件、決算の認定を求める案件が6件、予算案件が2件、その他案件が2件でございます。

それでは、その概要を申し述べさせていただきます。

最初に、行政報告でございます。

報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、令和6年度決算に係る指標の比率を報告するものでございます。

報告第7号 令和7年専決第4号 和解及び損害賠償額の決定につきましては、職員が公用車を運転中、建物内の駐車場に入る際に上部のスピーカーを天井に接触させたことによるものでございます。

報告第8号 令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1号）につきましては、町中心地区再整備事業に係る不動産の鑑定委託料及び移転補償費を計上したものでございます。

次に、条例案件でございます。

議案第8号 河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法施行令の改正により、選挙公営の単価が引き上げられたことから、町の議会議員及び長の選挙運動の公費負担額についても同様に改正するものでございます。

議案第9号 河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等の規定を整備するものでございます。

議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方公務員の育児休業法等に関する法律の改正に伴い、部分休業の取得パターンの多様化等に関する規定を整備するものであります。

議案第11号 河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、先ほどの議案同様、企業職員につきましても育児休業法改正に伴う規定を整備するものでございます。

次に、決算の認定を求める案件でございます。

議案第12号から議案第17号までは、令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算外5つの会計決算について、監査委員の審査意見書を付しまして認定をお願いするものでございます。

それでは、令和6年度の主な決算の概要について、まちづくり計画における政策の体系に基づき、主な決算の概要を述べさせていただきます。

まず最初に、「安全・安心に住めるまち」でございます。

防災等への備えの充実という面では、災害の発生状況をいち早く把握するとともに、状況に応じて迅速に対応できるよう、これまで各種施策を進めてまいりました。

地域版ハザードマップにつきましては、東山、山城地区で見直しを行いました。また、各地区の土砂災害タイムライン（コミュニティタイムライン）につきましては、順次策定の支援を続けており、令和5年度末に着手いたしました大ヶ塚、芹生谷の2地区が令和6年度に完了し、策定済みの地区は11地区となっております。今後も継続して支援してまいります。

富田林消防署河南出張所の南側にある旧保健センターを防災備蓄倉庫として改修いたしました。

また、消防・救急体制につきましては、令和6年4月1日から、5市2町1村で構成する大阪南消防組合の業務がスタートいたしました。この広域化により、消防力の強化が図られ、近年の多様化・大規模化する事故や災害に迅速かつ的確に対応することが期待されます。

防災力の強化として、大阪府が施工する急傾斜地崩壊防止工事への負担を行うとともに、河川改修では準用河川天満川改修工事を引き続き実施いたしました。河川管理では馬谷川のしゅんせつを行いました。

防災訓練は、関係団体や一般住民の方々と協力して、初めてドローンによる調査や訓練の様子をモニターに映し出すなど内容を充実させ、総合運動場で実施いたしました。

防犯対策としましては、地域防犯ボランティアによる青色回転灯防犯パトロールの支援を行い、防犯カメラを町が新たに3か所5基設置いたしました。また、地区が設置しました6か所8基の設置についても補助を行いました。

交通安全施設設置事業としましては、町道中村神山線の区画線の引き直しを行うとともに、町内778基のカーブミラー定期点検を実施いたしました。また、交通安全対策としましては、道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、町では購入助成を実施し13件の補助を行いました。

次に、「子育てと教育のまち」でございます。

まず、母子保健事業の面では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じるとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実に努めてきました。さらに、妊産婦や乳幼児に対する各種健診や産前・産後のサポート、産後ケアに取り組むとともに、3歳6か月児健診での屈折検査に取り組みました。

また、国制度による出産・子育て応援事業として、妊娠、出産届出時におのおの5万円を

支援することに加え、町独自に育児・子育て応援事業として、出産時に5万円を支援し、さらに令和6年度から新たに育児・子ども手当給付金として、1歳児にも5万円を支援いたしました。

子ども・子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法に基づき推進しておりますけれども、第2期の計画が令和6年度で終了することから、令和7年度を初年度とする第3期河南町子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、第2子以降保育料無償化、こども園等に通園する園児の副食費の助成、園児のおむつを園で処理する取組、学校給食の全額助成などを引き続き実施いたしました。

児童手当の給付につきましては、令和6年10月から、中学生までを高校生までに拡充するとともに、第3子以降の子供に対する給付額の引上げなどを行いました。

子供の医療費につきましては、ひとり親家庭や高校生相当の18歳までの子ども医療費の助成に加え、19歳から22歳までのかなん医療U-22助成事業を引き続き実施いたしました。

近年、子育てについて身近に相談や協力を求められる人がいないケースが増えています。こうした悩みや負担の軽減を図るため、保護者や保育士に対する臨床心理士による子育て等の相談、かなんぴあほけっとルームでの就学前児童一時預かり事業、おやこ園での子育てセンター事業を引き続き実施してまいりました。また、中村こども園の円滑な運営を図るとともに、公私連携幼保連携型認定こども園として運営している石川こども園におきましても、社会福祉法人千早赤阪福祉会との協定により、これまでの運営実績を踏まえ、引き続き安定した教育・保育ができるよう連携してまいります。

教育の質のさらなる向上では、不登校児童・生徒への指導・支援を行う教育支援センター事業の拡充を図り、指導員を各回1人から2人に増員したほか、校内教育支援ルームへの指導員派遣を週1回から週2回に増やしました。

また、児童・生徒が使える英語を身につけられるよう、引き続き小・中学校に外国人指導助手を配置するとともに、中学生の実用英語技能検定の団体受験を行いました。

さらに、小学校の体育館の空調設備を整備するための実施設計を行い、整備工事につきましては令和7年度に繰り越して実施いたします。また、教員の業務負担軽減に向けた事務補助員の配置などにも取り組みました。

次に、「みんなが生涯活躍できるまち」でございます。

本町では、令和6年度から令和8年度までの3か年を1期とする第9期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの

福祉団体と連携して、地域ニーズに合ったサービスの充実に努めております。介護保険料におきましては、国の低所得者への負担軽減に加え、町でも独自の負担軽減措置を行っております。

地域共生社会の実現に向けた取組として、町全体で包括的な支援を行える重層的支援体制を構築いたしました。また、日常生活において支援や介護が必要となった人ができる限り自立して快適な生活が送れるよう、介護サービスの円滑な給付に努めるとともに、要支援者・事業対象者を対象とする3か月の短期集中による運動機能の早期改善プログラムや、概ね65歳以上の人を対象とする認知症予防教室、認知機能の確認・相談を行う脳きらめきチェックなどの支援の充実に努めました。

障がい者支援では、令和6年度を初年度とする河南町第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がいの程度に応じた福祉サービスを受けられるよう、相談支援事業、在宅・通所サービスの充実、就労支援や移動支援対策に取り組みました。

また、障がい者ふれあいスポーツ大会は、令和5年度に引き続き開催することができました。

物価高騰対策として国の施策により実施される低所得者世帯支援給付事業については、物価高に苦しんでいる低所得者世帯及び子供に対する加算給付も含めて実施いたしました。定額減税調整給付金給付事業としまして、物価高への支援の一環として実施された定額減税で減税し切れないと見込まれる世帯に対し調整給付金を支給いたしました。

健康増進事業につきましても、令和6年度から新たになんがん患者アピアランスサポート事業として、がん治療による脱毛症や乳房切除など外見の変化で社会参加が不安な方への支援として、医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用の助成を開始いたしました。また、令和6年度から令和12年度までを計画期間とする健康かなん21（第三次）、第四次河南町食育推進計画、第二次河南町いのち支える自殺対策計画に基づき、住民一人一人がいつまでも自分らしく心身ともに健康で安心して活躍できるまちを目指してまいります。

また、国民健康保険では、被保険者の健康寿命延伸のため生活習慣病を未然に防ぐよう、被保険者自らが生活習慣の改善に取り組む支援を行う第3期保健事業計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定いたしました。計画期間は令和6年度から令和11年度となっており、健診データに基づいたアプローチを実施し被保険者の健康課題解決に取り組んでまいります。

地域の創意工夫ある取組では、地域活動の場となる地区集会所につきましては、令和5年度に実施設計を行った長坂地区の改修を行い、弘川地区で改修に向けた実施設計を行いました。

た。さらに、4か所の集会所に対して冷暖房機設置の補助を行いました。

生涯学習の推進につきましては、公民館において、「親子で楽しくクッキング バランスのいい朝ごはん」や、「焚き火&スラックライン体験」など15講座を実施いたしました。また、大阪芸術大学との連携事業では、「会話の極意を学ぼう」、「藍染によるエコバックづくり」などの共催講座や、ぷくぷくサンデーコンサートを開催いたしました。また、近つ飛鳥博物館とも連携し、かなん文化財講座を開催いたしました。

図書館においては、読書の普及、啓発及び来館促進を目的に、こども図書館まつりで人形劇、かるた大会、大型絵本による紙芝居等を開催するとともに、さらなる蔵書の充実に努めました。

また、子供たちが英語や異文化への興味・関心を高める機会づくりとして、小学校5・6年生、中学校1年生を対象にイングリッシュキャンプを、さらに、中学2年・3年生を対象に、国内の体験型英語学習施設東京グローバルゲートウェイでの異文化体験型研修を実施いたしました。

生涯スポーツの推進では、現役プロバスケット選手によるバスケット教室、ヨガ教室、エアロビクス教室、こども体操教室、こども水泳教室などを開催し、町スポーツ推進委員などと連携してスポーツの振興を図りました。

また、町立テニスコートにおいては、人工芝張り替えの実施設計を行うとともに、総合体育館の芝生広場に、子供の安全な遊び場づくりとして、ライフスポーツ財団の支援を活用し滑り台等の遊具を設置いたしました。

人権の尊重では、基本的人権が尊重された差別のない明るいまちを目指し、河南町人権をまもる会などと連携し、人権を考える町民の集いの開催や広報、人権啓発冊子の全戸配布など人権啓発に努めました。

新型コロナウイルスワクチン予防接種につきましては、令和6年度から予防接種法のB類疾病に位置づけられ、10月1日から定期接種として566人に実施いたしました。

次に、「快適でにぎわいのあるまち」でございます。

地域のコミュニティーを維持し、活力のあるまちであり続けるためには、定住を促進することにより本町の人口減少を抑制することが重要であります。

本町では、定住促進策として、Uターンの支援策について3世代が同居・近居する場合に補助金を支給し、子育て世代の本町への移住・定住を促進してきました。令和6年度は、住宅取得9件、住宅リフォーム4件に補助を行いました。

令和4年度から府営事業としてスタートいたしました北加納、南加納、寺田地区の圃場整備事業につきましては、令和6年度は設計業務、換地業務を行うとともに、整備工事に着手いたしました。また、持続可能な地域農業を推進していくため、地域計画を策定いたしました。引き続き、農業の生産性向上や効率化、農地の利用集積等による農業経営の安定化に向けて、大阪府や地元農家と共に事業を進めてまいります。

有害鳥獣による農作物の被害が多発していることから、被害防止資材等の購入に対する補助等を引き続き実施するとともに、有害鳥獣捕獲の関係団体への助成を実施いたしました。

林業につきましては、おおさか河内材を使用した出生記念木製玩具と苗木を選択制として配付するとともに、庁舎1階情報コーナーにおきまして、おおさか河内材を使用した本棚を整備、また、山林の荒廃の解消や健全な森林の育成及び脱炭素社会の実現に向け、町産材の利用促進を図るため、間伐材の搬出に要する経費に対し補助を行いました。

また、物価高騰が続く中、経済的支援や事業者支援の一環として、令和6年度中、カナちゃんコイン利用促進キャンペーンを第12弾までの3回実施するとともに、各種イベント時においてもポイント付与を5回実施いたしました。アプリ会員も総数では1万1千人を超えるなど、地域通貨として電子地域通貨カナちゃんコインのより一層の普及に努めました。

観光面では、町の魅力をさらに広くPRするため、新たに日本語及び外国語版の観光ガイドブックを作成するとともに、町内の観光・文化スポットを巡るデジタルスタンプラリーを開催いたしました。また、岩橋山を訪れる登山客のために、平石地区に公衆トイレを設置いたしました。

次に、インフラ整備によるまちの姿の創出です。国及び府の新広域道路交通計画に調査中路線と位置づけられた大阪南部高速道路の実現に向けて、関係機関と連携し、国・府に対して働きかけを行いました。

実延長が153kmに及ぶ町道の経年劣化による舗装の損傷が多く発生しており、令和6年度も大部分を公共施設等適正管理推進事業債を活用しながら維持補修を行いました。また、町道の陥没事故防止のため路面下空洞調査を複数の町道で行いました。

さらに、橋梁の修繕工事として、令和5年度に見直しをいたしました町内78橋の橋梁の長寿命化計画に基づき、神山地内の国道309号をまたぐ神山第一橋の補修工事を実施いたしました。

公共下水道の整備については、大宝地内の雨水函渠築造工事及び南加納地区個別ポンプ整備工事等を実施いたしました。

地域公共交通につきましては、令和5年12月20日をもって金剛バス事業が廃止された後、町では、金剛ふるさとバス、カナちゃんバス、やまなみタクシーを一体で維持することとし、地域特性に応じた最適な公共交通サービスの検討を進め、住民の日常生活の維持に取り組みました。

次に、「自然と歴史に囲まれたまち」でございます。

令和6年9月8日に町内一斉クリーンキャンペーンを実施し、住民との協働による清掃活動に努めました。

桜のまちかなんの実現に向け、令和7年3月29日にかなん桜まつりを開催いたしました。この祭りに合わせて、万博後に南河内地域の新しい公共交通と期待される新モビリティイベントも開催されました。また、新モビリティにつきましては、令和6年9月にも新モビマルシェ in 南河内として、本町において自動運転バスの走行披露会も実施されました。

また、2050年までのカーボンニュートラル実現に向け、ゼロカーボンシティ宣言を行い脱炭素に取り組む事業として、再生可能エネルギーの普及促進のため、14基の太陽光発電システムの設置及び4基の電気自動車等充電設備の設置に対し補助を行いました。

次に、「一歩先を行くまち」でございます。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向け、取組をより一層推進するため、高度な専門知識を有する人材を民間より受け入れ、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して番号発券システムを導入いたしました。併せて、住民生活課及び出納室にセミセルフレジ各1台を設置し、キャッシュレス決済に対応できる環境を整備いたしました。

また、自治体が使用する情報システムに対し、一定の基準や規格を設け統一的な取扱いを促進するため施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、基幹業務システムを令和7年度末までに移行するため、移行後のシステムとの適合調査や専用回線等の整備を行いました。

人口減少社会において持続可能なまちづくりを進めていくため、2町1村で設置している2町1村未来協議会での議論を深めました。その中で、職員の共同採用や、連携した様々な取組を進めているところであります。

また、令和6年9月29日執行の町議会議員選挙及び令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査がございました。

以上、令和6年度決算に関連いたします事業の概要を説明させていただきましたが、この結果でございますけれども、一般会計でございます。歳入が71億1,365万円、歳出が69億

8,220万円、差引きいたしますと1億3,145万円となりました。この中から、繰越しする繰越財源3,749万円を差し引きまして、実質収支は9,396万円となっております。このうち、地方財政法に基づき4,700万円を財政調整基金に積み立て、4,696万円を令和7年度へ繰越しをさせていただきます。

歳入決算額は、前年度に比べ120万円の増となっております。その主な要因でございますが、町税が4,771万円の減、諸収入が5,600万円の減、町債が1億1,670万円の減となった一方、地方特例交付金が6,150万円の増、地方交付税が3,449万円の増、繰入金が5,868万円の増となったことなどによるものでございます。

町税は、3,459万円を不納欠損とし、滞納整理に努めております。

歳出決算額は、前年度に比べ4,001万円の増となっております。その主な要因でございますが、衛生費が9,583万円の減、公債費が6,501万円の減、教育費が5,925万円の減となった一方、民生費が2億1,026万円の増、消防費が8,440万円の増、総務費が4,117万円の増となったことによるものでございます。

次に、予算の繰越しでございますけれども、地域公共交通車両更新事業など9事業3億1,163万円を繰り越すとともに、3,749万円を繰越財源として令和7年度に繰越しをさせていただきました。

次に、国民健康保険特別会計では、歳入17億7,274万円、歳出17億4,938万円、差引き2,336万円を翌年度へ繰越しをさせていただきます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入3億6,445万円、歳出3億6,045万円、差引き400万円を翌年度へ繰越しをさせていただきます。

介護保険特別会計では、歳入18億3,489万円、歳出17億4,477万円、差引き9,012万円を翌年度に繰越しをさせていただきます。

土地取得特別会計は、歳入、歳出ともに23万円となっております。

最後に、下水道事業会計でございますが、収益的収支、これは消費税込みでございますけれども、収入4億4,187万円、支出4億3,803万円、差引額384万円の黒字となりました。

資本的収支では、収入1億8,760万円、支出3億555万円、差引き1億1,795万円の不足が生じておりますけれども、これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をさせていただきます。

以上、令和6年度の各会計の決算概要について申し述べましたが、令和6年度末の地方債の残高は、一般会計で48億2,923万円、下水道事業会計を含む全会計で75億6,427万円となり、

前年度に比べ一般会計で4億8,706万円の減、全会計で5億5,850万円の減となりました。

次に、基金ですが、一般会計に属する基金の現金は31億5,492万円で、前年度と比べ5,635万円の減となりました。基金全体では34億1,998万円となりました。

財政状況の厳しい中、国・府の動向を注視しながら、最少の経費で最大の効果が得られるように、今後ともより一層適正な予算執行に取り組むとともに、公正で公平な税の負担という見地から、税等のより一層適正な徴収に努めてまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましては、引き続きご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、補正予算でございます。

議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）につきましては、全国瞬時警報システム（Jアラート）整備事業として、役場庁舎に設置している全国瞬時警報システムの機器を更新する費用などの予算を計上させていただくものです。

議案第19号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護給付費負担金など国・府等の負担金等の返還金でございます。その財源としまして、前年度繰越金で措置をさせていただいております。

次に、その他の案件でございますけれども、議案第20号 財産の取得（洋式水洗組立式トイレ購入）について及び議案第21号 財産の取得（GIGAスクール構想授業支援システム及びフィルタリングソフト購入）について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会議に提案させていただきました議案の概要についてご説明をさせていただきましたが、詳細につきましては後ほど担当者がご説明をいたします。ご審議の上、原案どおりご可決、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

監査委員から、令和7年6月分と7月分の例月出納検査の結果報告と令和6年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに下水道事業会計決算に関する審査結果報告がありましたので、タブレットに送信しております。いずれも、適正に処理されたという内容でし

た。松田監査委員、議会選出監査委員である大門議員におかれましては、大変お疲れさまでございました。

続いて、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

高田議員。

○3番（高田伸也）（登壇）

それでは、8月4日、5日の2日間にわたりまして、大阪南消防組合議会による石川県内の消防局、消防本部の視察研修に参加しましたので、報告をさせていただきます。

当日は、大阪南消防からバスで出発しまして、大阪南消防組合派遣議員16名とその他消防局長を含む消防職員3名の19名で参加をしております。

まず、能登半島の高速道路を進みますと、いまだ道路が補修中のところがたくさんございまして、さらに奥のほうに進んでまいりますと、倒壊したままの家屋、またブルーシートが屋根にかかったままの家屋も多く見受けられました。いまだ完全に復旧しているわけではないということを実感したわけですが、初日の金沢市の消防局での研修内容としましては、金沢市消防局の概要、また能登半島地震における消防局の対応について研修をいたしました。その後、特殊車両の視察、特に54m級のはしご車の説明及び搭乗、また指令本部等の装備を見学しましたがけれども、金沢市消防局については、地震直後の各地域からの応援部隊の受入れと同時に消防局として現地への部隊を派遣すると、その両方の取組があったということで相当な混乱を来したというふうに聞いておりますが、錯綜する情報を整理して連携するためには、デジタル化の必要性を強く訴えておられました。

翌日は、奥能登広域圏事務組合の消防本部に参りましたが、そこでは、被害状況と9月豪雨に関する研修を行い、地震で被災した方々の仮設の住宅に追い打ちをかけるように、9月の豪雨により浸水したというような非常にかわいそうな場面も遭遇してまいりました。

その後、輪島朝市の仮設出張所を視察して、複数の店主と触れ合いながら当時の状況を聞きました。

最後に、輪島朝市の火災現場も更地になっていましたけれども、現地を視察したというところであります。

また、当日、1月1日元旦の地震発生の状況をお聞きしますと、16時6分、夕方4時に震度5の地震が発生して、その4分後に、16時10分、輪島市に震度7の地震が追い打ちをかけ、同時に、16時22分に大津波警報が発令されたという非常に厳しい状況が一気に進んだわけですが、私は、たしか当時、輪島の朝市が延焼しているというテレビを見たときに、消防活動

がほぼされていないというのを実態として見た覚えがあるんですが、実際に消防団員の皆さんにこの状況をお聞きしますと、イレギュラーのことが非常に多発して、それによって結果的に約5万㎡、250の家屋が焼失したということが分かってまいりました。

まず、原因の一つとして、多くの場所に消火栓や防火水槽があったものの、地震による倒壊、建物が倒れたということによって道路が寸断され、なかなかその場所に行き着くことができず、消火栓が用をなさなかったと。また、焼失した建物の大半は燃えやすい木製のトタンであったということから非常に火の回りが早く、さらに、現地は海のそばにあって大きな川にも隣接していたんですけれども、当日は大津波警報が発令されたということもありまして、消防隊は海に近づくこともできず、さらに、地震によって河川の上流がせき止められたことによりまして、最下流の朝市近くにおきましては川の水がほとんど流れて来ず、結果的にポンプ車で給水することもできなかったというようなことが重なったということでありませう。

また、当日は、最大の金沢市の消防局に支援を要請しましたがけれども、道路の寸断によって広域応援の部隊の到着のめどが立たなかった。恐らく今から行っても翌日になりますというような話であったり、空中からの消火活動を自衛隊にも要請をしたということでありましたがけれども、被害の全容が不明な上に、被害箇所があまりに多いことによって、様々な要因が重なって、結果的に応援もいただけなかったということでありました。最終的には延焼を食い止めるための防御ラインを死守することしかできなかったということでありました。

結果的に、この能登半島地震によつての消防の実態としましては、当日、消防通常勤務職員113名のうち40名の職員が残らなかった、言わば旅行、被災等、消防署に来ることはなかったと。また、消防庁舎や車両にも大きな被害があつて、消防車など115台のうち38台が被害を受けた。道路は42路線87か所で通行止めになつたと。結果的に、消防署にも400人の被災者が避難してきて、長時間の断水で食器やコップが使えず、紙類の大量のごみが山積みになっていたというところであつたようです。

結果的に、残念ながら能登半島地震におきましては、死者515人、災害関連死295人にも上る大きな災害になつたわけではありますが、一方、1月3日の時点での実績では、大阪消防局から83隊317名が、また愛知県からは82隊318名が緊急消防援助隊として真っ先に駆けつけていただいたことについては非常に感謝されておられました。

改めまして、消防に従事していただいている方々の大変なご苦労を、それに敬意を表しつつ視察を終え、途中大変な雨にも遭いましたけれども、輪島現地から8時間を要し、帰阪い

たしました。

以上、私の視察の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

大阪南消防組合議会の報告が終わりました。

高田議員におかれましては大変お疲れさまでございました。

続いて、南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）（登壇）

令和7年第2回南河内環境事業組合議会定例会についてご報告させていただきます。

令和7年8月19日、第2回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容のご報告を申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合議会議員の異動が報告された後、議会運営委員長から委員会の開催結果として、提出議案の取扱いや会期など確認事項の報告がございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、1つ目、報告第2号 組合議会議員の異動については、富田林市から村山理恵議員、千早赤阪村から中野智子議員が新たに選出された報告でございました。

2つ目に、選挙第1号 組合議会副議長の選挙については、千早赤阪村選出の中野智子議員が副議長に当選されました。

3つ目に、報告第3号 令和6年度南河内環境事業組合一般会計継続費精算報告書の報告については、（款）3 衛生費、（項）1 ごみ処理費、事業名、第1 清掃工場基幹的設備改良事業及び事業名、クレーン電気設備更新事業において事業が完了し、継続費の計画と実績内容の報告がございました。

次に、承認第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、関係条例計3条例の懲役、禁錮を拘禁刑に改めるものとして、承認第4号 南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、育児・介護における仕事と生活の両立支援の拡充を実施するための所要の改正を行うものとして、承認第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承

認を求めることについては、人事院勧告に基づく扶養手当、地域手当等の改正を行うものとして、承認第6号 南河内環境事業組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、実情に合わせた職員の旅費の適正化を図るため改正を行うものとして、承認第7号 南河内環境事業組合行政手続条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、地方公営企業の組合内での取扱いを変更する改正であり、これら5件は本年3月28日付の専決処分とされたもので、原案どおり承認されました。

なお、承認第4号の南河内環境事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び承認第5号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例内の配偶者について、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むことの確認、また住居手当の支給に関し質疑があり、今後は同性婚の適用も検討するよう要望がありました。

議案第4号 令和7年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ708万2千円を追加し、総額を28億251万2千円とするもので、原案のとおり可決されました。補正の内容は、本年4月1日付の人事異動等に伴います人件費の補正でございました。

6つ目に、監査報告第2号 例月出納検査の結果報告については、監査委員から、令和6年度1月から5月分及び令和7年度4月から6月分の例月出納検査の結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

7つ目に、認定第1号 令和6年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額85億3,247万460円、歳出総額83億5,786万2,988円の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付されたもので、原案どおり認定されました。

なお、第1清掃工場の基幹的設備改良工事の完了時期と、売電収入の時期の確認の質疑、また、サバーファームの入園補助事業の再開時には、ごみを受け入れていただいている地域への理解促進やごみ減量等への寄与の費用対効果を検討すること、ごみ減量の啓発活動について目標を持って実施すること及びごみの減量だけではなく、ごみを出す際の分別等の啓蒙を実施すること等の要望がありました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和7年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

南河内環境事業組合議会定例会の報告が終わりました。

佐々木議員におかれましては大変お疲れさまでございました。

ここで、10分間の休憩とします。

休 憩（午前10時55分）

~~~~~

再 開（午前11時05分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 行政報告を議題とします。

報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから報告第8号
令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1号）の報告についてまでの3件の行政報
告を求めます。

順次説明をお願いしますが、3件の報告が終わった後に、それぞれの報告に対して質疑を
お受けします。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは699、令和7年8月27日議案送付、9月定例の議案一式01、令和
7年河南町議会9月定例会議資料の23ページをお開きください。

報告第6号

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及
び第22条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率を次のと
おり監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

次ページに、監査委員さんからの意見書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきました

いと思います。

それでは、1、健全化判断比率の4つの指標につきまして順次説明させていただきます。

まず1つ目は、実質赤字比率でございます。

この比率は、一般会計と土地取得特別会計の単年度の赤字割合を示すものでございます。令和6年度決算では、実質収支額が9,395万6千円で黒字決算となりましたので、横棒で表記しておりますとおり、なしということになりました。

次に、連結実質赤字比率でございます。

この比率は、一般会計、土地取得特別会計以外の3つの特別会計、すなわち国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業会計に含めた連結決算、いわゆる町全体における単年度の赤字割合を示すものでございます。

3つの特別会計は、いずれも赤字決算ではなく、また、下水道事業会計につきましては、流動資産から流動負債のうち、建設改良費等に係る企業債等を控除した額を差し引いた連結の対象額が資金不足となりませんでしたので、こちらのほうも横棒、なしということになりました。

次に、3つ目の実質公債費比率でございます。

この比率は、標準財政規模に対する実質的な公債費の割合を示す指標で、3か年平均で算定いたします。本年度は7.4%で前年度の6.9%から0.5ポイント悪化しております。これは3か年の平均値でありますので、単年度での比率においては令和5年度より0.1ポイント改善しております。

最後に、4つ目、将来負担比率でございます。

この比率は、標準財政規模に対して将来負担すべき実質的な負債額の割合を算出するものでございます。前年度に引き続き将来負担がないということで、横棒、なしということになりました。これは将来負担額を充当可能財源額等が上回っていることによるもので、将来負担がないということでございます。地方債現在高が減少したものの組合負担見込額が増加したことなどにより、将来負担額は増加しておりません。

続きまして、2の資金不足比率でございます。

この比率は、公営企業会計の資金の不足割合を表す指標であります。本町では下水道事業会計が対象となります。先ほど連結実質赤字比率でもご説明しましたが、下水道事業会計におきまして赤字額、すなわち資金不足額がありませんでしたので、この指標につきましても横棒、なしということになりました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、報告第7号の説明をさせていただきます。

タブレットの25ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、26ページをご覧ください。

令和7年専決第4号

和解及び損害賠償の額の決定について専決処分書

次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年8月12日

河南町長 森 田 昌 吾

1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、住所は大阪府羽曳野市内に在住の方でございます。

2、和解の趣旨でございますが、河南町は相手方に対し損害賠償金3万3千円を支払うものとするものでございます。

3、事故の概要ですが、事故発生日時は令和7年6月13日午前10時頃、事故発生場所は大阪府羽曳野市内。事故の状況ですが、上記日時、場所において、本町の介護保険認定調査員が認定調査のため訪れた際に、公用車上部に取り付けられているスピーカーを相手方所有の

マンションの屋内駐車場入り口の天井に接触させ傷つけたものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは27ページをお開きください。

報告第8号

令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1号）の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1号）を別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

令和7年8月18日付、町から土地開発公社に対し、町中心地区再編整備における用地取得について先行取得の依頼がありましたので、これを受け、8月19日に土地開発公社理事会を開催し、用地取得に係る経費を計上するため補正予算を措置いたしましたので、報告するものでございます。

それでは29ページをご覧ください。

議案第2号

令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1号）

令和7年度河南町土地開発公社事業計画の補正。

令和7年度河南町土地開発公社事業計画の補正は、次に定めるところによる。

1、用地の取得 公有地取得事業 233万9千円を追加する。

今回の補正は、町中心地区再編整備事業用地の取得に伴う移転補償及び土地の鑑定を行うものでございます。

めくっていただきまして、30ページは、令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第

1号)です。

(総則)

第1条 令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額53万1千円は、前年度繰越準備金で補填するものとする。

支出としまして、第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費、補正予定額53万1千円、支出合計98万3千円です。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですが、第1款資本的収入、第1項公社債及び長短期借入金、補正予定額180万8千円。収入合計180万8千円です。

次に、支出です。

第1款資本的支出、第1項公有地取得事業費、補正予定額180万8千円、支出合計180万8千円です。

めくっていただきまして、31ページ。

(公社債の発行及び長短期借入金)

第4条 公社債の発行及び長短期借入金の限度額は、180万8千円と定める。

令和7年8月19日提出

河南町土地開発公社理事長 江島芳孝

めくっていただきまして、32ページ、補正予算説明書です。

収益的支出で、(款)販売費及び一般管理費、(項)販売費及び一般管理費、(目)経費、(節)役務費、補正前の額30万円に補正後53万1千円を追加し、合計83万1千円とするものでございます。これは町中心地区再編整備事業の用地取得に係る不動産鑑定料3筆分でございます。

めくっていただきまして、33ページ、資本的収入ですが、(款)資本的収入、(項)公社債及び長短期借入金、(目)長短期借入金、(節)長短期借入金、補正前の額ゼロ円。補正額180万8千円を追加し、合計180万8千円とするものでございます。

この収入は、次の資本的支出額を土地鑑定基金からの繰入金、資金借入れとするものでございます。

めくっていただきまして、34ページ、資本的支出ですが、（款）資本的支出、（項）公有地取得事業費、（目）公有地購入費、（節）補償費、補正前の額ゼロ円に補正後180万8千円を追加、合計180万8千円とするものでございます。

この補償費は、本事業区域内における移転補償費を計上しております。

めくっていただきまして、35ページでございます。

令和7年度河南町土地開発公社資金計画です。受入資金ですが、右から2列目の増減額欄をご覧ください。長短期借入金で180万8千円を補正することにより、補正後の受入れ資金合計は、中央の補正後予定額欄3,244万9千円となる予定です。

めくっていただきまして36ページ、支払資金です。

右から2列目、増減額欄、1、販売費及び一般管理費53万1千円。3の公有地取得費180万8千円、合計233万9千円を補正することにより、中央の補正後予定額欄、合計279万1千円となり、一番下段の受入支払差引翌年度繰越金は2,965万8千円となる予定です。

以上、簡単ではございますが、令和7年度河南町土地開発公社補正予算（第1号）の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、報告第6号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、質疑をお受けします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので質疑を終結します。

次に、報告第7号 令和7年専決第4号 和解及び損害賠償の額の決定について質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので質疑を終結します。

次に、報告第8号 令和7年度河南町土地開発公社会計補正予算（第1号）の報告について質疑をお受けします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので質疑を終結します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第5 議案第8号 河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第11号 河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第8号から日程第8 議案第11号までの4件については、本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第8号 河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットは37ページをお開きください。

議案第8号

河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由でございますが、令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されました。この改正では、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正で、最近における物価の変動等を考慮し、その公費負担基準額が見直しされました。

具体的には、選挙運動用ビラ作成費用、ポスター作成費用の限度額がそれぞれ引き上げられましたので、これらの改定に伴い、本町における選挙関係の基準単価についても施行令に基づき、引き上げを行うものでございます。

それではめくっていただきまして、38ページでございます。

令和7年河南町条例第 号

河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

河南町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年河南町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読に代えまして、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきますので、39ページをお開きください。

第8条中、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を「7円73銭」から「8円38銭」に、第11条、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を「541円31銭」から「586円88銭」に変更するものでございます。

めくっていただきまして40ページ、附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行し、第2項で経過措置として、改正後の条例の適用につきましては、本条例施行日以降に告示される選挙から適用するものとしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第6 議案第9号 河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8 議案第11号 河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上3件を一括議題とすることに決しました。

なお、質疑、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、議案第9号から議案第11号までの3件について、順次提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは41ページをお開きください。

議案第9号

河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出

河南町長 森田昌吾

提案の理由ですが、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における、仕事と生活の両立支援の拡充に対応するもので、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）において、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、意向確認、意向配慮等に関する改正があったことに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

それではめくっていただきまして、42ページです。

令和7年河南町条例第 号

河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年河南町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読に代えまして、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきますので、44ページをお開きください。

第15条の改正につきましては、新たに第18条を追加することに伴い、引用条項を改めるものでございます。

次に、第18条の改正ですが、改正前の「第18条」を「第18条の2」に、「第18条の2」を「第18条の3」に1条ずつ繰り下げ、第17条の次に新たに第18条を追加するものでございます。

まず、第18条第1項は、妊娠出産等についての申出をした職員等に対して講じなければならない措置として、第1号において、出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置、第2号において、出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置、めくっていただきまして45ページで、第3号において、当該申出に係る子の心身の状況又は職員の家庭の状況に起因して、当該子の出生の日以降に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置を規定しております。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、規則で定める一定の期間内に講じなければならない措置として、第1号において、育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置、第2号において、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置、第3号において、当該職員の3歳に満たない子の心身の状況または職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置を規定しております。

次に、第3項は、第1項第3号及び第2項第3号の規定により、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないことを規定しております。

次に、第18条の2及びめくっていただきまして、46ページの第18条の3は、条の繰下げと文言の整理でございます。

最後に、附則でございます。第1項は施行期日です。この条例は令和7年10月1日から施行し、次の第2項の規定は公布の日から施行するものとします。

第2項は経過措置で、任命権者は、この条例の施行日前においても改正後の第18条第2項各号に規定する措置を講じることができることを定めております。

また、施行日前に講じられた措置は、施行日以降は同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

以上、簡単ではございますが提案の理由と説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号を提案させていただきます。

タブレットのほうは47ページでございます。議案第10号の説明です。

議案第10号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

提案理由ですが、先ほどの議案第9号同様、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に対応するもので、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）において、部分休業の取得パターンの多様化等に関する改正があったことに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

それでは、めくっていただきまして48ページです。

令和7年河南町条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年河南町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読に代えまして、改正や内容につきましては新旧対照表によりご説明させていただきますので、51ページをお開きください。

まず、第17条は地方公務員の育児休業等に関する法律、以下、育児休業法と申しますが、この法律の第19条第1項の規定を受け、部分休業を取得することができない職員を定めております。

育児休業法の改正により、現行の1日につき2時間を超えない範囲の部分休業が同法第19条第2項第1号に規定され、新たに1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業が同法第19条第2項第2号に規定されたことにより、本条例第17条第2項においても、非常勤職員の部分休業の取得要件として、改正前は、勤務日、日数及び勤務日ごとの時間を考慮して規則で定めると規定しておりましたが、先ほどご説明した育児休業法の改正により部分休業の取得パターンが多様化されたことに伴い、勤務時間に関する定めを削除するものでございます。

続いて、第18条は、育児休業法第19条第2項第1号に規定する、1日につき2時間を超え

ない範囲の部分休業の承認に関して規定するものですが、まず第1項の改正で、第1号部分休業の承認は、改正前は、勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として行うとしていたものを、改正後は、取得単位は同じく30分ですが、勤務時間の始めまたは終わりにという要件は削除するものです。

以下、第2項及び第3項は、育児休業法の改正に伴い「部分休業」を「第1号部分休業」に改めるものでございます。

めくっていただきまして、52ページ、第18条の2から第18条の5につきましては、部分休業の取得パターンとして新たに設けられ、1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内で承認する第2号部分休業に関する規定を新設するものです。

まず、第18条の2は、第2号部分休業の承認は1時間を単位として行うことを規定しています。また、その例外として第18条の2第1号で、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについての承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数とできること、第18条の2第2号で、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったときは、当該残時間数とすることができることを定めております。

次に、第18条の3は、育児休業法第19条第2項において、条例で定めることとされている部分休業の請求を申し出る1年の期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものです。

次に、第18条の4は、育児休業法第19条第2項第2号において、人事院規則で定める時間を基準として条例で定めることとされている職員が、1年につき請求できる第2号部分休業の上限時間について、非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間ごとに10を乗じて得た時間とするものでございます。

次に、52ページから53ページの第18条の5は、育児休業法第19条第3項において条例で定めることとされている職員が申し出た部分休業の内容を変更することができる特別の事情について、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の申出時に予測されることができなかった事情が生じたことにより、育児休業法第19条第3項に規定する申出の変更をしなければ、部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とするものです。

第19条は、「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改めるものです。

次に、第20条は、育児休業法に規定する部分休業の承認の取消し事由について規定しておりますが、育児休業法の改正により引用条項等が変更となったことから規定を改めております。

続きまして、附則でございます。

第1項は施行期日ですが、この条例は令和7年10月1日から施行いたします。

第2項は経過措置であります。この条例の施行日の日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第18条の4に規定する職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限時間について、本則の半分の時間とするものです。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。

ここで説明員を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、議案第11号の説明をさせていただきます。

タブレットの55ページをお願いいたします。

議案第11号

河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

本条例の提案理由でございますが、先ほどの議案第10号と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の給与の減額の規定について所要の改正を行うものでございます。

めくっていただきまして。

令和7年河南町条例第 号

河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年河南町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

タブレットの57ページをお願いいたします。

第15条第2項中、「当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部」を「当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部または一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内）」に改めるものとございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

最初に、議案第9号 河南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

この法律自体は、労働者の意向、何かあったときにどういう休暇を取りたいのか意向を確認するということが義務化されるということと、知らせる、制度がどういうものがあるのかちゃんと知らせて本人に確認する、そして不利益にならないようにするというのを制度化するということがあるんですね。

このあたり、今の河南町でも大体できているであろうとは思いますが、義務化と制度化というところで、また今までやっていましたというのと違う状況になると思うんですね。そのあたりどうなっていくのかというのが一つ。

そしてもう一つに、ここで書かれている事実婚というものの定義は何なのかというのが知りたいです。

あともう一つ、どうしようかな、介護休業のときに、その介護される対象として配偶者であるとか祖父であるとか兄弟、かなり広範囲にわたって対象がいるなというイメージなんです。ここに同性のパートナーは含まれるのかという3つをお聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、1点目の義務化と制度化というところでございます。

議員仰せのとおり、現在も介護休暇、育児休暇等を取ろうとしている職員に対しては丁寧な説明をしていっております。今もう現在やっておりますので、改めて何かするという事ではないんですけれども、事前にやはり説明等は周知するように、全職員に対しては周知していきたいと思っております。

次に、事実婚というところでございますが、事実婚というのは、パートナーと一緒に生活をされているというところで、婚姻関係にはないということだと思っております。

介護休暇のほうは、今、多岐にわたると思っております。40歳以上の職員に対しては、介護休暇制度というのがあるということも知らせていかないとはいけません。その上で、自分の母親であったり父親であったりとか、そういうところでありますけれども、同性婚というところでそちらのほうの方を認定されるというところは、日本国のほうでそこをまだ同性婚とかいうところが法的に認められていないと承知しておりますので、難しいのではないかと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

1つ目の制度化、義務化のところ、一番制度化として難しいのが本人の不利益にならないようにというところだと思うんですね。

実際に一昔前は男性の育児休暇というのが全くいっしょになかった状況から、少しずつ取られるようになったという中で、やっぱり不利益はある一定昔はあったん違うかなというふうに予想できるんですね。ここを制度化するというのがこの法律で言われている中で、改めて何かするものではないという話なんですけれども、やっぱりより一層ここは気をつけていただきたいなと思っております。

事実婚に関して、生活をしているパートナー、法定義はないですね、事実婚に関して。

なんですけれども、一般的に定義されているものとしても、生活をしているパートナーであるとか、社会的に夫婦であると認められているというようなところがあると思うんですね。ここにやっぱり同性カップルの場合も入れていただきたいなと思ひまして、この法律に関して、都道府県によっては、もう同性カップルも含めるというふうにも決めている都道府県もあると聞きました。大阪府はやっていないんですね。含めるか含めないかの解釈の問題だけなので、できると思うんですね。

というのと、特に関東のほうで活発なのが、自治体職員の結婚している相手が事実婚であるかどうか、同性であるかどうか関わりなく、その人たちに不利益がないように、同じように利益がなければならぬというのがもう条例化されているところもあるんですね。

河南町の職員さんも百何十人いらっしゃるんで、その対象になられる方は必ずいらっしゃると思うんです。対象になりたい、ほんまはなりたいのにという方かもしれないですし、事実婚の方は実際にいらっしゃいますよね。そこに不利益が及ばないよう考えていく必要があると思うんですけれども、そこはどのようなふうにご検討されていますか。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

議員の今仰せの話は、同性婚等も明記してほしいというところですか。同性カップル、そういうところも含めてほしいというご要望でございますけれども、日本国において、国のほうでそこをまだちゃんと認められていないというふうに私は承知しておりまして、ちょっとこの条例の中に盛り込むことは難しいのかなと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ほな、この条例じゃなくても不利益が及ばないと、全職員平等にそういう権利があるんだよという条例を新たにつくっていただくという流れは全国的にも活発にされているので、そこはまた考えてほしいなと、町長、思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

いろんなケースがいっぱいあるんですけれども、いろんなケースを勉強しながら、どんな

ことが自治体としてやっていけるのかというのは、これからも研究していきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

大門議員。

○8番（大門晶子）

今般、職員が介護休業、育児休業を取りやすい環境をより整えていただけるということでありがたいと思うんですけども、今回、意向確認の措置という言葉が出てくるんですが、意向確認というのはどういうふうな方法で確認されるのかということをもっと教えてください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

意向確認、例えば育児休業、妊娠等あった場合は、事前に今、人事財政課のほうで聞き取りをさせていただいておりますので、今後、出産日も含めながら、以降どのように勤務をしていくかという等を口頭で確認はさせていただこうと思っております。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

次に、町長にお伺いしておきたいんですけども、今、職員さんというのは抱えている業務というのが年々増加しているように思っているんですけども、部分休業、育児休業を取られたときに、仕事を今度分散してやっていくわけなんですけれども、そのときに、職員さんが仕事しやすいような体制を整えてほしいというふうには思っているんです。

何か今、現状は、やっぱり非常勤の職員とか、そういうふうな臨時職員とかを雇用してというような形でやっておられるのかなというふうには推測しているんですけども、その体制整備というのは、町長はやっていただけるのかどうかということをお教えてください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

休業は、当然、育児休業もあるし、これは男性職員も最近は特に多くなってきているという状況はあります。それから、介護の休暇という介護休業というんですか、これは高齢化社会になっていくと、どうしてもそういうようなことの職員も増えてくると、このように思っ

ています。

ただその中で、職員がそこで業務は当然ちよつとずつ増えているというようには思います。ただ、その増えている内容をどういうふうにして対応していくかというのは、全体的に職員の資質、能力のアップとか研修とかでそういうのを高めることも必要なんですけれども、やはり物理的な限界もありますので、そういった点についてはやはり対応していくと。これは会計年度任用職員の方をお願いする場合もあるだろうし。

今進めていますのが、やはりDXトランスフォーメーションでデジタル化を図って、申請とかそういうようなものについてデジタル化、電算化を図って省力化をしていくということで、職員が最終的に携わるところをどんどん少なくしていきたいという形で、今、それでDXのほうでたくさんの予算を頂きながら進めているというところもありますので、その辺で、全体として職員の負担軽減というのは進めていきたいと思っているんですけれども。

どんどん国のほうでもいろんな施策を打ち出された段階で、仕事が当然、実際に事務するのは基礎自治体のほうになってくるとこういうような事例もいっぱいありますので、その点も踏まえて対応していかなければならないと思っています。

ただ、やはり難しいのは、職員の全体数を維持する必要性もありますし、職員の職場環境、これを整えるということもあるので、ちよつと両立していきたいんですけれども、病気で休んでいる職員もおりますし、全体として今そういう点では非常に苦慮しているところでもありますというところです。

以上です。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

制度設計をつくっていったとしても、職員が結局のところ気兼ねしながら休まなきゃいけないとか、そういうふうな状況にならないように、やっぱり管理監督する立場としては、そのところの気を遣っていただきたいということだけお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時58分）

~~~~~

再 開（午後 0時58分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第10号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

この条例に関して、もともと元となった法律が、もともとは休めますと宣言したら休めたものが、今度からは年1でちゃんと申告しないといけないということで、特別な事情があったらその年1で申告した状態から変更してもよいというふうになったんですね。

ある意味、これ1つ使いにくくなったん違うかなみたいなふうに思うんですね。休めますと言うのと、やっぱり申告して、またやっぱり違うから変更してというので年1だけですしね。というあたりをどういうふうに今までの柔軟性を担保するのか。特に育児のことなので、ほんまに生まれてみないと分からない。生まれたとて、状況は本当に毎秒変化するというようなものなので、そのあたりどういうふうに考えておられるのかというのが一つ。

もう一つが、先ほどの条例のことにも関わるんやけれども、これ、第2条に養育する子というふうにあるんですね。第2条やったかな。養育する子の定義は法律のここに掲げる定義

ですという中に、血縁関係、養子縁組、多分これ特別養子縁組ですよ。親が養育できない子を代わりに養育するというふうになっているので、やっぱりこれも同性カップルの場合、二人で育てている子というのは一人の実子で、一緒に育てているもう一人のパートナーからしたら、一緒に育てていてもやっぱりそれは養育する子というところに当てはまらないんですね。

これ、本当にいろいろと問題がありまして、この条例外でいったら、実際に育てているのに制度が追いついていないせいで親じゃないと言われて、入院する場合でも入園の手続きであっても、とにかく親じゃない他人だということですのでごく不便になっていると。

今、日本のどこかの調査で、LGBTQ+の割合というのが10%ぐらいいるというふうに出ている中で、その中でもレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルが同性カップルになるかと思うんですが、その割合は3%らしいんですね。ここももう一つ、やっぱり一部の自治体では同性のパートナーも含めるというふうになっているんですけども、そのあたり河南町もやっぱり対応していかなあかんの違うかなと思うんですけども、2点お伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず、育児休業の取得のパターンのほうでございしますが、まずは、1年間はどういう形で取りたいかというところは、やはり休業を取るということで、そこにどのようにまた会計年度さんに入っていたとか、職員をどう当てはめていくとかいうようなことも計画的に人事としてはありますので、事前に言っただけならありがたいというところもございします。

ただ、特例で、先ほど申しましたとおりに、配偶者の方が急遽病気になったとか、ここにはちゃんと規則のほうでまた改めて定めるところもありますけれども、学級閉鎖で育児等も見ないといけないというようなところの急遽のパターンもございします。そういうところは変更で対応できるように、30分ぐらい対応でするところを1日単位で、今まででしたら2時間というところを1日単位で変更できるというようなところもありますので、柔軟な考え方というところはあると思っております。

先ほどからも同性カップルのお話もございしますけれども、なかなか今のこの法律のほうで、地方公務員の育児休業に関する法律というところの定義では、そちらの養子縁組等されている方は、児童福祉法なり民法で定められた方、5項というふうに規定されておりますので、条例のほうもそのように対応させていただいているところでございます。

先ほども町長のほうもありましたけれども、そういう先進的な改正をされているという他団体のところをちょっと勉強させていただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号 河南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第9 議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14 議案第17号 令和6年度河南町下水道事業会計決算認定についてまでの6件を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議におきましては詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明及び監査委員のご意見を賜ることにしたいと思います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第9 議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから順次提案理由の説明を求めます。

北野会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（北野朋子）（登壇）

それでは、タブレット端末の699、令和7年8月27日議案送付（9月定例フォルダー）の議案一式フォルダー内2つ目の02、令和6年度歳入歳出決算書（議案第12号から議案第17号）のPDFファイルをお開きください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、令和6年度歳入歳出決算書、4ページでございます。

議案第12号

令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月3日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、92ページでございます。

議案第13号

令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月3日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、110ページでございます。

議案第14号

令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月3日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、121ページでございます。

議案第15号

令和6年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和6年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月3日

河南町長 森 田 昌 吾

続きまして、145ページでございます。

議案第16号

令和6年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により令和6年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和7年9月3日

河南町長 森 田 昌 吾

ここで説明員を交代いたします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）（登壇）

それでは、タブレットの201ページをお願いいたします。

議案第17号

令和6年度河南町下水道事業会計決算認定について

令和6年度河南町下水道事業会計決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、これを議会の認定に付す。

令和7年9月3日

河南町長 森 田 昌 吾

以上でございます。ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

それでは、引き続き松田監査委員のご意見を賜りたいと思います。

松田監査委員。

○監査委員（松田政文）（登壇）

それでは、令和7年7月22日及び25日の両日にわたりまして、大門監査委員と共に実施いたしました令和6年度河南町一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました一般会計及び各特別会計決算及び関係書類、同法第241条第5項の規定により審査に付されました各基金の運用状況に関する書類並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました下水道事業会

計決算及び関係書類について決算審査を実施しましたところ、令和6年度河南町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況に関する書類並びに下水道事業会計決算報告書及び事業報告書等は、いずれも地方自治法及び関係法令の規定に準拠して作成されており、決算の計数は、関係諸帳簿、証拠書類と照合した結果、収支とも適正であると認められました。

なお、詳細につきましては審査結果報告書のとおりでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明及び松田監査委員の意見を賜りました。

ここで、提案理由についての質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

日程第9 議案第12号から日程第14 議案第17号の審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第12号から日程第14 議案第17号までの審査については、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

松田監査委員様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。ここで退席していただいて結構です。大変お疲れさまでございました。

〔松田監査委員 退席〕

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第15 議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）と日程第16 議案第19号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

これより提案理由の説明を求めますが、本日の会議におきましては、詳細な説明は省略していただき、議案の表題の説明にとどめたいと思います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第15 議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）から順次提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは699、01のほうに戻っていただきまして、令和7年9月定例会議資料の60ページをお開きください。

議案第18号

令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,986万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億7,533万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、61ページです。第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

(款) 府支出金、(項) 府補助金65万5千円の追加、(項) 委託金31万1千円の追加。

(款) 繰越金、(項) 繰越金1,010万1千円の追加。

(款) 町債、(項) 町債880万円の追加でございまして、歳入合計で1,986万7千円の追加。
補正後予算額を76億7,533万2千円とするものでございます。

めくっていただきまして、62ページは歳出でございます。

(款) 総務費、(項) 徴税費100万円の追加、(項) 統計調査費31万1千円の追加。

(款) 民生費、(項) 社会福祉費305万1千円の追加。

(款) 農林水産業費、(項) 農業費65万5千円の追加。

(款) 消防費、(項) 消防費880万円の追加。

(款) 教育費、(項) 中学校費605万円の追加でございまして、歳出合計で1,986万7千円の追加。補正後予算額を76億7,533万2千円とするものでございます。

めくっていただきまして、63ページは第2表債務負担行為補正で、変更でございます。

変更いたしますのは、河南町土地開発公社事業資金借入金に対する債務保証と、その次の公共用地取得事業です。

さきに報告第8号で説明させていただきました土地開発公社へ先行取得を依頼しました町中心地区再編整備事業の不動産鑑定料及び借家人の移転補償費について、事業資金借入金に対する債務保証と買戻しのための費用を増額させていただくものです。期間は変更なく、限度額を変更前の限度額1億1,067万2千円に236万3千円を追加し、変更後限度額を1億1,303万5千円とするものです。

次、めくっていただきまして、64ページです。第3表地方債補正で、こちらも変更となります。

全国瞬時警報システム(Jアラート)の受信機、自動起動装置等の更新工事費の財源とするため、防災施設整備事業について変更を行うものでございます。補正前の起債限度額600万円に880万円を追加し1,480万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

ここで、説明員を交代いたします。

○議長(浅岡正広)

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

71ページをお開きください。

議案第19号

令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,818万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,729万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、72ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

（款）繰越金、（項）繰越金2,818万7千円の追加。歳入合計2,818万7千円を追加し、補正後予算額を18億3,729万9千円とするものでございます。

続きまして、73ページ、歳出でございます。

（款）諸支出金、（項）償還金及び還付加算金2,818万7千円の追加。歳出合計2,818万7千円を追加し、補正後予算額を18億3,729万9千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案理由についての質疑があればお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

日程第15 議案第18号から日程第16 議案第19号の審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、日程第15 議案第18号から日程第16 議案第19号までの審査については、議長を除く全議員をもって構成する予算・決算常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。

日程第17 議案第20号 財産の取得（洋式水洗組立式トイレ購入）についてから日程第18 議案第21号 財産の取得（G I G Aスクール構想授業支援システム及びフィルタリングソフト購入）についての2件を、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第17 議案第20号 財産の取得（洋式水洗組立式トイレ購入）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

それでは、タブレットのほうは78ページをお開きください。

議案第20号

財産の取得（洋式水洗組立式トイレ購入）について

下記のとおり財産の取得をすることについて、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

河南町長 森田昌吾

まず、提案理由でございますが、令和6年に発生した能登半島地震では、避難所におけるトイレ環境が大きな課題となりました。この教訓を踏まえ、大阪府域救援物資対策協議会は令和7年5月に、大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針が改正されました。この方針に基づき、各市町村は指定避難所ごとに洋式水洗の組立て式トイレを2基ずつ速やかに確保、配備することが求められています。それに対応するため、大阪府より河南町内の指定避難所31か所に各1基が配備されます。残りの各1基分を町において購入し、指定避難所31か所に配備するものでございます。

記といたしまして、1、取得物件、洋式水洗組立て式トイレ31基。

2、取得の方法は指名競争入札です。

3、取得金額、金1,111万6,600円、税込み金額でございます。

4、取得先、大阪府大阪市浪速区桜川4丁目10番27号、株式会社ミヨシ、代表取締役、佐藤浩明でございます。

めくっていただきまして、79ページは資料でございます。

1、財産の取得について入札書に記載された金額は金1,010万6千円。取引に係る消費税及び地方消費税の額は金101万600円。取得金額は金1,111万6,600円でございます。

2、入札参加者につきましては、防災資機材を希望している者のうち、発注内容及び過去の官公庁との取引実績等を基に、次の14者を指名させていただきました。

めくっていただきまして80ページですが、3、入札者の入札金額でございます。3者から応札があり、9者が辞退、2者が無効となりまして、応札した3者のうち最低入札価格で応札した者が予定価格内であったため、落札者と決定いたしました。落札率は96.4%でございます。

納入期限は令和8年1月30日で、令和7年7月30日に仮契約を締結しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第18 議案第21号 財産の取得（G I G Aスクール構想授業支援システム及びフィルタリングソフト購入）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

続きまして、タブレットのほうは81ページでございます。

議案第21号

財産の取得（G I G Aスクール構想授業支援システム及びフィルタリングソフト購入）について

下記のとおり財産の取得をすることについて、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、GIGAスクール構想に基づく児童・生徒1人1台端末機を令和7年度中に更新するに当たり、同端末機において使用するシステム及びフィルタリングソフトを購入するものです。

記といたしまして、1、取得物件、授業支援システム及びフィルタリングソフト1,138ライセンス。

2、取得の方法、指名競争入札。

3、取得金額、金926万1,340円、税込み金額でございます。

4、取得先、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社、代表取締役社長、川副和宏。

めくっていただきまして、82ページは資料でございます。

1、財産の取得について、入札書に記載された金額は金841万9,400円。取引に係る消費税及び地方消費税の額は金84万1,940円。取引金額は金926万1,340円でございます。

2、入札参加者につきましては、入札参加者名簿において、IT関連機器を第1希望及び第2希望としている者でかつ大阪府内に営業所がある者で、次の35者を指名させていただきました。

めくっていただきまして、84ページです。

3、入札者の入札金額でございます。1者から応札があり24者が辞退、10者が無効となっております。応札した者が予定価格内であったため落札者と決定しています。落札率は94.9%でございます。納入期限は令和8年2月28日までとし、令和7年7月31日に仮契約を締結いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

大門議員。

○8番（大門晶子）

今回、授業支援システムを導入する学校が増えていて、今回は1者応札になったというふうに勉強会で聞いたんですけれども、ソフトにはいろんな種類があって、ドリル系やモニタリング系などというのがあるらしいんですが、今回、本町で授業支援ソフトを導入すること

で、どのような狙いを持っているのか、どのような目的のためにこの授業支援が必要なのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

授業支援システムを入れることの目的といいますか、効果といいますか、そういうところについてのご質問ですけれども、この目的としますのは、個別最適な学び、あるいは主体的で対話的な深い学びというものが求められておりました、その一環としまして、ICTで児童・生徒の学びの支援や、教員の授業運営をサポートするための仕組みというものを導入するものでございます。

具体的には、先生から生徒に向けて写真ですとかそういったデータですとかを一斉配信して共有する、あるいは先生が手元で児童・生徒の作業の進捗状況などを確認しまして、それぞれの個々の状況に応じて指導や声かけができるというふうなものです。あと、ある児童・生徒の画面を全員で共有してちょっと議論を深めたり、あるいは複数の児童・生徒の画面を並べて表示することによって考えの比較ですとか、活発なグループ討議ですとか、そういった形で対話的な深い学びといったところをサポートするために導入するというものでございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

GIGAスクール構想というのが導入されて、もう本町では数年たっているんですが、オンライン授業なんかもやっていたらと思うんですが、1人1台端末を与えて、現状では、子供たちはGIGAスクール構想でどの程度というんですか、どういう学びをこれまでしてきているのか。現状はどうなっているのかということをお教えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

これは授業支援システムだけの話じゃないんですけれども、こういった端末のデジタルの機器を導入することによりまして、例えば理科の関係でも写真を自ら撮影してそれを見たりとか、あと、体育の際に走っている様子とかを映像に撮ってこの走り方がどうやとか、

そういったふうな活用とかもできますし、またいろんな映像で視覚的に分かりやすく、いろんな教科の授業ができるというふうな効果もございます。

そして、先ほど申しあげましたような学習支援ソフトの導入によりまして、それぞれのクラスで個に応じた指導ができたりですとか、対話を深めたりですとか、より深い学びができるようなツールとか、そういう環境が提供できているというふうに考えております。

また、こういった機器の導入によりまして、教室の枠の中だけではなくて、例えば別のクラス間でやり取りをしたりとか、小学校も物理的には離れておりますけれども、学校間で児童・生徒がやり取り、交流というふうなことも可能になっておりますし、あと、今現在も教室で授業を受けることが困難なお子さんたちが、ほこすぎルームですとか各小中学校にあります校内支援ルーム、そういったところで授業といいますか活動されている方もいらっしゃるんですけども、そういったところと教室をつなぐことによって、ご希望があればその授業の様子を見てもらったりとか、教室とのやり取りができたりとか、そういった形で教室に入るのが困難なお子さんのフォローというふうなところでも、活用ができていますというところでございます。

○議長（浅岡正広）

大門議員。

○8番（大門晶子）

今お示しのように、子供たちはタブレットを使っているようなことができるようになってきているというふうに思っているんですが、さらに授業支援をやっていくということであるならば、先生方のフォローというのはどういうふうになっていくのかということをお願いさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

この機器とかソフトとかを導入しましても、それをどう活用していくかというふうなところがやはり鍵になってくるかと思えます。正直、すごく活用した先生もいらっしゃる、もう一つ不得手な先生もいらっしゃるというのが実情であろうというふうに考えております。

そこで、各小中学校にはICT推進委員会というものを設置しておりまして、校内で活用した先生の事例の共有ですとか、そういった活用事例の研修、あと活用に向けた研さんなどを通じて、そういったことも研修もやっておるんですけども、今後、そういったこと

をやっぱりもっとやっていく必要があるかなというふうに認識しています。

また、教育委員会に配置されています指導主事のほうからも、そういったICT環境の積極的な活用というふうなところについて、具体的にこういう活用ができますよというふうな提案もさせていただいているところですので、第2期が始まるに当たりまして、そういったところ、教育委員会からの働きかけというのも大事なかなというふうに思っております。

○議長（浅岡正広）

ほか。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

もうタブレットが始まってから5年でしたっけ、たっていますけれども、先生は楽になっているんですか。何か、いつ聞いても先生が研修しやなあかんということは言われるけれども、先生が楽になるのかどうか。先生を楽にする目的じゃないので、別にそこはどうでもいいのかというあたりの考えで、先ほどから部長がおっしゃっている個別具体の対応ができるとか、より深い学び、対話がどうやとか言っているんですけども、より深くということは今までよりもさらに深いというふうに思ってたらいいんですか。私たちが受けていた教育よりもさらに深い教育が今の子どもたちは受けられているというふうに捉えたらいいんですかね。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

先生が楽になっているかというふうなご質問ですけども、こちらのGIGAスクールによるこの端末、こういうデジタル環境の整備によりまして、直接的に先生の授業が楽になるという点はないかというふうに思っております。

その点につきましては、逆にこの授業支援ではなくて、校務支援のシステムとかも入れさせていただいておりますし、先生のちょっとした事務ですとか簡単な採点ですとか、そういったところを補助するような事務員の方の配置もいただいているというところで、その辺で先生の働き方といいますか負担軽減を図りながら、こちらのほうのGIGAの環境を利用して高度な授業を進めていっていただきたいというふうに考えています。

また、より深くという点では、私たちの頃よりも比べて深く学べるのかというふうなところなんですけれども、私の経験に照らしても、今のこういうデジタル環境でいろいろな写真ですとか映像ですとか立体的な画像を見たりですとか、そういったこともできますし、すぐ

に画面でいろんな意見を共有したりですとか、そういったふうな環境が整っていますので、より学びやすいような環境、深い学習、授業につながっているのではないかというふうには思っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

何かいまいちじっくりこないんですけれども、要は、より深く学ぶことでより勉強できる子をつくり出そうとしているのか。もしくは、こぼれていく子をつくらないようにしていくのか。何か道具はあるけれども、じゃ、一体ほんまに何を狙っているのかというのが、部長の言葉ではふわふわしていて分かりにくいんですね。

エリートをつくる必要もないし、落ちこぼれていく子が減るといのはすごい大歓迎なんですけれども、そのあたりは、部長もしくは教育長はどのように考えているんですか。

○議長（浅岡正広）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

今の議員の質問に対してお答えさせていただきます。

先ほどから大門議員からもご質問がありましたが、確かに5年というふうなところがあります。5年前と比べて、ただ何が違ってきたかと、5年もたっているのに何も変わらへんやないかということでは決してないです。

ただ、どこまでが達成度合いかというあたりはなかなか難しいところがあって、確かに今どんどんICT化とかと言われていきますし、従来の形だけではなかなか難しいなという状況もあります。なので、さっき、その授業支援システムを使って先生が楽になるか、そうなれば一番いいかなとは思いますが、それだけのためでは決してない。

例えば、今まで議員も恐らく子供のときのご記憶の中で、従来のスタイルといたら先生が前に立っていて、子供たちが十何人いて、手を挙げて言う、あるいは班になってグループ討議をする。それはそれで十分意味があったことなんです、その中ではなかなか自分の思いをしゃべれない子であるとか、手が挙げにくい子であるとか、そういった子たちをいかにどういうふうに取り上げるかということ、今までも先生たちは一生懸命努力してきたんですけれども、そこにもこの今言うているタブレット、あるいは授業支援、そういったものを上手に利用しながら、今までやったらみんなの前で言われへんけれども打って何かを伝える

んやったらできるとか、それがパソコンの中でうまいこと目に見えてみんなが共有できる。そうすることで、今まで言えなかった子が言えるようになる。

だから、さっきから言うている主体的であったりとか、あともっと言われるのは対話的と言われます。その辺で主体的、対話的な活動を通して、深いというのもこれは非常に難しいんですね。よくできるようになったか、点数にすぐ結びつけるかではなくて、やはり1つの事象をいろんな人の意見も聞きながらより深く、深くと言っちゃいましたけれども、より自分の中で考える時間を持てるとか、そういうふうな授業のスタイルを以前に比べたらできやすくなるというのが我々の理想ではあります。

ただ、そこへ行くには、まだまだその先生によつての差があるのは正直なところでありますし、その辺についてはさっき部長の答弁にもあったように、例えばやっぱり苦手な人、得意な人、得意な人から伝授するであるとか、共に教材研究していくとか、あるときには、今後全体研修みたいなことも必要であればやっていかないといけないなというふうな感じではありますので、今後この入替えでまた新しい5年間が始まるんですけれども、やはりその辺をできるだけ助長していくとか、伸ばしていきたい。

ただ、一方、こういう機会があったのでなんですが、ただ使うことだけが目的じゃないという、そこが現場の先生とも確認していかないといけないところで、何かアンケートでも、何ほど使っていますかなんてことがよくアンケートなんかに出るんだけれども、たくさん使えばええわけでもなくて、それがいかに効果的に使えるのか。

今ちょうど5年たったがゆえに、じゃ、また紙への回帰とかということも出てきていますけれども、その辺をどう、どの場面で例えばICTを使うのか、どの場面でやっぱり今までどおり紙がいいのかというあたりはしっかり見極めていく時期に入りつつあるのかなど。

そんな中で、これだけのお金を出して我々もやっていくわけですから、やっぱり有効に使えるようにという、そこを教育委員会も支援していきたいなとそんなふうに考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

すみません、この前の勉強会でこのライセンス、1ライセンス当たり大体8千円ぐらいということで、買取り型で5年間ということで、授業支援システム及びフィルタリングソフト

導入ということなんですけれども、授業をする中でコンテンツが更新されたりとかも今後5年間であると思うんですけれども、そういった費用はもう今後発生しないのか。定期的に1年間これぐらい発生したりするのかとか、そういった過去5年間、追加で費用が発生したことがあるのか、確認させてもらってもいいですか。今後、もしある可能性があるなら教えていただきたいです。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

今回、2つのシステムを導入させていただきまして、ライセンス数は1,138となっております。議員おっしゃっていただいたように、端末が有効である限り、基本的には5年間利用できるものです。

そして、ソフトのほうのバージョンが上がったりとかしましたら、それはクラウド上で利用するような利用権で利用する権利ですので、その更新のための経費とかいうのが求められるとかいうふうなものではございません。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます、安心しました。

この5年間で、うちの子供たちもこのGIGAスクールの初期の頃に導入してもらって、今、高校生ですけれども、もう高校もほとんどタブレットを使っていて、私ら世代からしたらすごく助かったんですね。やっぱり最初にこちらの中学校で準備していただいて、対応しやすくなって入りやすくなったという、そういった側面もあったので。

やっぱり大人の先生の方たちは、導入のときすごい大変な苦勞をされて、子供たちも大変だったかもしれないんですけれども、私の個人の意見としては助かった例もあるということを一応この場で伝えたいというのと、5年間追加費用が発生しないということも聞きましたので、安心しました。ありがとうございます。

以上で大丈夫です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

第2日目の会議は、9月19日午前10時に開きます。

なお、本日、予算・決算常任委員会に付託しました各会計の決算認定と予算案件の審査の日程ですが、明日9月4日午前10時から予算・決算常任委員会を開催します。各委員におかれましては、ご審査のほどよろしく願いしておきます。

それでは、本日はこれをもちまして散会とします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後1時51分散会

~~~~~


令和7年 9月19日(金)

令和7年河南町議会9月定例会議会議録

(第 2 号)

河 南 町 議 会

令和7年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和7年9月19日（金）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （9名）

1番	佐々木	希 絵	2番	藤 野	裕 子
3番	高 田	伸 也	4番	ポープ	三 恵
5番	藤 井	祥 代	6番	河 合	英 紀
7番	中 川	博	8番	大 門	晶 子
10番	浅 岡	正 広			

欠席議員 （1名）

9番 力 武 清

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 昌 吾
副 町 長	江 島 芳 孝
教 育 長	中 川 修
防 災 監	谷 道 広
政 策 総 務 部 長	多 村 美 紀
政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長	中 海 幹 男
すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長	渡 辺 慶 啓
ま ち 創 造 部 長	安 井 啓 悦
ま ち 創 造 部 理 事	久 保 田 篤
政策総務部副理事（秘書広報官）	森 口 竜 也
政策総務部副理事兼自治防災課長	藤 木 幹 史
政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長	田 中 啓 之
政策総務部副理事兼人事財政課長	後 藤 利 彦
政策総務部副理事兼契約検査室長	岩 根 有 津 佐
政策総務部副理事兼まち創造部副理事	金 道 純 一
すこやか生活部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長	中 筋 美 枝
すこやか生活部保険年金課長	桶 本 和 正

すこやか生活部副理事兼税務課長	辻 元 哲 夫
すこやか生活部高齢障がい福祉課長	安 達 信 介
すこやか生活部健康づくり推進課長	山 田 恵
まち創造部地域整備課長	藪 本 雄 介
まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長	森 弘 樹
まち創造部副理事兼都市環境課長	池 添 謙 司
(出 納 室)	
会計管理者兼出納室長	北 野 朋 子
(教育委員会事務局)	
教 ・ 育 部 長	和 田 信 一
教 ・ 育 部 教 育 課 長	藤 井 康 裕
教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長	渡 辺 恵 子
教 ・ 育 部 生 涯 ま な る 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長	大 矢 哲 也
教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	浅 井 明 郎

議会事務局職員出席者

理 事 兼 事 務 局 長	大 門 晃
課長補佐兼庶務係長	吉 田 高 朋

会議録署名議員

4 番 ポープ 三 恵
5 番 藤 井 祥 代

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1

令和7年河南町議会9月定例会議

令和7年9月19日（金）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第1	一般質問	68
	（個人質問）		
	4番	ポーブ 三 恵 議員 68
	5番	藤 井 祥 代 議員 87
	6番	河 合 英 紀 議員 106
	7番	中 川 博 議員 125

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。力武議員は欠席との連絡を受けております。定足数に達していますので、直ちに本日の会議、一般質問、1日目を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程は、タブレット690、令和7年9月19日9月定例会議一般質問（1日目）に送信しています。

日程第1 一般質問を行います。

なお、過日、8月28日開催の議会運営委員会において、対面型・一問一答方式で、発言者は発言席から行い、理事者は全て自席より答弁をお願いします。

個人質問の発言時間は、発言者の発言のみ40分以内とします。質問回数は、一般質問通告書の発言の要旨に記載された質問の項目1項目につき質問発言を3回以内と決していますので、ご了解願います。

質問に入る前に、議長より一言申し上げます。

発言者は、通告された質問趣旨に沿った的確な質問をお願いします。また、理事者も質問内容を十分に把握され、答弁をお願いします。

それでは、個人質問を行います。

本日の質問者は、ポープ議員、藤井議員、河合議員、中川議員、以上の順で発言を許します。

最初に、ポープ議員の発言を許します。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

議席番号4番、会派かなん希望の風、ポープ三恵、ただいま議長のお許しを得ましたので、

通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず、7月28日から30日、「大阪ウィーク 夏」での出展の成果について、来場者数・反響・広報効果など、どのように評価をしているか。大阪万博のことですけれども、回答をお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

そしたら、お答えをいたします。

「大阪ウィーク 夏」として、大阪全域の魅力を堪能していただくため各種イベントが開催され、本町は7月28日から30日までの間、EXPOメッセで開催されました「地域の魅力発見ツアー（たべなはれ）」に、河南町フルーツのPRのため、農業者の協力を得まして出展いたしました。この地域魅力発見ツアーには、3日間で約4万5,000人の来場がございました。本町はフルーツなどの加工品などを提供しました。およそ3日間、約1,000の方々に堪能していただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

では、次の9月13日、16日、「大阪ウィーク 秋」での出展の成果について、来場者数・反響・広報効果など、どのように評価しているかを問います。

2日間で河南町ブースに訪れた来場者数はどの程度であったのか、また、ほか自治体と比較して集客状況はどのようなものであったか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

「大阪ウィーク 秋」では、9月13日に「地域の魅力発見ツアー（みなはれ・やりなはれ・たべなはれ）」に、河南町産フルーツのPRのため、農業者の協力を得て出展いたしました。

また、9月16日にギャラリーWESTにおきまして、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、千早赤阪村、本町共同で「南河内LIVE ART EXPO」を開催し、本町は、

大阪芸術大学の協力によりまして「時ノ壺 令和大壺」を展示し、ワークショップを行いました。

地域の魅力発見ツアー及び南河内L I V E A R T E X P Oへの参加人数については、発表されておりません。ただ、会場には多くの方が来場いただいたところでございます。町としましては、町の魅力を多くの人にPRできたと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

9月13日のたべなはれの河南町産のイチジクを使った商品には、どういったものがあったのでしょうか。完売したと聞いておりますが、これだけ人気のあった商品ですので、今後、この万博会場に行けなかった方にも食べていただける機会などはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

9月13日開催の地域の魅力発見ツアー（たべなはれ）に、河南町として農業者の協力を得て、河南町産のイチジクを使用した加工品の販売をいたしました。

当日販売されたものは、まるごといちじくソーダや、いちじくフルーツサンド、いちじくパンなどとなっており、特別に万博用に開発されたものでございますので、同じものをお買い求めいただけるかは、今のところ分かっておりません。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

では、9月16日に開催したL I V E A R T E X P O、大阪芸術大学と協力して作成したつぼは、今後どのような形で活用するのでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

9月16日の南河内L I V E A R T E X P Oに関しまして、大阪芸術大学の協力により展示いたしました「時ノ壺 令和大壺」の活用についてですが、この大つぼは、町内の土を

練り合わせ作成されたものとなっております。なお、現在、素焼きがされていないため未完成の状態となっており、今、町のほうで保管をさせていただいているところでございます。

今後、町内の万博のレガシーといたしまして展示等を考えておりますが、展示方法等につきましては、大阪芸術大学と協議を行い、決定していくこととしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。夏ウィーク、秋ウィークどちらも無事に終えることができ、安堵しております。

特に夏ウィークでは、よしもとチャンネルによる取材や、俳優の佐々木蔵之介さんなどが試食していただくなど、河南町を広く知っていただく機会となったと思います。また、職員の皆様による手作りの缶マグネットの配布や、多言語対応のガイドブックの提供など、来場者への丁寧なPR活動も印象的でした。職員の皆様の出展者のスタッフの皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。

私自身も、9月16日以外は全て足を運びましたが、来場者の反応は概ね良好であったと感じております。そこで、来場者の反応を踏まえ、町としてどのような強みを改めて認識されたのかについてお伺いします。

フルーツを全面的に売り出した河南町の販売促進の感触など、外部の方々から見た河南町の魅力についてどのような評価が得られたのか、ご見解をお聞かせください。併せて、配布物や展示コンテンツ、カナちゃん関連グッズなどの反応について、来場者の声やアンケート結果などがあれば、そちらも踏まえた評価をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪ウィーク春・夏・秋におきまして、地域の魅力発見ツアー（たべなはれ）に、河南町のフルーツ等をPRするために出展し、イチゴやマンゴー、メロン、イチジクなどの加工品の販売を行いました。

イチゴをはじめとしたフルーツの産地で、農業が盛んであること、また、自然環境のよさなどをPRしたところ、機会があれば一度を行ってみたいや、イチゴ狩りにも行きたいなど

の声をいただくとともに、カナちゃんについては、かわいいなどの声もいただき、全体としては河南町のPRができたと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

万博会場では配布物が何種類かございましたが、缶バッジのデザインはどのようなものがあり、何個作成して配布個数は何個配布されたのか、どんな反応があったか、パンフレットの配布数なども教えてください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪ウィーク春・夏・秋の地域の魅力発見ツアーにおきまして、町のPR用に缶バッジ、観光パンフレット、カナちゃん飴を配布いたしました。

まず、缶バッジですが、デザインは町の農産物や町のゆかりのものを8種類、800個を作成し、全てを配布いたしました。次に、観光パンフレットにつきましては、1,000部配布いたしました。大変好評をいただいております。

なお、大阪ウィーク春につきましては、パンフレットの配布が禁止されておりましたので、配布はしておりません。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

じゃ、今回の出展を通じて得られた学びや、今後のPR活動に生かすべき改善点は何かを問います。

今回の大阪ウィーク夏と秋への出展は、河南町の魅力を発信する貴重な機会であったと感じております。来場者との交流や現場での運営を通じて、町として多くの気づきや学びがあったのではないかと考えております。

つきましては、今回の出展を通じて得られた具体的な学びについて、どのように整理、共有されているのかをお伺いします。また、今後のPR活動に生かすべき改善点として、展示

内容、情報発信の方法、ブースの構成、来場者の接点づくりなど、どのような課題が見えてきたのか、町としてのご認識をお聞かせください。この経験を一過性のものとはせず、今後の広報戦略や地域資源の活用に継続的につなげていくことが重要だと考えておりますので、お答えください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

今回の大阪・関西万博では、大阪ウィークとして地域の魅力発見ツアーが、春、夏、秋の3回開催されました。本町は3回とも出展参加し、大いに地域の魅力発信に努めたところがございます。いずれも多くの来場者にお越しいただきまして、町の魅力発信を行えたと考えてございます。

今後も引き続き、各種イベントの参加や町ホームページ、SNSなどを活用し、町の資源である豊かな自然や芸術・文化、また農産物などの魅力発信、PRを行っていきたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

イベント開始前と終了後のホームページのアクセス数、インスタのフォロワー数、ユーチューブの閲覧者数、登録者数、アクセス数などの変化を教えてください。もしないのであれば、今後、解析、分析することは予定しておりますでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪ウィークへの出展前と出展後のホームページへのアクセス数ですが、7月20日から26日までの間のアクセス数は1万5,139件でしたが、8月31日から9月6日までの間で見ますと、1万8,618件となっております。23%のアップとなっております。

次に、インスタグラムのフォロワー数、これ9月18日では852件となっております。

ユーチューブにつきましては、登録者数、同じく9月18日では144人となっており、視聴回数で見ますと、特に大阪・関西万博におきまして、中地区、寛弘寺地区の協力により出展いただいただんじりに関してのものが、9月18日時点で752回となっております。

今後、分析を行いまして、町の魅力発信、PRに反映していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

町として万博を契機にどのようなブランド戦略を描いているのか、また河南町のらしさや魅力をどのように定義し、それを具体的にどのような手法で発信しているのか、ご見解をお聞かせください。

自然豊かな環境、歴史文化、地域の人々の温かさなど、河南町ならではの価値を整理し、町内外に伝えていくことは、今後の観光振興や定住促進にもつながる重要な取組であると考えております。今後のまちのブランドの方向性と、それを支える広報、PRの展開について、併せてお示しいただければと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

本町は、豊かな自然と、いにしえから受け継がれてきた歴史や文化がございます。大都市の消費地に近いことから、都市近郊農業として野菜などの生産地として発展してきております。最近では、イチジクやイチゴ、大阪では珍しいマンゴーをはじめ多くのフルーツが生産をされております。

大阪・関西万博の出展に当たっては、フルーツを主としたまちの魅力発信に努めたところでございます。今後は、これらの町の魅力やよさを生かし、各種イベントへの参加やSNSを活用して町の魅力発信をしていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

SNS活用やイベント参加による発信とのことですが、具体的にどのような媒体、コンテンツ、ターゲット層を想定しているのか、また、発信の効果をどのように検証、評価し、次の施策に生かしていくのか、広報戦略としてPDCAの仕組みがあればお示しください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町の魅力発信、PRについてですが、本町には、フルーツをはじめ新鮮な農産物や金山古墳、近つ飛鳥風土記の丘などの文化財、また、西行法師終えんの地である弘川寺などの神社仏閣、古くから受け継がれてきた秋祭り、いわゆるだんじり曳航などの地域資源が数多くございます。

これらの地域資源を活用したイベントを通じて、広く広報活動を進めていく必要があります。また、これらの資源を町ホームページやユーチューブ、インスタグラムなどのSNSを使って魅力発信を進めていきたいと考えてございます。さらに、それぞれのイベントや情報発信において、あらゆる階層の方を対象に、町内外へ広く伝わるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

9月16日に開催したLIVE ART EXPOのような、芸大と協力して芸術コンテンツを主体とした魅力発信をする計画はございますか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪芸術大学と協力して芸術コンテンツを主体とした魅力発信をする計画とのご質問ですが、今でも大阪芸術大学との共催で様々な事業を行っております。今後、大阪芸術大学とより連携を密にし、大学の持つ資源を生かした町の魅力発信を行えるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

大阪・関西万博を契機とした広域的なイベントへの出展は、河南町の魅力を多く発信する重要な機会であり、町のブランド向上力にもつながる重要な取組であると考えております。今後は、自然豊かな環境、歴史文化、地域の人々の温かさといった河南町ならではの価値を丁寧に整理し、町内外に向けて一貫性のある形で発信していただきたいと考えています。

また、単発的なPRにとどまることなく、町民との協働や地域資源との連携を図りながら、体系的かつ持続可能なブランド戦略を構築していただくことを強く要望いたします。今後の取組における成果と課題をしっかりと検証し、次回以降の施策に的確に反映していただくことで、河南町のさらなる発展につなげることを期待しております。

それでは、次の事項に移ります。

万博サーキュラーマーケット ミヤク市！の進捗についてお伺いします。

現在の施設、設備、什器、移築、リユース計画の具体的な進捗をお伺いします。

まず初めに、ミヤク市とは、前回の一般質問でもお伺いしましたが、万博閉幕後に施設、設備、什器などを廃棄するのではなく、移築、リユース、再活用を通じて、循環型社会の実現を目指すプロジェクトであると理解しております。この取組は環境負荷の軽減のみならず、地域資源としての活用や、自治体間連携にもつながる重要な施策と考えます。

そこで、お伺いします。

現在、ミヤク市に関する具体的な進捗状況はどのようになっているのか。特に移築、リユースの対象となる施設や什器の選定、自治体への提供方針、スケジュールなどについて、大阪府や万博協会からの情報提供はあるのか、町として把握されている内容をお示してください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が、万博サーキュラーマーケット ミヤク市！というホームページにおきまして、その活用できる情報を広く提供されております。町としましても、その内容について把握をしているところでございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

町としてミヤク市の公募情報や提供方針について、具体的にどのような情報を把握しているのか、また、府や万博協会からの説明会、意見交換の場が設けられているか、町として参加状況や今後の予定についてお示してください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会では、万博サーキュラーマーケット ミヤク市！のホームページにおきまして、施設等の移築や建材、設備、また什器や物品のリユースについて、出品物の一覧や入札期間等などが掲載されております。また、同協会の説明会等にも参加をしてございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

移築、リユースの対象となる施設や什器の選定基準、並びに自治体への提供に当たっての優先順位や割当て方針について、協会から具体的な説明があったか教えてください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

移築、リユースの対象となる施設や什器の選定については、有効活用が可能か、費用対効果等で総合的に判断することとしております。ミヤク市は入札で行われておりますが、それぞれのものによって、国、府、市町村、また一般などに分かれて行われるようになってございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

河南町としてミヤク市の取組に対し、どのような施設、設備、什器の受入れを検討しているか、また、それらをどのように町内で活用していくかの方針をお示しいただきたいのですが、今のところ進捗がなさそうですので、次の質問にいきます。

現地調査も行っているとのことですが、いつ視察に行ったのか。これまで調査対象とされた施設、設備、什器にはどのようなものがあり、町として具体的に活用を検討した事例はあるのか。例えば公共施設や学校、地域イベントなどでの活用構想があれば、お示してください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会から現地案内があれば、その都度参加しております。直近では、本年7月25日金曜日に、現地視察、調査を行いました。当日は、町中心地区

再編整備基本構想（案）での交通広場整備や、その他公共施設での有効活用に向け、バス停や各種休憩所やトイレ等を、視察、調査を行ってございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

河南町がこれまで取り組んできた環境施策、特に資源循環や脱炭素に向けた取組とミヤク市の理念は親和性が高いと考えています。町として、ミヤク市を契機により広域的な環境連携や情報発信を進める意向があるかどうか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会は、万博サーキュラーマーケット ミヤク市！を通じて、今後、国内全体の施設設備のリユースの推進と、それと産業廃棄物の削減やサーキュラーエコノミーの実現に向けて取り組まれております。このように、将来にわたり持続可能な循環型社会、脱炭素社会を形成するための施策を推進している理念は、町としても推進する必要があります。

そのため本町では、令和4年3月に河南町ゼロカーボンシティ宣言をし、再生可能エネルギーの普及促進、地球温暖化防止や気候変動の問題の環境教育・啓発活動、ごみの減量化・分別再資源化、プラスチックごみの削減、自然環境の保全に取り組んでいるところであり、引き続き、広域的な環境連携も含め検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ミヤク市を見ますと、ランドスケープ、樹木などの公募もされており、9月10日から10月8日まで桜類、サルスベリ、エンジュ、エノキ、ケヤキなど約900本の樹木が公募中であり、河南町は樹木を販売する会社も多く、万博会場へ納入した実績もある業者があると聞いております。

河南町から万博会場へ、そしてまた河南町へ戻ってくる樹木という形でのサーキュラーマーケットの活用もあると思うんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

議員仰せのとおり、ミヤク市で公募されております樹木のリユースにつきましても、他の物品も含め活用できないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

河南町としてもミヤク市の動向を注視し、積極的に関与することで、町の循環施策や地域活性化に資する取組としてつなげていただきたいと思います。

それでは、次の事項に移ります。

事項3、カナちゃん着ぐるみの活用についてお伺いします。

カナちゃん着ぐるみの現在の活用状況について伺います。

先日開催されたぷくぷくサンデーコンサートでは、ミヤクミヤクが来場し、来場者との交流を深める姿が印象的でしたが、その場にカナちゃんの着ぐるみの姿は見られず、非常にもったいなく感じました。ミヤクミヤクとカナちゃんが並んで撮影することで、河南町の魅力をより広く発信できたのではないかと考えております。

現在、カナちゃんの着ぐるみはどのような場面で使用されているのか、また、その活用状況について町としてどのように把握、管理されているのかをご教示ください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

着ぐるみカナちゃんにつきましては、町のPRキャラクターであるカナちゃんのデザインを忠実に立体化することを重点に作成したもので、実際に出来上がった着ぐるみを身につけますと、想像以上に重量があり、視界も狭いことから、動きにくいものとなっております。

現在、庁舎1階フロアに試作品として展示を行っているところでございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

これまでカナちゃんの着ぐるみの活用実績について、イベント参加、広報活動、学校訪問など、具体的にどのような場面で使用されてきたのか。過去の使用頻度や反響などを含め、

町としてどのように評価されているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

試作品のため、活動実績はございません。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

今月号の広報かなん6、7ページでは、「みなみかわち魅力めぐり～ええとこ紹介～」という特集が組まれており、太子町のたいしくん、羽曳野市のつぶたん、松原市のマッキー、大阪狭山市のさやりん、富田林市のとっぴー、藤井寺市のまなりくん、河内長野市のモックルといった各市町村のキャラクターが紹介されています。

これらのキャラクターについては、私自身が過去1年ほどの間に参加した地域イベントにおいて、実際に着ぐるみとして登場している姿を何度も目にまいりました。お子さんとの記念撮影に応じたり、各市町村の広報活動の一環として活躍する姿を通じて、地域の魅力発信において、現場での存在感が非常に大きいことを実感しております。

そこで伺いたいのですが、カナちゃんの着ぐるみについても、これまでどの程度のイベントなどで活用されてきた実績があるのでしょうか。先ほど実績はございませんとの回答いただきましたので、回答が同じになると思うんですが、もう一度お答えください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

着ぐるみカナちゃんについては、先ほどの答弁のとおり、試作品であるため活動実績はございません。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

着ぐるみの管理体制について、保管場所やメンテナンスの状況、担当部署の役割など、現在、どのような体制で運用されているのか。試作品であっても管理はされていると思うので、適切な維持管理が行われているのかを含め、町としての現状をお示しください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

着ぐるみカナちゃんにつきましては、試作品であるため、庁舎1階ホールで展示を現状行っているのみとなっております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

答弁を聞いておりますと、試作品であるため活動がないということで、その背景には、運用上の課題や人員体制、広報戦略との連携不足など、様々な要因があると考えています。

重たいということで、地域の区長さんが過去に着られたことがあって、前も見えずに動けないくらい重たいということで、なかなか運用は難しいとは思いますが、重たい以外に、なぜあまり活用されていないのか、その理由についてどのように分析されているのかを伺います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

試作品として作った着ぐるみが想像以上に重量があると。視界も狭いことから、動きにくい構造上の大きな課題があるため、試作品として展示のみの状況となっております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

町民や子供たちと接点を増やす広報、教育活動への展開を検討されているかなんですけれども、重量が重くて使えない、試作品ということで。

ただ、カナちゃんの見目は非常にかわいらしく親しみやすさがあり、広報や教育活動に適していると私自身は感じております。町民や子供たちとの接点を増やすために、今後、カナちゃんを活用した広報、教育活動での場をさらに広げていくことは検討されていますか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

カナちゃんにつきましては、河南町をPRするために生まれた明るく元気な女の子でございます。循環バスのカナちゃんバスや電子地域通貨のカナちゃんコインをはじめ、町広報紙やホームページ、各種パンフレット等において活用を行っております。引き続き、教育活動も含めカナちゃんの活用を推進していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

SNSや動画など、デジタル広報との連携は可能かどうか、お伺いします。

近年は、SNSや動画などを活用したデジタル広報が重要性を増しております。公式YouTubeチャンネルにカナちゃんを登場させたりと、いろいろな活用方法が考えられると思いますが、過去に企画をしたことがあるのか、今後、そういった活用方法の予定はあるのかを伺います。

カナちゃん着ぐるみを活用したデジタルコンテンツの発信や町の公式アカウントの連携など、今後の展開可能性について町としての見解を伺います。カナちゃんの着ぐるみの使用が困難な状態にある場合、イラストなどをメタバース空間などで活用するなど、状況に応じて柔軟にPRツールとして展開していく方針やご意向はありますか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

現在、LINEやInstagramのSNSを活用した町の情報発信や、YouTubeでの動画配信において、カナちゃんを活用しているところです。

なお、デジタルコンテンツの発信等につきましては、カナちゃんのイラストをメタバース空間等での活用について、調査、研究を行いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

町制施行70周年に向けた記念事業において、着ぐるみの活用は検討されているかを伺います。

来年度に予定されている町制施行70周年記念事業は、町の歴史と未来をつなぐ重要な節目となります。この機会に、試作品であったとしてもカナちゃんの着ぐるみを活用した記念事

業への参加や演出が検討されているか、町としての方針をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町制施行70周年記念事業に、着ぐるみカナちゃんの活用は、試作品のため考えておりません。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

では、式典、記念撮影、グッズ展開など、町民参加型のイベントへの登場は可能かを伺います。

町民参加型のイベントにおいて、着ぐるみの登場は親しみやすさや一体感の醸成に寄与すると考えます。式典やパレード、記念撮影、グッズ展開など、具体的な場面での活用可能性について、町としての検討状況を伺います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町制施行70周年記念事業の内容につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、着ぐるみカナちゃんの使用は、試作品のため考えておりません。また、新たに作成する考えは、現在のところございません。

70周年に当たっては、先ほどお答えしたとおり、メタバースの活用を検討するほか、グッズ等も調査、検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

これまでの答弁によれば、カナちゃんの着ぐるみは試作品であり、現時点では完成形の製作予定はないとのことだと思います。

そこで伺いますが、今後の製作が見送られている背景には、費用面での課題が主な理由なのでしょうか。試作品を作成した際の費用はどのくらいかかったのでしょうか。費用面が問題ではないとしたら、そのほかに技術的・運用的な課題や広報戦略上の判断など、別の要因

があるのでしょうか。町としての見解をお示してください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

試作品の着ぐるみカナちゃんの製作費用は48万6千円となっております。現時点におきまして、構造上の課題、費用対効果などのほか、現状のカナちゃんのイメージを損なわないことを前提と考えております。このようなことから総合的に判断して、新たに製作することは難しいものと考えております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

では、今後の試作品のカナちゃんの着ぐるみの活用方針についてお伺いします。

カナちゃんの着ぐるみの今後の活用方針について、河南町としてどのような方向性を持って取り組んでいくのか、ご見解をお示してください。

カナちゃんは、町の魅力発信や住民との交流を促進するだけではなく、町の歴史や未来への思いを象徴する存在としても大きな可能性を秘めていると考えております。今後、どのような場面や目的で活用を広げていくのか、あるいは、積極的な活用は予定していないのか、町としての方針や展望を伺いたく存じます。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

着ぐるみカナちゃんの使用は、試作品のため考えておりません。カナちゃんの今後の活用ですが、引き続き、町のPRはもちろんのこと、各種パンフレットや啓発物品等の作成での活用など、積極的な活用を行っていきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

11項めの質問なんですけれども、また同じ回答が来るとお思いますので、飛ばします。最後の締め言葉だけ言わせていただきます。

今回の質問を通じて、カナちゃんの着ぐるみは試作品であり、現時点では活用が難しいこ

と、また、将来的に完成形の着ぐるみを製作する計画も現時点ではないことが分かりました。非常に残念ではありますが、カナちゃんというキャラクター自体の活用は今後も積極的に進めていただき、特にメタバースなどの新たな媒体を通じて、河南町の魅力発信に寄与していただくことを期待しております。

また、河南町のウェブサイト上のカナちゃんの紹介ページによれば、9月30日は河南町の誕生日であると同時に、カナちゃんの誕生日でもあるとのこと。この記念すべき日を契機として町の魅力を再発見し、カナちゃんを活用した地域のPRに新たな展開を図る象徴的な機会として、今後の広報施策に是非生かしていただくことを要望いたします。

3事項めの質問は以上で終わります。次の4事項めに移ります。

動物由来感染症の予防についてお伺いします。

イノシシなどの野生動物と住民が接触する可能性について、町としてどのように把握、対応しているかを問います。

近年、イノシシや熊などの野生動物が人里に出没し、住民と接触する事案が全国的に頻発しています。河南町においては、特にイノシシやアライグマなどが該当すると考えられますが、イノシシやアライグマなどによる咬傷に伴う感染症のリスクや住民の生命・体の安全が脅かされる可能性について、現状をどのように把握されているか、お伺いします。併せて、町内で実際に発生した関連事案の有無についてもご教示ください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

国内において野生鳥獣に関する感染症についての実態は不明な点が多いとされていますが、野生動物は様々な病原体を持っている可能性がございます。

大阪府イノシシ第二鳥獣管理計画によりますと、イノシシとの接触で注意すべき動物由来感染症として、日本紅斑熱やSFTS（重症熱性血小板減少症候群）などのダニ媒介感染症やブタ回虫等の寄生虫病、E型肝炎などがあるとされてございます。

アライグマにつきましては、第4期大阪府アライグマ防除実施計画には、府内において捕獲された個体の尿中からレプトスピラ症の抗原、血清中から日本紅斑熱及びトキソプラズマ症の抗体が一定の割合で確認されているとあります。

町内でイノシシやアライグマによる動物由来の感染症が発生した事案については、把握してございません。

イノシシを見かけたら、町のホームページで掲載しているように、イノシシに近寄らず、むやみに刺激を与えないように、また、アライグマにつきましても、餌を与えたり、近づかないようにして接触を避け、万が一イノシシやアライグマに襲われけがをしたり、接触により発熱や異常を感じましたら、野生動物の接触があったことを告げて、速やかに医師の診断を受けるようにしてください。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

では、マダニを媒介種とする感染症、重症熱性血小板減少症候群、略してSFTSのことについて、町としての対策状況をお伺いします。

近年、西日本を中心に感染報告が相次いでいるSFTSについて、河南町としての対策状況を伺います。ニュース等でマダニが媒介する感染症SFTSについて、8月19日時点ですが、今年これまでに全国から報告された患者数は速報値で135人となり、おととしの1年間の累計を上回り、過去最も多くなったとの報道がありました。

日本国内では、野生動物がマダニを媒介し、それら野生動物からペットがSFTSに感染、マダニが媒介する感染症にかかった猫の治療に当たっていた三重県内の獣医師が亡くなられたというケースもありました。SFTSに感染した猫の治療の際に獣医師も感染した疑いがあるということで、三重県は感染した猫や犬から人が感染するケースもあるとして注意を呼びかけていますといった報道もあります。

これまで感染が確認されていなかった地域でも患者が報告されていて、厚生労働省は注意を呼びかけているそうです。河南町で過去にSFTSを発症された方はまだいらっしゃらないという認識ですが、西日本を中心に感染者が増えているとの報告もあります。

SFTSは野外活動や農作業などを通じて感染する可能性があるため、特に高齢者や農業従事者への周知が重要だと感じています。町として、広報紙やホームページ、健康講座などを通じて住民への情報提供や予防啓発を行っているかどうか、現状をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

重症熱性血小板減少症候群は、SFTSウイルスを保有しているダニにかまれることで感

染する病気であります。議員仰せのように、西日本を中心に患者報告があり、大阪府内においても患者が確認されております。

町では患者報告は受けておりませんが、マダニは山林や草地といった野生動物が出没する環境に多く、山や田畑が身近な場所にある本町では注意が必要なため、広報かなん8月号において蚊やマダニの感染症に注意の記事を掲載し、予防のポイントなどを紹介しております。

今後は、町ホームページにも厚生労働省や大阪府などの情報を掲載し、啓発に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

ありがとうございます。

SFTSはマダニを媒介とするウイルス感染症であり、発熱や消化器症状、血小板減少などを引き起こし、重症化すると致命的となる場合もある危険な疾患です。特に西日本では感染報告が多く、近隣府県でも死亡例が確認されていることから、河南町においても警戒すべき感染症であると認識しております。身近な自然環境の中で感染リスクが潜む感染症であり、町としても早急な対策と住民への周知が求められます。河南町の安全・安心な暮らしを守るため、今後も積極的な感染症対策を推進していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

ポープ議員の質問が終わりました。

次に、藤井議員の発言を許します。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

議席番号5番、日本共産党、藤井祥代、ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問いたします。理事者の方には答弁のほどよろしく願いいたします。

では、初めの質問をさせていただきます。

1番、本町におけるSDGsの取組と障がい者雇用の創出を求めてということなのですが、障がい者施設での基板事業の取組と連携することで、町の使用済みパソコン等の再資源化と障がい者の雇用促進、処分費用の削減について伺います。

環境省は、パソコンに多く含まれるレアメタルを有用金属として再生利用、リサイクルし、

レアメタル循環型社会形成を推進しております。本町においても、リサイクルによる環境負担の軽減や障がい者雇用の創出は重要な取組と考えます。

一方、リサイクルにおける使用済みパソコン等の大半は廃棄物業者が回収しておりますが、リサイクルするには細かく解体・分解しなくてはならず、日本国内で解体・分別する人件費や費用が捻出しづらいことから、実際には国内でリサイクルされず、大半が海外へ流出している現状があります。

本町で機器更新により使用しなくなったパソコン等の情報機器は、現状どのように処分しておられるのか、お聞きします。また、本町では住民さんに向けて、パソコン、小型家電の宅配便回収をされていますが、最近の利用状況をお示してください。また、どのような流れで回収されているかも併せてお答えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

初めに、町が使用しておりますパソコンについてお答えさせていただきます。

町では、機器の更新時等において不要となるパソコンの処分については、個人情報なども含め機器のハードディスクなどにデータが存置されることにより情報流出の危険性があることから、専門事業者と秘密保持契約を締結し、データを完全消去するよう依頼するとともに、消去後に証明書を発行してもらっております。

そのほかの機器類についても、パソコン処分と同様に処理しております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

続きまして、住民向けのパソコンの回収の件で答弁させていただきます。

本町では、平成30年7月から家庭の使用済みパソコン、小型家電の宅配回収サービスを行っております。使用しなくなったパソコン等は、小型家電リサイクル法の認定事業者、リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を結び、回収費用は、パソコンが含まれる場合は3辺合計が140cm、重量20kg以下であれば、無料で引き取ってもらえます。

また、リネットジャパンリサイクル株式会社では、回収したパソコンの解体作業を知的障がいのある方の雇用につなげております。

なお、令和6年度での収集件数でございますが、19件で、収集台数はパソコンが24台、携帯電話が2台となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

町職員さんが業務で日頃利用されているパソコンや、教育現場で学校教員さんをはじめパソコン教室等で使用されている機器のうち、使用しなくなって年次的に廃棄処分となっているパソコン等の機器の現状と、処分コストや再資源化の観点からの課題をどう捉えているのか、お聞きします。

現在、障がい者施設で行われている通称基板事業と呼ばれる使用済みのパソコンや小型電化製品を回収し、分解・分別することによって、基板内にあるレアメタル、金や銀、銅やパラジウムなどを取り出し、障がいのある方の工賃として一定の収入確保と資源の再利用に貢献する取組があります。

日本基板ネットワークを中心に、日本国内の障がい者施設で取組が広がっている事業であり、本町がこの障がい者施設での基板事業へ連携することで、町の使用済みパソコン等の再資源化と障がい者雇用促進、処分費用の削減などにつながるものと考えますが、本町の見解をお示してください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

職員が使用しております業務用パソコンや、その他の業務システム、学校現場でのシステムパソコン等の機器につきましては、基本的には5年間のリース契約を導入しております。また、リース期間満了後も引き続いて当該機器を可能な限り継続し使用するなど、長期的視野も含め、コスト削減を図っているところでございます。

処分コストにつきましては、当然ながらより安価にすべきところではありますが、最優先すべき点は、先ほども申し上げましたとおり情報漏えいを防ぐことを重要視しております。

議員仰せの障がい者施設で行われている基板事業は、システム更新時における機器の再資源化の一つの手法であると思います。町としましても、システム更新は頻繁に実施はしてはおりませんが、リース契約でもあることから、このような事業を活用できるか、また、安全性はもとより費用面や社会性なども含め、今後、その取組を研究してまいりたいと思っております。

ます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

お隣の富田林市では、今年度から近隣のパソコンの処理団体への公募を受付し、前年度に使用しなくなったパソコンの処分を公募のあった団体へ振り分ける事業を始められたようです。近隣では、富田林市にある障がい者施設が公募書類を提出されたと聞いています。

この障がい者施設は関西基板ネットワークに所属していて、大阪府にもパソコン等の機器を処分する証明の届出をされています。パソコンの解体は手間と時間のかかる作業ではありますが、工夫して飽きることなく障がいのある方々が意欲的に粘り強く手作業で、丁寧にねじを外し解体しているようです。

基板事業は、障がいのある方々の工賃向上につながるだけでなく、回収を通じて地域社会とつながり、特に、手作業で取り出したレアメタルが再利用されることで、障がいのある方の労働力が必要とされる環境と福祉が交わる環境福祉連携の取組でもあります。本町での積極的な取組を強くお願いしておきます。

では、次の質問に移ります。

G I G Aスクール構想での端末入替えにおける旧端末の処分についてお聞きします。

来年度に向けて、小学校、中学校で児童生徒が使用しているパソコンの端末の入替えが行われますが、この旧端末の処分はどのようにされるのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町では、令和3年にG I G Aスクール構想に基づく児童生徒の1人1台端末、1,170台を調達しましたが、これら端末は令和7年度中に更新を行います。同時に、旧端末は処分することとしております。

処分方法ですが、府内市町村の共同による新端末調達に際して、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会において検討した結果、新端末の調達業者において旧端末を引き取り、引き取った端末のデータ消去または粉碎を必ず行うとともに、データ消去または破壊証明の提出を受けることとしております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

新端末の入替え時に旧端末を引き取る契約になっているとのことであれば、今さら変更することは難しいとは思いますが、今後、今回のように端末更新の時期が来るときには、基板事業への取組を是非ご検討ください。

では、GIGAスクール構想での端末入替えにおける台数と費用についてお聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

令和7年度に更新を行う端末の台数は1,138台でございます。購入にかかる費用は、端末本体のほか、グーグルクロームに係るライセンス等の費用を含めまして、1台当たり5万600円、合計5,758万2,800円となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。では、次の質問に移ります。

2番、中学生の自転車の通学路についてお伺いします。

中学校の約8割の生徒が自転車通学をしているのが現状と聞いていますが、生徒の安全指導に関してどのような取組をされているのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

自転車で通学する生徒に対し、年度初めに、安全に登下校することができるように自転車の点検を行うよう指導しております。

また、富田林警察署から交通課の警察官をお招きして、全校生徒を対象に、交通安全教室において、実際に事故例や画像を交えながら、自転車の乗り方について身近な場面での注意点を分かりやすく指導していただいております。そのことで、交通ルールを守ることの大切さ、自転車乗車時のヘルメット着用の重要性、ながら運転による加害の危険性などについて多くの児童生徒が考えるきっかけとなっております。

さらに、スクールガードリーダーによる日々の登下校の見守り活動や、中学校の教員による月に1回程度の校区内巡視により、通学路の各所で教員が生徒の登下校の様子を見守り、自転車の安全運転などを指導してございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

安全指導に関して様々な取組をされているようで、ありがたいと思います。

スクールガードリーダーさんや先生方には、お忙しい中、いつも子供たちの安全を見守っていただき、ありがとうございます。

河南町は道が細く、自転車が通行するには危険なところが多くあります。中学生が通学中に自転車で転んで骨折やけがをしたという話もよく聞きます。ここ数年の通学中の中学生の自転車の事故件数は把握されていますでしょうか。また、それをどのように受け止めておられるのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

登下校における自転車事故につきましては、町立中学校から受けている報告でございますけれども、令和4年度は6件、令和5年度は5件、令和6年度は2件、令和7年度は現在までに2件となっております。事故内容は、15件中、操作誤りや滑ったなどのケースが12件となっており、スピードの出し過ぎや注意不足といったことが主な原因と思われま

す。こうした事故を減らすには、交通ルールを遵守することの大切さ、ながら運転の危険性などについて自分事として生徒が理解し、実践することが重要であると考えます。引き続き、先ほどご答弁しましたように、中学校において自転車走行時の安全運転についての注意喚起を促すとともに、様々な安全指導に努めてまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

実際に自転車で通学している生徒の話を聞くと、道が凸凹していたり滑りやすい場所があったりで、運転していて怖いと感

な場所での自転車での転倒事故が多いように感じますが、今後、道路を整備する予定があるかどうか、お聞きします。また、具体的な改善策があるかどうかもお答えください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

府道上河内富田林線、白木バイパスの歩行帯を確認しましたところ、議員ご指摘の道路面の段差や滑りやすいなど、際立って危険な箇所は確認できませんでした。白木バイパスは大阪府の管理道路でございますので、所管している富田林土木事務所へ確認したところ、現時点で整備計画はないとのことでございました。

今後、当該道路で段差などの異常を発見した場合は、24時間通報可能な国土交通省道路緊急ダイヤル#9910、もしくは、令和6年3月から全国で運用を開始しているLINEアプリを活用した道路通報システムにより通報していただくか、本町に情報提供いただきましたら、道路管理者である大阪府富田林土木事務所へ伝えてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

電話やLINEアプリでも危険な場所の通報ができるとのことで、便利なシステムだと思います。私から保護者の方々にもお知らせしたいと思います。

では、次に、現状で生徒の安全が十分に確保されている状態かどうかについてお聞きします。

先ほどもお話ししましたが、道が凸凹、滑りやすいのほかに、季節によっては雑草が伸び過ぎて自転車の通行の邪魔になることもよくあるようです。横から伸びた雑草は、生徒の体や顔に当たるほどの高さまで成長していることもあると聞いています。この雑草の草刈りに関してはどのように管理しておられるのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

白木バイパスの歩行帯にはみ出す雑草の草刈りについて、府では、最も効果的な時期に年

1回の除草作業を実施されています。作業後においても、雑草が通行阻害とならないよう、草丈60cm以上の繁茂がないなどの要求水準を定めた性能規定型の道路維持管理を令和5年度から実施されております。

また、日常の道路パトロールなどにより、見通しの悪い箇所や通行に支障となる箇所の発見に努め、随時、府職員の直営作業により対応しているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。自転車の通行の邪魔になるほどまで成長しないように、定期的な管理をお願いしておきます。

さて、生徒の自転車での通学路なんですけど、最近住民さんから、なぜ中学生は白木バイパスのガードレールの中を通行しているのかと聞かれることがあります。確かに中学生はみんなガードレールの中を自転車で通行しているのを見かけます。これはなぜでしょうか。自転車通学の生徒の通学路に関して、中学校からどのように指導されているのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

白木バイパスのガードレール内の通行についてでございますが、富田林警察署に確認しました結果、同箇所は大型車両などの自動車の走行が多く、自転車の車道運行は危険と判断できるため、道路交通法に基づきまして、「車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき」という規定に当たりまして、通行可との回答をいただいております。

したがって、中学校では、白木バイパスは安全確保のためにガードレール内を走行するように通学指導を行っております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。町内の道路が狭いなど、様々な理由があり、対応が難しいこともあるとは思いますが、生徒の安全を守るため、是非継続して安全指導に努めていただくようお願いいたします。

たします。

次に、自転車専用通行帯についてお聞きします。

近年、自転車関連の交通事故が増加していることから、来年、令和8年4月から道路交通法が改正され、16歳以上の自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符の対象とする規定が施行されます。これについての詳しい内容をお答えください。

また、先ほどの答弁では、年度初めに警察の方が中学校に安全指導に来られるとのお話でしたが、中学生の生徒に対して、道路交通法改正に関しての指導はしていただけるのでしょうか。それについてお聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

令和6年11月から、自転車の酒気帯び運転とながら運転が罰則の対象となり、厳罰化されました。さらに、令和8年4月からは、信号無視などの一般的な自転車の交通違反に対し、青切符による反則金の制度が導入されることとなりました。

中学生は、同改正による対象年齢には含まれておりませんが、警察官による交通安全教室の際に、同内容にも触れながら、自転車を含めた交通安全についての指導をいただいております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

もちろん家庭内での指導も大切だと思いますが、反則の対象となる16歳を間近に控えている中学生の生徒に対して、専門職の方からご指導いただけるほうが分かりやすく、現実問題として捉えやすいのではないかと思いますので、是非ご指導をお願いしたいと思います。

道路交通法改正後の自転車の交通違反に対する反則に対して、本町に当てはめるのが難しいと感じるのが歩道通行に関してですが、今後、住民さんに向けてどのように周知していかれる予定なのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

交通安全に関する周知啓発につきましては、毎年春と秋に富田林警察署及び交通安全協会の協力を得て、住民の方を対象に交通安全講習会を開催しております。その中で、法改正に関することや近年の事故の傾向など、様々な交通安全に関する事項が取り上げられ、分かりやすく住民に対して周知していただいております。

このほか、最近では先般の自転車用ヘルメット着用努力義務など、法改正の内容に応じて公安委員会が周知チラシを作成され、町も庁舎内にパンフレットを配架するとともに、広報紙やホームページ等で周知いたしました。

今後も、道路交通法改正など、その必要性に応じて各種媒体を通じて住民の皆様に対しましてお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

最近、近隣の市町村では、自転車専用通行帯が整備されている道路をよく見かけるようになりました。自転車専用通行帯の整備をすることが、誰から見ても分かりやすく危険も少なくなると感じますが、今後、本町で自転車専用通行帯を整備する予定はあるのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

大阪府では、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、自転車における道路交通環境の整備を進め、現道のさらなる自転車、歩行者の安全確保のための整備方針として、平成28年度から令和7年度までにおける大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）を策定しております。現在、その計画の見直し作業を行っており、令和8年度からの10年間における次期計画を策定中でございます。

次期計画では、府内における自転車通行空間の整備を進めるとされており、車両の交通量や自転車、歩行者それぞれの安全性確保の観点から、整備箇所を選定していくこととされておりますが、現時点で白木バイパスの整備予定はないと聞いてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、ここで10分間休憩とします。

休 憩（午前11時13分）

~~~~~

再 開（午前11時23分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

大阪府の管轄とのことなので、今後の住民さんの安全のことも考えて、必要であれば大阪府に要望していただくことをお願いしておきます。併せて、以前から要望している中学生、高校生の自転車の購入補助の検討も、この機会にお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

3番、小学校、中学校の支援体制についてお伺いします。

支援学級に在籍する児童生徒に対しての、支援学級で過ごす時間について具体的な取決めがあるのかどうか、お聞きします。

3年前に大阪府の指針が変更になったとのことで、支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して説明があったと思います。この詳しい内容をお聞かせください。また、その後3年が経過した現在の進捗状況も併せてお聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

まず、内容でございますけれども、令和4年4月27日付の文科省通知、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてにおきまして、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において、児童生徒の一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うことと示されております。

これは、特別支援学級に在籍していながら、障がいのある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況

は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受けている状況と変わらず、不適切であることへの指摘があったものでございます。

現在の状況でございますが、各小中学校では、本人や保護者のニーズを最大限に尊重し、十分に個別の状況を踏まえつつ、校内委員会を経て、支援学級での時間割を作成しております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。本町としては、個別に対応していただいているとのことで、ありがたいと思います。

児童生徒それぞれに必要な支援内容は、一人一人違った内容になり、対応が大変なこともあると思います。私は、支援が必要な子供さんの保護者の方から相談を受けることがよくあります。望んだ内容の支援が受けられていないとの相談もありました。まずは学校にしっかりと相談するようにお伝えはしています。

先生方も限られた人数で勤務されていますから、本人、保護者の要望全てに寄り添うことは難しいとは思いますが、できる限り寄り添った支援をしていただきたいと思います。そのあたりはどう受け止めておられるのか、お聞きします。また、具体的にどのような対応をされているのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

特別支援学級では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っており、特別の教育課程が実施されております。

また、児童の障がいの程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に変えるなどして、実態に応じた教育課程を編成することもでき、在籍児童生徒については各校で個別の指導計画が作成され、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定するようにしております。

さらに、本町では、特別支援学級の児童生徒が通常学級で学ぶ際の支援として、こども支

援スタッフを配置し、見守り支援を中心に在籍児童生徒の自立を促しております。

個別の教育支援計画の作成や改訂に当たり、児童生徒一人一人のニーズを正確に把握するとともに、保護者のご意見を十分にお伺いし、より丁寧な対応に努めていく所存でございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

3年前の大阪府の指針変更により、今までの支援体制とは違った形になり、混乱しておられる保護者さんがたくさんおられるのが現状です。また、小学校から中学校に進学したときの対応の違いにもギャップを感じて、混乱される保護者さんも少なくありません。これに対して教育長のお考えをお聞かせください。また、3年前の大阪府の指針変更により、支援体制がどのように変わったのかもお聞きします。

○議長（浅岡正広）

中川教育長。

○教育長（中川 修）

それでは、お答えします。今、議員のお話の中にも、様々保護者の方からお声を聞いていただいているということで、それも含めて。

まず、3年前の文科省通知の中身に伴う対応についてですが、内容については、先ほど部長のほうで答弁いたしましたとおりでございます。児童生徒の発達段階や教科の専門性、その違いといった事情もあって、小学校、中学校で対応が異なる部分もあろうかとは思いますが。

学校現場では、議員のお言葉の中にもありましたが、限られた人数の中で一人一人の状況に応じたきめ細かい指導、対応をしていきたいという願いは共通しているものでございますので、引き続き、できる限りのことはしていきたいと、そんなふうに考えております。

また、本町では、文科省通知の趣旨を踏まえつつも、支援体制も含めて、その中で、できる限り児童生徒一人一人の状況や保護者の方々の思いを踏まえた、個々に適した指導内容の編成に努めてまいっておりますが、今後も、保護者の方々の不安を軽減できるよう、より真摯にそうしたお声を伺いながら、学校現場とつながりを密にして支援に取り組んでいきたい、そんなふうに考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。教育長、ありがとうございます。

教育課として、学校ともしっかり連携して対応していただくことをお願いしておきます。

次に、不登校児に対してはどのような支援をしているのか、お聞きします。

近年、増加傾向にある不登校ですが、まずは、不登校の基準をお聞かせください。ここ数年の不登校の状況も、併せてお聞きします。また、具体的にどのような支援をされているのか、この現状を本町としてどのように受け止めておられるのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

文部科学省の調査、通称、問題行動調査と申します。その調査では、不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものと定義されております。

不登校の状況ですけれども、令和5年度は16人、小学生8人、中学生8人、令和6年度は17人、小学生6人、中学生11人となっております。

本町では不登校児の学びの選択肢を増やし、自分に合った場での学びにつなぐよう、教育支援センター、ほこすぎルームを設置しております。令和6年度には11人、小学生が5人、中学生が6人通っておられます。

さらに、令和5年度から小学校各校に校内体制により設置しておりました校内教育支援ルームに、ほこすぎルームから出張型として支援員を派遣しております。令和7年度から中学校にも派遣するなど、支援を拡充しております。今後とも、個々に応じたきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。校内教育支援ルームやほこすぎルームなどを利用している児童生徒も複数いるようで、ありがたい支援だと思います。

さて、不登校の基準には病気は含まれないとの答弁ですが、近年、中学生、高校生に増え

てきている起立性調節障がいがありますが、この児童生徒に対してはどのような支援をされているのか、お聞きします。

また、不登校や起立性調節障がいのお子さんの保護者の方から、オンライン授業をしてほしいとの要望も聞きますが、これに対してはどのように対応しておられるのか、お答えください。また、オンライン授業の実績もお聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

起立性調節障がいの生徒を含めまして、病気欠席の生徒に対しましては、家庭連絡、家庭訪問を行い、生徒の状況を把握するとともに関係づくりに努めております。

また、生徒の体調や気持ちに合わせて、午後からの登校や放課後登校、別室登校などの対応をしております。

オンライン授業につきましては、可能な範囲で対応することとなりますが、授業の様子をリアルタイムで配信したり、放課後に担任が個別に話をしたりするなどの実績がございます。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

実際にオンライン授業をしている実績があるとのことで安心いたしました。

個々の児童生徒に対して、実際にオンライン授業が必要かどうかの判断は大変難しいものとは承知しております。ですが、本人も保護者もオンライン授業を希望しているのに、してもらえないとの相談が私のところに寄せられています。

起立性調節障がいは、自律神経の乱れにより血圧の調節がうまくいかなくなり、起立時に目まい、動悸、湿疹などが起きようになります。日によっては、朝だけではなくその後も体調不良が続くこともあり、出かけにくくなります。これに当てはまる児童生徒に対しては、本人、保護者が希望する場合は、学ぶ権利を保障するためにも積極的にオンライン授業をするべきと考えます。

子供が不登校になると、本人はもちろん保護者も大変しんどい思いをします。そこにできるだけ寄り添った支援を、今後も継続していただくことを強くお願いしておきます。

では、次に、少人数学級の進捗状況についてお聞きします。

35人学級の現状についてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

小学校につきましては、令和3年度から令和7年度にかけて段階的に35人学級が実施され、現在は、小学校全学年につき35人学級が標準となっております。

中学校につきましては、令和6年12月に文部科学大臣と財務大臣による、教師を取り巻く環境整備に関する合意におきまして、令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うという方針が示されました。

これを受けて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、附則第4条において、政府は、公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る1学級の生徒の数の標準について、令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとするものと定められましたので、今後、国において具体的な内容が決定されるものと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

先日、教育新聞に、中学校の35人学級に向けて文部科学省が人員を増加するとの記事が掲載されておりました。本町ではどのように対応される予定か、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

町からは、国及び府に対しまして中学校35人学級の必要性を訴え、早期の実施を要望してまいりましたが、先ほど申し上げましたとおり、国において令和8年度から中学校35人学級への定数改善を行うという方針の下、政府は法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとするものと定められましたので、今後、国において決定される具体的な内容を注視して対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。子育てしやすいまちを目指している本町ですから、子供たちにより充実した教育環境の提供に努めていただくことをお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

4番、こども誰でも通園制度についてお伺いします。

来年度からこども誰でも通園制度が全自治体で始まるとのことで、本町では、来月から開始されると聞いています。今月の広報で利用者の募集をされたようですが、申込み状況はいかがでしょう。また、本町は一時保育制度も充実していて、こども園では待機児童ゼロとのことですが、そういった状況下で、このこども誰でも通園制度にどのような期待をされているのか、お答えください。それから、一時保育制度との違いもお聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付制度となっております。

一時預かり事業との違いについてでございますが、一時預かり事業は、保護者の仕事、病気、冠婚葬祭等の理由で家庭における保育が一時的に困難となる場合に利用できる制度で、保護者に対する子育て支援となっております。

一方、こども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳未満の未就園児が保護者の就労要件を問わず利用が可能となる制度です。その目的は、同世代の子供や家族以外の人と触れ合いを経験することで、子供の成長や発達を促し、併せて、親の育児の不安感や孤立感を解消し、育児負担を軽減することとなっております。

申込み状況につきましては、10月からの利用の方が5名となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

既に複数の申込みが来ているとのことで、安心いたしました。広報での募集、住民さんが見てくださっているようですね。

一時保育制度との違いについてもよく分かりました。実際に保育園や幼稚園に入園する前

に体験して慣れられるとのことで、ありがたい制度だと思います。

私も、今月の広報のこども誰でも通園制度の申込み内容を見てみました。すごく分かりやすい内容で掲載されていていいと思います。

広報に記載されている内容で1点お聞きします。特段の配慮が必要な子供は、こども1ばん課に事前に相談してくださいと書かれています。特段の配慮とは、どの程度までの対応を可能としているのか、答えられる範囲でいいのでお答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども誰でも通園制度につきましては、特段の配慮が必要な子供を含む全ての子供の育ちを支援していくことが求められております。

どの程度まで対応が可能かというご質問でございますが、例えばアレルギー一面での配慮、発達上の配慮などが挙げられます。状況は個々により様々でございますので、保護者から配慮の面での相談があった場合、面談等により子供の特性や状態、保護者の状態などを丁寧に把握し、必要な場合には、こども園入園時の障がい児保育審査会などの活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

来月から始まる制度なので、始まってみないと分からない部分も多くあると思います。個別の対応もしていただけるようで安心いたしました。

最後に、利用料についてお伺いします。

1回午前9時30分から正午までの2時間30分で、給食代を含んで750円とのことですが、本町では給食費無償化を実施していますが、これはこども誰でも通園制度に当てはまらないのでしょうか。

また、本町では、第2子以降の保育料無償化を実施しておられますが、これは、このこども誰でも通園制度には当てはまりますか、それぞれお答えください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

3歳児から5歳児の給食費につきましては実費徴収となっておりますが、本町では、公立こども園については、令和7年4月から完全無償化を実施しており、その他の私立こども園等につきましても、公立こども園の助成額を上限に助成のほうを行っております。

0歳児から2歳児の給食費につきましては、食事も保育の一環という考えの下、給食費を保育料に含んでいることから、こども誰でも通園も同様の対応としております。

第2子以降保育料無償化につきましては、こども誰でも通園は対象となっております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。

では、次に、最後の質問です。職員の確保の状況についてお聞きします。

このこども誰でも通園制度では、どのような職員の配置をされる予定か、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども誰でも通園制度につきましては、最低2名の職員配置が必要となっております。本町におきましては、正職1名、会計年度任用職員1名の合計2名の職員配置を予定しております。

会計年度任用職員につきましては、新たに採用を行うため、現在、ハローワークを通じて募集を行っておりまして、10月からの実施に向けて職員体制の確保を行ってまいります。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

現在勤務されている職員さんとは別に確保していただけるとのことで、安心いたしました。また、資格のある保育士さんを配置していただけるとのことなので、利用者さんも安心だと思います。

最後に、この募集は1日3名、月曜日、水曜日、金曜日の週3日としていますが、これは来年度からの本格実施に向けて見直される予定はあるのか、お聞きします。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

こども誰でも通園制度につきましては、令和8年度より全自治体で給付制度として実施されますが、現時点では、国からの詳細な制度について示されてございません。

現在国において、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会等で来年度以降の制度について検討されておりますので、今後も国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

分かりました。今後、こども誰でも通園制度が安定した制度になることを期待しています。よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤井議員の質問が終わりました。

ここで午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時48分）

~~~~~

再 開（午後 0時58分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、河合議員の発言を許します。

河合議員。

○6番（河合英紀）

議席番号6番、会派暁。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく3つの事項について質問させていただきます。

まず、1事項めは総合事業について、2事項めは農地保全について、3事項めは70周年事業について質問させてもらいたいと思います。

午前中、ポープ議員のカナちゃん愛への質問はすごくよかったなと思っております。私自

身も河南町愛、負けてられないような質問ができたらと思っていますので、答えていただける理事者の方々、愛情ある答えをよろしくお願いします。

それでは、早速1事項めの質問、総合事業についてをしていきたいと思います。

私自身が、介護保険の総合事業に対してずっと質問させてもらってきて、非常に河南町、本当に総合事業を頑張ってくれている現状というのを、ふだん関わる利用者さんのほうからとかも聞いていますし、やれる範囲ですごく頑張ってくれている現状を現場でも見させてもらっています。

その中で、毎回毎回、私が言わせてもらっているのが、地域包括支援センターのマンパワー不足をずっと言わせてもらっているんですけども、ここに対して、今の現状のままじゃちょっとしんどくなるよという意図を込めて今回質問していきたいと思います。

今現在、介護保険を利用しようと思ったら、ケアマネジャーさんがケアプランを立てて、そのケアプランに沿ってサービスを提供するというのが今の介護保険です。要支援1、2の人は、河南町、地方自治体が直接サービスを提供する。要介護1、2、3、4、5の人は、国がサービスを提供するという現状の中、この総合事業は、事業対象者という要支援にも認定されない方々に対しても、予防の観点からできるだけ早い視点で予防をしていきたいと思いますというのが今の現状の介護保険です。

それで、じゃ、実際そのケアマネジャーさんがケアプランを立ててくれないと、介護サービスを受けられないわけです。じゃ、今ケアマネジャーさんの資格を持っている人、日本に70万人いるらしいんですが、実際働いているケアマネジャーさんの数、たった18万人なんです。ほとんどの人が現場で働いていないんです。

それについても、また考えていかないといけないんですが、何で今日この話から入ったかという、昨年までは毎年ケアマネジャーさんの数ってちょっとずつではあっても増えてきていたんです。でも、昨年初めて2万9,000人減ったというデータが出ました。これ、このままいったらケアマネジャーさんをやってくれる人が、本当に少なくなっていくんじゃないかというふうなことが危惧されています。

そこで、今年に入って厚生労働省のほうで、やっぱりこのままじゃ介護保険、もう運用していくのがしんどいと、何かしら変えていかなあかんということを最近言い出しました。内容は、まずこのケアマネジャーさんのケアプランを立ててもらいの、今まで無料だったんです。それが、次、2027年に改定があるんですけども、その改定には、もうケアプランを立ててもらいのも有料化しようという答弁が出始めました。驚くことに、そのケアマネ

ジャーさんが何でこれだけ実際働けへんのかといたら、やっぱり給料が安いからやというのがもう目に見えて分かっているんです、国のほうも。それで、ケアマネジャーさんの給料を何とか上げていかないといけないというので、ケアプランに対しての有料案が出てきました。

あとは、ケアマネジャーさんとか、言ったら現場で働いてくれているヘルパーさん、もしくは看護師さんとかリハビリ職とか、現場で働いている、介護事業をやっているスタッフの給料が安いというのはずっと言われ続けていて、言ったら介護保険料で賄われているんですけども、これも正直しんどいのは目に見えて、みんなが分かっている中で、このケアマネジャーさんのケアプランの有料案とともに出てきたのが、利用者負担原則1割、今来ていますけれども、これ原則2割案が、もう厚生労働省の答弁で出てきました。1割から2割になったら、しれていると言ったらしれているかも分からないですけれども、実際払っている高齢者の方にとったら、1割から2割って倍になるわけですよ、それってかなり大きな負担になってくるという現状が今あります。

それに対して、厚生労働省は、2027の改定まで待ってられへんというふうに最近言い出して、もう来年度からこれやっていきたいというふうに何か財務省に出したらしいんです。でも、財務省のほうはあまりいい返事をせえへんかったというところまでが、今の流れらしいんですけれども、でも、2027年にはもう確実に利用者さんが2割負担になる、ケアマネジャーさんのケアプランが有料になるということを言われています。

そんな中で、じゃ、何で利用者さんの負担を増やそうとしているんかといたら、言ったら僕ら現役世代が40歳以上の介護保険料を負担しているところから、徴収していくわけなんですけれども、これも、ほっといてもこれから先どんどん値上がりしていくだろうと、これも目に見えているわけですよ。ということは、介護保険料の値上げはもうほっといても勝手に値上げしていくと。それでも足りひんというところで、じゃ、もう利用者さん負担を増やしていくしかない、これももう本当に大きな問題になっています。

そこで、毎回毎回私のほうが言っている総合事業、介護保険料の値上げをちょっとでも抑制するために頑張らしようというので、ずっと頑張ってくれている事業になるんですが、本当に河南町は言うことないぐらい頑張ってくれています。その中で、質問に入ろうと思うんですが、令和6年度から見えてきた課題、何が見えてきたかを教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

まず、総合事業の中の訪問Cについてでございますが、訪問Cにつきましては、令和2年4月から要支援1、2と事業対象者を対象に、地域ケア会議において専門職が必要と認めた人へ訪問指導を実施し、短期集中的なサービスを行っております。これまでに、地域ケア会議において20人が訪問Cの利用を推奨されましたが、実際の利用者で、かつ状態が改善し、サービスを卒業したのは3人という実績でございます。これは、本人と希望とのマッチングの問題等により、現状ではサービス利用までにつながるのは少数であると考えられます。

次に、通所Bでございますが、令和2年4月から百歳体操などの住民主体による通いの場において、週1回以上継続して運営している団体に、町から補助を実施しております。令和6年度は、新たに1団体が立ち上がり、現在は、町内で4つの活動団体に運営助成を行っております。

住民主体の場はあるものの通所Bの位置づけに至っていない団体が多く、各地区に対して補助要件を満たす条件説明を行っておりますが、半数以上が要支援者、事業対象者の参加という人的要件や1回の活動時間が2時間以上であるという時間的な条件を満たすことが難しいことに加え、従来から従事者が少ないという問題も抱えているため、通所Bの立ち上げは現状では厳しい状況であると言えます。

次に、通所Cですが、令和4年10月から要支援1、2と事業対象者を対象に、地域ケア会議において専門職が必要と認めた人へ通所による指導を実施し、短期集中的なサービスを行っております。令和6年度は、12人の対象者を通所Cのサービス利用までつなぎましたが、このうち基準内である週1回、12回での3か月でのサービスを終了できたのは少数であり、24回サービス利用者が7人ということでございました。本サービスは短期集中的に改善することを目的に実施するため、事業の進捗に当たっては高齢者等の状況もあり、難しいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

訪問C、通所B、Cに対して、いろんな課題を今教えていただきましたが、本当にやれることはやっているという状況はよく分かるんですけども、これのポイントは、難しいのが訪問Cと通所Cに関しては短期集中的に元気になってもらうという点で、通所Bに関しては

地域住民主体の通いの場ということで、見方を変えていかないといけないんですけども、これ、後でもちゃんとやっていこうと思うんですけども、訪問C、通所Cの短期集中型に関しては専門職が介入してもらっているということで、今、専門職が何をせなあかんのかといたら、一番は合意形成だと言われていました。

それは、短期集中的に元気になってもらって、介護サービスを使わなくてもいい状態になったら、使わなくてもいいよねというところの合意形成、そもそもそういうサービスを使いたいという人は、使いたいのが先に来ているので、それを卒業するとかという思いはないわけです、使って当たり前なんです。それを、元気やったら使わなくてもいいよねというふうに持っていくのが専門職の、言ったら仕事なわけなんですけれども、一番の課題は、そこをしっかりと伝えられているか伝えられていないかというところだというふうに、私はこの答弁を聞いて思いました。

聞かなあかんところを先に聞いていきますね。じゃ、次の質問です。その課題が見えてきた中で、令和7年度、今年度、取組はどのようなことをしているか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

令和7年度における訪問Cの利用者は6人であり、そのうち5人が地域ケア会議から推奨された方であります。5人のうち、町の地域包括が担当した対象者3人がサービス利用につながっております。委託先ケアプラン事業者からの対象者が少なくなっている現状から、委託先のケアマネジャーに本制度の積極的な利用を促すとともに、地域ケア会議において、利用者にとってサービス利用につながる適切な事例を選定するように働きかけております。

通所Bですが、令和5年の下河内、令和6年の北加納で立ち上がった百歳体操の地区に対して、移動支援を利用できる通所Bを紹介し、立ち上げ支援の予定でございます。今後、通所Bの立ち上げに係る声かけをしていない地区に対して、事業紹介を行っていくこととしております。

通所Cですが、令和7年度から通所Cの利用者選定を、専門職のアセスメント訪問や地域ケア会議だけでなく、百歳体操の体力測定で評価点が平均未満の人に対して、本制度の紹介を行っております。現状は、百歳体操からの利用者が半数近くを占め、その全員が12回の3か月サービスで終了しております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の答弁から、ポイントはどこかというところ、訪問Cを利用する方の5人のうち3人がサービス利用につながっているんやけれども、そのほとんどが地域包括の、純粹に河南町の職員が考えている利用者さんであって、委託先のケアマネジャーさんはそのところに対してあんまり協力的ではないというところがポイントの一つ。通所Bは、そもそもやること自体が難しい事業を河南町の特徴として頑張っているところなんで、これはこのまま声かけをしていってやってもらえるようになれば何の問題もないと。通所Cに関して、これまたすばらしいなと思うんですけども、今まではアセスメント訪問や地域ケア会議で対象として上がってきた人に対して声かけしていたところから、さらに、今、河南町の特徴である百歳体操の、ちょっとしんどくなってきたなという人に対して利用してもらおうという声かけをされているというのは、もうこれはすばらしい活動だと思います。本当にありがたいなというふうに思います。

そこで、最後の3番目の質問です。こういうことを今考えながら、実際やっていただいているんですが、じゃ、令和8年度に向けた工夫、何を考えているのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

訪問Cでございますが、令和7年度に引き続き、地域ケア会議の提出事例を、サービスが開始した段階で自立に向かうような方を対象に、町の地域包括、事業所とともに調整し、自立支援を推進していくこととしております。

通所Bですが、百歳体操を実施中で、通所Bに立ち上げの声かけをしていない地区に対して事業紹介を行っていく予定であります。

通所Cですが、令和7年度同様、百歳体操の体力測定のフォロー時など、利用者が運動をしようと思うタイミングで通所Cを紹介し、サービス卒業後は百歳体操に戻るよう、なるべく早い段階での体力向上を目指し、元気な高齢者を増やしていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の3つの答弁を聞いても、河南町の今やるべきことはしっかりやってくれているということがよく分かります。問題点は何かというと、まず、河南町が直接サービスを提供する要支援の利用者さんに対して、地域包括支援センターの直轄の職員の数が少ないから、ケアプランを立ててもらうのに外の事業所のケアマネジャーさんに委託しないといけない。それは仕方ないことやと。

ただ、その委託先のケアマネジャーさんは、言ったらあまり積極的ではない。これなぜか。安いからですよ、要支援の国から出ているケアプラン料が。それはそうですよ、だって外で働いているケアマネジャーさんは営利目的でやっているわけですから。ほんなら、要介護の人のほう、ケアプランを立てるほうが、同じ仕事をして高いほうを取りたいということになってくるので、要支援の人のケアプランは立てたくない、それが今の現状です。

でも、河南町には直轄の包括のケアマネジャーの資格を持ったスタッフが少ないから、委託せざるを得ない状況になっており、もうお願いする立場になっているんです、要支援の人に対してケアプランを立ててくださいと。そうなったときに、営利目的で働くケアマネジャーさんは、例えば通所Cとか既存のデイサービスとかに利用者さんから希望されたら、ケアマネジャーさんだって、そうやって希望されたらデイサービスに何とか入れてあげたいと思うのがやっぱりケアマネジャーさんの気持ちであって、こっちの河南町が思う、どうしても余計なサービスを抑制していくという考えの下では働いていないわけですよ。そうなったら、河南町は強く言えないわけです、簡単に言うと。もうお願いしている立場やから。

ということをやっていると、どれだけ河南町が思いを持って……。いつも言うように、必要な人には必要なサービスを提供する、それは当たり前のことなんですけれども、この介護保険の一番の問題点は、必要でもない人にもサービスを提供している点だということなんです。そこに対して、ケアプランを立てるケアマネジャーさんに対して河南町は強く言うことができないというのが、一番の問題点やと思います。

それに対して、だから、マンパワーが足りていないんだよというのを、私、ずっと河南町には言い続けているんですけれども、なかなかそこも難しいという現状が、今の最大の課題やと思うんです。そこで、もう一個、厚生労働省が今言い出している問題点があります。

それは、2027年度の改定時に、今、地方自治体にサービスを委任しているのが、要支援1、2なんですけれども、2027年改定からは要介護1、2までを市町村で見てほしいと言うという改定をもう出してきています。そうなったら、今、要支援1、2でもしっかり見れてへん

のに、要介護1、2の人まで河南町で見ないといけない状況になったとき、もう今の地域包括の現状では絶対に回らないんです。もうこんな目に見えているわけです。もう分かっているわけなんです。

それに対して、やっぱり危機感を持っていかないといけない。それは何でかというたら、町民が必要なサービスを、求めている人にサービスの提供が行き渡らへんというのが一番やったらあかんことじゃないですか、それを、もう言うたら2027年度にはそんな現状が来ようとしていて、それに対して対策しといてよと、ずっと言うているわけです。そこのところに対して、もうこればかりは町長の気持ち次第になってくるので、こういう現状があるよというのを改めて町長も考えてもらいながら、地域包括支援センターの今後というのを考えてもらえたらなと思って、この1項目めの質問をさせていただきました。

じゃ、次、2事項め、農地保全についての質問にいきたいと思います。

この質問をなぜしようかと思ったかというのと、私自身が今年度から農業大学校に行く機会を得て、毎週野菜作りを学校でやっています。そこで、一緒に勉強させてもらっている社会人枠の学生さんたちと現役世代の若い子たちの話を聞いたりとか、学校の先生ともいろんな話を聞いたりとかというので、本当に今まで見えていなかった農業の問題点みたいなのが、すごく具体的に見えるようになってきました。

そんな中で、昨年、食料・農業・農村基本法という法律が25年ぶりに改正されて、食料・農業・農村基本計画というのが、今年策定されます。もうされたのかな、というのが出てきました。ということで、そこのところを改めてちゃんと勉強しようと思って、国がどういうふうに農業のことを考えているのか、河南町にとってそれはどういうふうに持っていったらいいのかというのを勉強しながら、安井部長とかいろいろな話をさせてもらったら、河南町は、またやることちゃんとやっているんです。

やれと言われていることはしっかりやっているというところが見えてきたので、質問しながらちゃんとやれているところをしっかりと言いながら、それでも、私の思う課題点というのをちょっと言っていけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

じゃ、1項目めの質問です。

まず、今の河南町の農業従事者の推移、教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

5年ごとに実施される農林業センサスでは、町全体の農業従事者数が明確にされておらず、本町の農家数での推移で申し上げますと、平成22年は、自給的農家が392戸で、販売農家が380戸の合計772戸。平成27年は、自給的農家が377戸で、販売農家が332戸の合計709戸。令和2年は、自給的農家379戸で、販売農家224戸の合計603戸となっております。特に、販売を目的とした農家数の減が顕著に現れてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

もう大体、みんな分かっていると思うんですけども、やっぱり減ってきているという現状があるということです。河南町としては、やっぱりその農業従事者を増やそうという取組として、新規就農者への支援というのも手厚くやってくれているということなんですが、じゃ、その新規就農者の経過、どういうふうになっているか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

認定新規就農者とは、18歳以上45歳未満の者などで、農業経営基盤強化促進法に定める、町に提出された青年就農計画、これは5年後に達成すべき経営目標を定めた計画でございますが、この計画を認定された農業者の方のことでございます。

過去5年間、認定した者の推移でございますが、令和2年度は2人、令和3年度は5人、令和4年度6人、令和5年度で1人、令和6年度で2人で、合計16人となっております。今年度は、これまでに5人増加し、現在21人となっております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

新規就農に就いてくれる方にもしっかり支援しながら、増やせるところは増やそうという努力、河南町も頑張っているというのがよく分かるんですが、まず、農業を考えたとき、新規就農に就いてもらうというふうにして、もちろんお金の支援はとても

大切ですし、やるべきやと思うんですが、普通にこれビジネスとして独立、起業する人と同じやと考えたときに、独立した人、じゃ、10人おったら10人とも5年後、10年後、その仕事を継続できているのかといたら、ほとんどが継続できていません、大体失敗して潰れているというのも皆さん分かると思うんですけども、これ新規就農でも同じことやと思うんです。

だから、やっぱり頑張ってやっけていてもなかなかそれで生活するということは本当に難しい現状がある中で、それでも支援することは間違っていないと思うので、しっかりやっけてもらわないといけないんですけども、そこから、このところ河南町は新規就農も頑張っていると、でも、従事者は減ってきているというところで、じゃ、勉強した食料・農業・農村基本計画、読んだらどういうふうに書いているんやろうなと思ったら、本当にざくっとしか、この場なんて言えないんですけども、一番に書いているのは、これからの農業はビジネスの観点を持ってやりましょうというのを、最初の序文のところに書いてあって、そのビジネスの観点って何なのかというと、そこだけ読みます。基本計画の実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標や施策の有効性を示すKPIを定めることとし、少なくとも年1回、その目標の達成状況を調査、公表、KPIの検証により、PDCAサイクルによる施策の見直しを行うという、言ったら今まで公共のこういう計画ってざっくり言うことが多い中で、かなり具体的に言い出しているのが今回の特徴なんやなというふうに思うんです。

その中で、じゃ、今回の計画の中で5つのテーマを挙げてはるんですけども、その5つのテーマが、1個目が、我が国の食料供給、2個目が、輸出の促進、3つ目が、国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、4つ目が、環境と調和の取れた食料システムの確立・多面的機能の発揮、5つ目が、農村の振興、言うたらこの5つをテーマに国は力を入れていきますよと。それに対して、各市町村に対して地域計画を立てましょうというふうに動いていて、今、河南町もしっかり地域計画のほうを動いてくれているというふうになっているんですけども、このポイントは、ビジネスの観点を持って大規模化していかないと農業はもうかりませんよと、もう国は言っているわけです。

具体的な例として、いろんな作物によって、全部作物別の説明とかもあるんですけども、分かりやすい説明でいうと、米で今日は言おうと思うんですけども、米の生産、国はどう言っているかと思ったら、15haですよ、15haを目指して農業しましょうと書いているんです。河南町で、どこで15haして米作っているところあるのかという話ですよ。

ということは、国の農業の方針は、河南町ではやっぱり合わへんわけです。簡単に言った

ら、もっと大規模に農業をしているところはしっかり大規模化して行って、しかも、それで生産いっぱい作ったら輸出しましょうというふうに言っているわけですよね。そうなってきたときに、この国の方針でいうと、河南町の農業というのは、どう考えてもこの基本法に基づいてビジネス化というところは難しいというのは、もう目に見えて分かってきたという状況があります。

そんな中で、それでも、河南町の特徴を生かした農業というのをやっていかなあかんということで、今、河南町は動いてくれているんですが、まずそれをやってもらった、農と緑の総合事務所が行った農業従事者へのアンケートから見えた課題というのを教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町においては、地域計画策定に向けまして、町に農地をお持ちの方を対象に、令和5年10月に今後の農業経営意向に関する調査を行いました。

本町での回答結果においては、規模縮小、経営移譲、離農の意向がある方が全体の26.1%に対して、規模拡大意向の方は1.3%にとどまっております。また、全体の35.1%が70歳以上であり、後継者がいないという方が全体の25.3%、後継者が未定の方が25.7%、合わせて51%となっております。この結果から、農業者の高齢化と後継者、担い手不足が大きな課題となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

しっかりアンケートを取って、そこも分析して、言ったら農業者の高齢化と後継者、担い手不足が大きな課題だというふうに分かってきたという中で、次に、じゃ今、河南町は何をしているかといったら、農地カルテというのをつくってくれていると。そこに対してどうしていくかというふうに動いてくれているんですが、じゃ、農地カルテの進捗状況を教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

議員仰せの農地カルテとは、大阪府による高度利用農地確保事業で、高収益農業が実現可能な農地の情報を収集、整理することで、スムーズな参入につなげ、地域の中心的な担い手を確保するために、農地の形状や接道状況などの基本的な情報や貸付条件等を記載したものでございます。

本町においては、現在、平石地区における遊休農地などにおいて、大阪府で農地所有者に貸付意向や条件などの確認を進めておられるところでございます。

今後、同地区を皮切りに、町内農地における農地カルテが増えていくことにより、町内外からの新たな担い手や企業の参入を円滑に進めることができるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

着実にそれに対してどう動いていくかというのも、平石地区から動いてくれているというのがよく分かりました。

それで言ったら、やれることは、今、着実に河南町も動いているよということなんですけど、そしたら改めて、食料・農業・農村基本計画を多分安井部長も読んでくれたと思うんですけども、そこから今後の河南町の農業への方針、どう考えているのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

食料・農業・農村基本計画は、昨年5月に改正された食料・農業・農村基本法に基づく初めての基本計画で、令和7年4月に閣議決定されました。

本基本計画は、食料・農業・農村施策の中長期的な方向性を示す計画で、基本理念を実現するための具体的な施策が示されております。計画の講ずべき施策の「食料自給力の確保」において、サステナブルな農業構造への転換に向けた具体的な取組が掲げられており、中でも、地域計画を核とする取組として、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全等を推進するとされております。また、農業の生産基盤の確保に

向けた取組としまして、農業生産基盤の整備・保全により、良好な営農条件を備えた農地をできるだけ確保する必要があるとされております。

本町の各地域計画で定めている将来の在り方につきましては、ほ場整備事業などによる農地の集団化や用排水路、道路の整備を進め、よりよい営農環境を確保することとしております。また、営農に意欲のある担い手に農地を集積・集約することによる生産性、収益性の向上を図り、地域農業の活性化を目指すこととしております。

今後、地域計画をブラッシュアップしながら、農業を生かしたまちづくりを推進してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

そういう考えの下でこれからも頑張って進めていきますよと言ってくれているのを、どんどん進めていってもらわないと困るので、是非やっていただきたいと思うんですが、今回の答弁で見えてきたことは、やっぱり農業の特徴として経営移譲する、言ったら自分の子供に移譲するのは簡単なんですけれども、第三者へ自分の畑、田んぼを、経営を移譲するというか、後やってねみたいなのをやるというのがいかに難しいかということだと思うんです。

やっぱり、事業継承という視点でいうと、なかなかうまくいかへん。そこには農業の特徴もあると思うんですけれども、やっぱりこれを何とか事業継承していかないといけないという状況になってきていると思うんですが、そこに対して、じゃ、農業の事業継承を難しくしている要因、町としてどう思っているか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

アンケート結果によりますと、農機具の買換えや維持管理などの営農全般に経費がかかり過ぎるといった経済的な理由のほか、高齢になり農作業が難しいや、農業技術の継承が困難などの回答がございました。そのほかの要因といたしましては、様々なことが考えられますが、小規模農業では高い所得が得にくいこと、また収益の不安定さがあることや、長時間労働で休日が少ないなど、若い世代にとって魅力が少ないことも要因の一つであると考えてございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

農機具の買換えとかのお金がかかるというのと、技術の継承が難しいというふうに、今、答えてもらったんですけども、私が思う一番の要因は、やっぱり田んぼ、畑って個人の資産なんですよ、その自分の資産を他人に譲るとというのが、なかなか難しくしているんじゃないかというふうに思っているんです。

なので、実際、学校に行くようになって、学生さんたちの話を聞くと、将来何が一番不安かといったら、農地が借りられるかが分からへんというふうに答えるんです。現状の河南町を見ていたらいっぱい貸してくれそうな人おるんやけれども、実際はそんなに貸してくれる人おらへんというのが一番の問題点で、じゃ、それ農地カルテつくって、意向を聞いて、今後農地を貸したいと思っている人に対して、借りたいと思っている人とマッチングしていきましようというのを今やってくれているんですけども、そこにも大きな落とし穴があって、マッチングしているのは、あくまでも農家に認定された人同士のマッチングだということなんです。

実際に、じゃ、農家認定されていない人が借りたいと言っても、現状は借りるのが難しいというのが一番の課題やと思うんです。その状況で、じゃ、そんなん言っていて本当に河南町の農地が守れるんかということですよ。というところで、やっぱり次に考えていかなあかんのが、もう農業というものをビジネスとして考えるんじゃなくて、景観を守るという視点で、河南町のこのきれいな風景を守るという視点で、やっぱり考えていく視点も必要んじゃないかなというふうに思ったわけです。

そこで、考えを聞きたいんですが、農業従事者を守る視点から、中山間地の農業産出以外の効果・農地が存在する価値への視点が必要ではと思うんですが、河南町の思いを教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町には、つなぐ棚田遺産に認定された平石地区、持尾地区の棚田や、田畑が一面に広がる昔ながらのすばらしい風景を随所で見ることができます。本町としては、こういった原風

景を後世に伝承していくことは重要であると認識しております。

また、本町では、水越米やイチジク、イチゴなど多品目の新鮮な農産物が購入できる道の駅かなんや、イチゴ狩りなどの農業体験ができるスポットもございますので、こういった本町の魅力をもっと知っていただけるよう、SNS等を活用し、広く発信し、本町の農業振興につなげていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

本当に平石地区の棚田、僕も大好きです、あの景色。あれを絶対守っていきたい。ただ、平石地区でも、もう今動いてくれているんで分かると思うんですけども、耕作放棄地が増えてきているんで、しっかり守っていつてもらえたらなというふうに思っています。

それで、景観を守るという視点でいったときに、言ったら役場の前の河南町の一番メイン道路のところもそうですし、私が住んでいる石川地区の田んぼ、今もう米ができてきて本当にきれいな風景なんですけれども、どう考えても資材置場も増えてきているわけです。これがちゃんと法律にのっとって地目変更してやっているんやったらいいんですけども、本当にこれ地目変更できたところなのみたいのところも、ところどころ見えます。

そこに対して、やっぱりちゃんと景観を守るという視点で、守るべきルールは守ってもらわないと、やったもん勝ちではあかんと思うんです。そこに対して、ちょっとどう思っているかを聞こうと思うんですが、農業振興地域が資材置場になっている場所の把握や指導の状況を教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町農業委員会では、町農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを毎年11月頃、町内全地域において実施しており、無断転用防止に努めてございます。

農地パトロールや住民からの通報などにより、無断転用のおそれがある農地が発覚した場合は、直ちに行為者から聞き取り調査を行い、農地法違反が判明した場合は、許可権者である大阪府に通報するとともに、府と連携し対応することとしてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

しっかりパトロールして、本当にやったもん勝ちじゃない河南町にしていってもらえたらなというふうに思っています。

じゃ、次なんですけど、この農地を守る、ビジネス以外でも景観としても河南町の農地を守っていかうと思ったときに、私自身が思ったのは、もう農業従事者を公務員化するしかないんじゃないかなというふうに安易に思ったんですけども、この前、小泉農水大臣が所得補償はしませんともう言っちゃったので、もうその夢はないんやというのがよく分かって、じゃ、どうやってやっていかうかなというふうに考えたときに、農業ではないんですけども、林業でこういう取組をしているところというのを知りました。

それ、どこかというたら、岡山県の西粟倉村というところが取り組んでいて、林業を守るために取り組んでいる施策があつて、百年の森林構想というものがあるんです。それを、今週会派みんなで視察にも行って勉強してきたんですけども、この構想、うまいこといいところを取られへんかなと思って勉強しようと思つてはいるんですけど、改めてこの構想、どんなような構想なのか教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

西粟倉村は、岡山県北東端部の中山地域に位置し、面積約5,800haのうち93%を森林が占める山村でございます。

同村では、森林の約82%を占める人工林の多くが50年生まで育っていることを受け、林業をめぐる厳しい状況の中で、これらの人工林の管理を断念するのではなく、村ぐるみであと50年頑張り、美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現することを目的として、平成20年に百年の森林構想を村の方針として打ち立てられております。

同構想は、主に2つの事業によって推進されており、1つは、村が個人所有の森林を10年間預かり、一括管理を行う長期施業管理契約を締結し、集約化施業やF S C認証、これは適切に管理された森林から生産された木材などにF S Cマークを表示する国際的な制度でございますが、これの取得を進める百年の森林創造事業で、もう一つは、間伐材を使用した商品

開発やマーケティングを行う森の学校事業でございます。

これらの事業を実施することで、適切に管理された美しい森林に囲まれた地域づくりをするとともに、森林づくりの川上から川下までの経済活動をなるべく村内で循環させ、かつ災害のない健全な村土を保全することを目指すこととされております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

今の答弁、簡単に僕の言いたいところはどこかといったら、村が個人所有の森林を10年間預かり、一括管理を行うというところですか。河南町の、言ったら今農地カルテとかやっていて、もう任せたいと思っているところは河南町で一括管理したらいいん違うのと、安易に思うわけです。それも簡単ではないのは分かっているんですけども。

ほんで、河南町が管理した上で、農家じゃない、言ったら65歳以上になってもう仕事はしたくないけれども、体動かすのにちょっと野菜作りしたいわみたいな人たち、いっぱいおると思うんです、大阪には。そういう人たちに、今は農家同士しかマッチングできへんところを、河南町が管理することによって、そういう人たちに農地の管理をしてもらったらいいんじゃないのと、やっぱり思うわけです。

なので、そういうふうなものを、実際にはこんな簡単にはいかへんと思うんですけども、そういうふうな未来もあってもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。なので、耕作放棄地や事業継承が難しい農地を町が管理し、もしくは委託して、市民農園にするのは難しいのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町が耕作放棄地などの農地を借り受けて、管理もしくは委託して、市民農園、貸し農園にすることはできないかとの質問でございますが、耕作放棄地も含め農地の活用につきましては、地域の農業の在り方を地域全体で考え、話し合い、農地の利用と継承を計画的に進めるため、地域計画を核として進めていく必要があると考えております。

本町としましては、ご提案については、法的、財政的に多くの課題があり、非常に困難と

考えております。引き続き、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を行うとともに、地域計画の目標実現に向け、持続可能な地域農業を目指し、推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

難しいのはよく分かります。なので、今現状も、やるべきことは河南町がやってくれているのはよく分かったので、その地域計画をしっかりとした質の高いものにしてもらいながら、実際にやれることからやっていくように、そして、河南町の農地を守るためには何が必要なのかという視点を、今後も、今まで以上にやってもらえたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

じゃ、3事項めの質問に移りたいと思います。

来年、河南町は70周年を迎えるということで、70周年事業というものをもう今から楽しみにしているわけなんですけど、現状の企画や考え、何かあれば教えてください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

令和8年は町制施行70周年を迎える年となります。町制施行70周年記念事業を実施していきたいと考えており、事業実施に当たり事業の円滑な推進を図るため、町長を本部長とする河南町町制施行70周年記念事業町推進本部を本年9月1日付で設置いたしました。

現在、河南町区長会からは、町制施行70周年記念だんじりパレード開催の提案をいただいているところでございます。今後、この推進本部におきまして、町制施行70周年記念だんじりパレードを含め、記念事業の基本方針や実施内容等を決定していくこととしております。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

今から考えていきますよと、だんじりパレードは要望を受けているから、実現できるよう

に頑張りますという答弁やったと思うんです。

これから考えていくという中で、次年度の事業なんですけれども、準備を本当にやっていかないと間に合わへんことになると思うんです。それと、せっかく70周年迎えるんですから、森田町長のとき、70周年のときこんなしたよねと、それこそ80周年のときとか90周年、100周年のときに、やっぱりみんなで言ってもらえる、思い出に残るようなものを、どうせやるんやったらやってほしいんです。

だから、それこそ森田町長と雑談で話ししているときに、さくら坂ののり面のところにプロジェクションマッピングしたいねんとか、夢の話聞かせてもらったこともあって、森田町長いっぱい夢あるんです、河南町への思いも。それを、言ったらいつものこの一般質問でも分かるように、河南町にはお金がないから実現せえへんことがいっぱいあると。やりたい気持ちはあってもできへんねんというのがいっぱいある中で、70周年というせっかくの機会なんで、森田町長の本当にやりたいこと、みんなの、町民の思い出に残るようなものというものを、やっぱりいいチャンスやと思うんで、是非とも考えてもらいたいなと思うんです。

そこで、森田町長から話をいただいたプロジェクションマッピングとか、この前、狭山池の花火大会を、私、見に行かせてもらって、すごいよかったし、すごい人が見に来てはったんです。あんなんを見ていると、河南町でもやりたいなと思うわけなんですけれども、それもお金がいろいろかかってくるのは分かるんですけれども、できるできへんは置いておいて、何か夢を追いかけてほしいなと、町長には思うわけです。

そこで、最後の質問です。プロジェクションマッピングや花火の企画はできないのか、教えてください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

貴重なご意見、ご提案をいただきまして、ありがとうございます。

今後、いろいろなご意見等を参考にいたしまして、事業内容とか経費等を勘案して検討していきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

河合議員。

○6番（河合英紀）

ありがとうございます。

これからしっかり70周年に向けても動いてくれると思います。

それで、ほかの議員からも、もしかしたら70周年の質問あるかも分からないですけども、私から言いたいのは、町民の思い出に残るようなものを一つはやってほしいということを要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

河合議員の質問が終わりました。

ここで2時まで休憩とします。

休 憩（午後1時49分）

~~~~~

再 開（午後1時59分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、中川議員の発言を許します。

中川議員。

○7番（中川 博）

議席ナンバー7番、公明党、中川博でございます。通告書に従って、一般質問を行います。

質問事項は、河南町三世代同居・近居支援補助金について、HPV検査について、高齢者補聴器導入について、バリアフリー化の推進について、女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備品用品について、体育協会・文化協会の振興についての6事項でございます。また、論点が明確になるよう質問は一問一答方式で行います。

初めに、フォード・モーターの創設者のヘンリー・フォードの言葉を申し上げます。「決断しないことは、時として間違った行動よりたちが悪い」という言葉を紹介いたします。ちゅうちょしている間にチャンスを逃してしまうとの意味のことでございます。それを、真剣に受け止めていただき、町長及び答弁者におかれましては、町民のため積極的に前向きな答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1事項め、河南町三世代同居・近居支援補助金についてを伺いたいと思います。

1項目め、前回取り上げさせていただきました河南町三世代同居・近居支援は、単に定住促進だけではなく、非常に重要な意義が込められている施策であると考えます。例えば、高齢者問題における介護等は、三世代が同居・近居することによって助け合うことができます。また、小1の壁は、子供が小学校に入学する際に共働きの家庭を中心に仕事と子育ての両立

が難しくなる状況でございます。この問題も、三世代同居・近居することにより助け合うことができます。女性の社会進出にも手助けになります。

しかし、河南町三世代同居・近居支援補助金制度は、このような多くの重要な意義が込められている施策にもかかわらず、改善があまり加えられていないのではと感じます。今後、よりよいものになる改善点があれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業は、平成28年度から開始し、今年で10年目を迎えることとなりました。当初は4年間という期間を限定して進めてまいりました。この間、平成30年からは、住宅金融支援機構の住宅ローン、フラット35を利用される方は新築5年間0.5%金利を引き下げのための事業も開始し、多くの方が町に居住するきっかけとするため、その都度事業期間を延長して継続してまいりました。

また、本年6月議会においても議員からのご提案あったことは記憶しております。今までもいろいろとご提案はいただきました。今後も、定住を促進するとともに、子供を安心して産み、育てるという目的達成に一定の効果があったと考えておりますので、事業の継続を検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

私も、初めてこの事業ができたときは、さほど大したあれじゃないと思っていたんですけども、単に100万円、50万円の補助金を出して呼び込むというような単純な施策じゃないかと思っていたんですけども、この前質問させていただいてよくよく読み込んでいきましたら、非常に重大な視点も含まれているということで、さらにやっぱり拡充する必要があるんじゃないかなというような視点で、質問させていただいております。

再質問ちょっとさせていただきたいと思います。

前回と今回、2回続けて質問させていただくのは、今申し上げましたように、単に定住促進だけではなく、少子高齢化社会の中で女性の社会進出や介護の問題等で、親子三世代による助け合いは非常に大事だと考えたからでございます。財政面の問題もあり、金額がたとえ

減ったとしてもこの施策は今後も継続すべきだと思います。先ほども、継続するというように回答していただいたと思いますけれども、そういうことで。

また、前町長のときに導入された施策だと思いますけれども、現森田町長は、長年の行政マンとしての経験を生かしてその政策をさらによいものにつくり上げていくことが得意な分野じゃないかと思います。そういうことで、できましたら町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

人口減少等が進んでいるんですけれども、その一助ということで進めたということがございます。これ、平成28年度から進んでいるということで、この事業について私は非常に思い入れがあるというか、実はこれは、消費税の10%引上げがあったそのときに合わせて、第2番目の子供以降無料にしようかという施策と併せて立案に携わって、制度設計も全部やりました。ただ、その当時は100万円という数字であって、30万円とか50万円とかそういうようなところがあったんですけれども、その当時の町長に、もう町長、100万円で行きましょうという話を持ちかけて、100万円にしたということもあって、すごく私としては思い入れあるんですけれども、当初はいろんなことにつながるねと、介護保険がどんどん額が大きくなってきて、介護を受ける必要のある人が増えてくると。そうすると、やはり身近に近親者がいると非常に楽ですよ。

ただ、一緒に住んだら一番いいんですけれども、今の時代、やっぱり一緒に住むというのがなかなか弊害が出てくる、いろんな事象もあるので、そしたら、まあ町内で近居でもいいやん、すぐ車で5分や10分で行けるところに住んでもらったら、非常にその高齢者の人も気分が楽になっていくから助かるん違うかと、こういうような趣旨も踏まえて。

その当時、いろいろやっていたときに、高速道路の要望もいっぱいやっていました。道路は全てにつながるんですよ、福祉にもつながるんですよと、こういうことを当時ずっと言っていたんですけれども、この事業も、福祉から子育て、全部にちょっと関わってくるん違うかと。それで、先ほど言われたような女性の社会進出、これは、だから保育料の第2子以降無償化というのも、社会進出をもっと高めるということを前提に考えていったわけですがけれども、そういうような側面もあって、いろんなことやってきました。

だから、そういう意味では、4年間、最初やったんですけれども、これだけ続くとは私も思っていなかったと。今まで議員の皆さんからこれだけ評価してもらえるとというのも思っていなかったし。そういう点では、一つ成功かなと。

ただ、この事業そのものは、今、一転成功裏になっていますけれども、これをどんどん伸ばしていくのか、それともまた別のような施策を考えていくのかということは、いろいろ考える必要があるので、一旦は、先ほど部長の答弁にありますように、続けることも一つの選択肢かなというように思っています。

あと、ほかに子育て、教育、これに力入れるということなので、いろんなことをまだこれから考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

森田町長、ありがとうございます。

武田町長のアイデアやと思っていたんですけれども、森田町長が大分かんでいただいていたというような施策で、改めて感心させていただきました。

今回のこの三世代同居・近居の趣旨的な部分につきましては、Uターンを中心と書いていたんですけれども、やっぱりIターンとかJターンとか、さらに拡充してよりいいものをつくり上げることはできると思うんです。金額的にはちょっと厳しいかも分からないんですけれども、でも、施策を拡充することによって、持続可能な施策として是非続けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、2事項め、HPV検査についてを伺いたいと思います。

まず、1項目めですけれども、女性特有のがんである子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス、HPVですけれども、その感染の有無を調べるHPV検査は、2024年度から自治体が行う公的検診として導入できることになりました。2025年6月時点、今年の6月時点ですけれども、4自治体が検査をもう既に実施しております。

まず、公的検診に加えられたこのHPV検査とはどういうものか、まず、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

HPV検査は、子宮頸部を医師が専用のブラシやへらでこすって細胞を取り、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス（HPV）に感染しているかを調べる検査であります。HPV検査が陽性だった場合は、HPV検査を行った残りの検体を使って直ちに細胞診を行います。HPV検査陰性で精検不要となれば、5年に1度定期的に検診を受診し、HPV検査陽性で細胞診で異常なしと判定された場合は、1年後にHPV検査を受けることとなります。

HPV検査が陽性になっても、子宮頸がんまで進行する人は少数でございますが、子宮頸がんの95%以上はHPVが子宮頸部に2年以上持続して感染していた人から発生しているため、適切なタイミングで治療できるよう、通院を続けることが重要となっております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

渡辺部長、ありがとうございます。回答していただきました。

HPV検査とは、そういうことでございます。

次に、2項目めですけれども、厚生労働省の調査では、先ほど申し上げましたように、既に実施しているのが4自治体に加え、337自治体がこのHPV検査を導入予定だと回答しております。また、検討しているという自治体も737ありました。女性の命を守る取組として対応を考えている自治体が既に合計1,078、自治体全体の62.3%もありますけれども、河南町はどのような方向で対応するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

HPV検査は、HPVに感染している方を見つけて細胞診を行い、がんや前がん病変を見つけることにより子宮頸がんの罹患を防ぐことができるものです。検診結果によって次回の検査時期や検査内容が異なるなどの複雑性があり、適切な受診勧奨が行われなければ期待される効果が得られないことから、市町村や検診実施機関等における精度管理が重要となります。

したがいまして、受診者の情報と検診結果を保存するデータベース等を有し、個別の対象者の検診受診状況を長期に追跡することが可能であることや、新しい検診方法の導入について

て地域医師会及び検診実施機関等関係者の理解と協力が得られることなどが条件となってきます。

今後、先進事例や近隣市町村の状況を注視し、医師会との連携も含めて検討する必要があると思います。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

結局、医師会との連携が大事ということで、富田林医師会管内でということになると思うんですけども、先ほど申し上げましたこの調査の回答なんですけれども、こればらばらなんです、この4市町村で。富田林市、河南町は無回答ということなんですけれども、太子町、千早赤阪村は、今後検討しているけれども、またその回答の仕方がちょっと違うということで、今回、回答の仕方はいろいろあるんですけども、この4市町村が共同で力を合わせていただいて、富田林医師会と早急に対応できるような体制を組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

次に、3項目めですけれども、この検査と同じく大事なのが、HPVの感染を予防するHPVワクチンでございます。その中で、宮崎市ですけれども、宮崎市では、小学校6年生から高校1年生までの男子の接種費用を全額助成しております。男子のHPVワクチン接種が進められている理由は、女性への感染防止だけではなく、男性自身における肛門がんや中咽頭がんなどのHPV感染疾患の発症が予防できることにあるとでございます。河南町の今後の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

現在、男子が受けられるHPVワクチンは、ガーダシル4価ワクチンで、ワクチンを接種することで、中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマの原因と考えられているHPVへの感染予防が期待されることに加えまして、男性がワクチン接種により感染予防することで、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながる可能性があると言われております。

現状において任意接種であることから、国や近隣市町村の動向を注視しつつ検討してまい

ります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

検討していただけるということですが、やっぱり男性として女性を守るという視点もまた大事じゃないかなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、3事項め、高齢者の補聴器導入についてを伺いたいと思います。

2025年の5月現在で、今年の5月現在で、大阪府下では既に20の自治体が高齢者の補助金を実施されているデータがございますけれども、最近知ったことなんですけれども、それに加えて、直近では羽曳野市も本年8月1日より助成事業を開始されました。21の自治体が既にもう拡充されておるということございまして、今後もさらに増加する傾向であります。

聴力の低下に悩む高齢者が医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思います。

補助金額につきましては、今言いました21の自治体ですけれども、内容を見ますと、5万円から2万5千円の金額が多く、条件では非課税世帯という条件が多いように思います。中には、非課税世帯の条件のない拡充された自治体もありますけれども、河南町としてはどういった金額や条件を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

令和7年4月時点で確認いたしますと、議員仰せのとおり、府内で20市町村の自治体において補聴器の助成を行っております。2万5千円から5万円を上限額として購入費の助成を行っており、多くの自治体では、65歳以上でかつ住民税非課税世帯が対象となっており、医師意見書により補聴器の必要性が認められることが条件となっております。

補聴器購入に係る制度設計においては、国・府の助成制度が確立されていない現状で、他市町村の助成水準や所得による制限などを参考に、財源の問題も含めて検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

これ、渡辺部長に事前にちょっとお聞きしていたんですけれども、できるとしたら同程度の条件やというようにお聞きしておりました。そうなったら、何もこんだけ延ばす必要がないということで、2項目めの質問に入りたいと思うんですけれども、実は、一昨年、請願も我々議会としては採択したわけでございます。今年度、令和7年度に既にもう実施されると思っておりましてけれども、なぜ今年度はできていなかったのかと。今後、また早急に対応をするかどうかを伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

令和5年6月議会において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書が全員一致で採択されております。この請願書は、国に対して補助制度の創設を要請するとともに、町独自の公的補助制度の創設について求められたものであります。

町では、令和8年度大阪府施策並びに予算に関する要望において、町村長会及び町村議長会を通じ、加齢性難聴高齢者等を対象とした補聴器等の購入に対する助成制度の創設を国に働きかけることを要望しております。

また、町独自の制度化につきましては、引き続き、他市町村の助成水準等を参考に、先ほども答弁いたしました。財源の問題も含めて検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

請願で採択させてもらいまして、半分はやったと、国・府に対して。ただ、一番肝腎な河南町独自の、やっぱり今、大阪府下でも21、先ほど言いました羽曳野市も加えて21まで増えておることですから、早急に、是非来年度は実施するように、これは要望としておきますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

次に、4事項め、バリアフリー化の推進について伺いたいと思います。

国におきまして、バリアフリー法が平成18年12月20日に施行されました。大阪府では、このバリアフリー法に基づく条例として、福祉のまちづくり条例を平成21年10月1日に改正施行し、床面積2,000㎡未満の建物及び共同住宅や学校等、特別特定建築物に国では該当しない建物についても、建築物移動等円滑化基準への適合を求めることといたしました。

また、バリアフリー法の改正が2025年、本年度ですけれども、今年の6月1日に施行され

ました。トイレ、駐車場及び劇場等の客席に関する建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の改正でございます。

以上の流れを受けて、河南町のバリアフリーの現状と今後の改善計画をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

令和7年6月1日に施行されたバリアフリー法の改正では、バリアフリー設計のガイドラインである建築物標準設計について、施設の利便性や安全性を一層向上させることを目的に、トイレや駐車場、劇場などの施設に関する具体的な基準が見直しされました。その環境整備の対象となるのが、学校、病院、百貨店、ホテル、官公署、福祉施設など19種類の特別特定建築物で、原則として延べ面積2,000㎡以上の新築や大規模改修の際には、バリアフリー基準への適合が義務となります。

その義務の概要は、廊下の幅員確保、段差の解消、エレベーターや多目的トイレの整備などが含まれ、移動しやすい環境を整えるための具体的な基準が定められています。特別特定建築物に定められています町の施設は、庁舎や各学校、公民館など52施設がございます。その中でも、庁舎では、平成29年度及び令和3年度に多目的トイレやトイレの洋式化の改修を行い、適宜バリアフリーへの対応を行っております。

今後は、必要に応じて大規模改修等の施工時期に合わせて、バリアフリー基準に適合するよう整備してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

一応このバリアフリー法に沿って河南町としても対応は順次しておるといような回答をいただきましたけれども、再質問をちょっとさせていただきたいと思います。

特に今年度のバリアフリー法の改正で、劇場等の客席という項目があります。それは、河南町でそれに近い施設としましては、ぷくぷくホールでございます。具体例として、客席から2階に上がる最後の階段は傾斜もきつく、高齢者にはかなり負担になると思います。何か

対応を考えてほしいのですが、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

総合体育館におきましては、令和元年度にトイレの洋式化や手すりの設置などのバリアフリー化改修を実施いたしました。

ご質問の点でございますが、通常のイベントの際のホールへの出入りにつきまして、観客を2階には誘導しておりません。しかしながら、満員の場合などには例外的に2階から出入りされる場合もございますので、観客の安全を考慮いたしまして、手すりの設置などを検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

和田部長、ありがとうございます。

回答いただきましたように安全を考慮していただき、前向きに検討するということですので、是非お願いしたいと思います。

次に、5事項めでございますけれども、女性防災担当職員及び女性・子供・高齢者の備品用品についてを伺いたいと思います。

1項目め、昨年元日に発生いたしました能登半島地震でも、避難所の環境が問題となりました。避難所生活の中で女性や高齢者から困ったことなど様々な意見があり、特に女性ならではの視点から避難所生活の改善点など、多くの要望が寄せられました。

内閣府の避難所運営ガイドラインでは避難所運営委員会等を設置し、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立することや、避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場を確保することが示されております。男女共同参画の指針では、避難所運営のリーダー、サブリーダーを3割にすることを目標としております。また、自治体職員の防災担当職員に女性を積極的に登用することが示されておりますけれども、現実的にはなかなか進んでおりません。備蓄品についても、女性の視点が大変に重要であり日頃から女性の意見が取り入れられる環境が整備されていなければなりません。

以上のことを参考に、また繰り返しになりますけれども、より具体的に申しますと、国は2011年12月に防災基本計画を修正し、避難所で女性への配慮を盛り込みました。さらに、

2013年に防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020年には、その改訂版となる男女共同参画の視点から防災復興ガイドラインを作成いたしました。

取組のポイントとしましては、1つ、避難所で男女別の物干し場や更衣室を設ける。2つ目が、避難所運営のリーダー、サブリーダーの3割以上を女性にすること。3つ目が、自治体の防災担当職員への女性の採用・登用を促進する、などを挙げております。

最近の国調査では、2023年12月31日時点で、全国1,738の市町村の防災危機管理部局における女性職員の比率は11.5%にとどまっており、5割を超す966自治体では女性職員はゼロであります。また、地域防災計画を審議する都道府県防災会議に占める女性委員の割合は、平均で22.2%、2012年の4.6%からは大きく改善されましたけれども、国が目標とする30%にはまだ届いていない現状が報道されております。

女性の視点は、災害の備蓄用品にも影響いたします。2022年の国の調査では、防災担当の女性職員が1割以上の市町村は、ゼロの女性職員の市町村に比べ、女性や乳幼児向け用品、介護用品の備蓄の割合が高い傾向が見られました。避難所において女性が避難所運営に関わることによって、能登半島地震の避難所となっている珠洲市の小学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐する対応を取った結果、女性避難者から、人目を気にせず用品を取りに来られたとの声があったそうでございます。

河南町にあっては防災意識も高く、ガイドラインにあるように、地方公共団体の災害対策本部について女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の観点から取組に関する理解促進等が図られるよう、平常時から働きかけを行うとあるように、現実的に現在河南町では防災監置かれていますけれども、その防災監の下に女性職員が何人配備されているのでしょうか。今後の増員の予定はあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

まず初めに、職員の配置のことを申し上げます。

防災監は、自治防災課を管轄しております。自治防災課を含め防災監の下に、現在、女性職員の配置はございません。限られた職員数の中で、全部署において住民サービスを行っているところです。今後も、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

また、防災活動編成におきましては、事前配備の段階から女性職員も配備しております。災害等発生した際には、防災編成体制等を通じ、全職員で対応できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

私、長々と質問しましたけれども、かなり長く。でも、女性職員の配置につきましては、ちょっと肩透かしのようなあまりに簡単な答弁でございました。

現在女性職員の配置はございませんと。また、今後適正な人員配置に努めてまいりたいというようなことですが、この適正な人員配置に努めてまいりたいには期待したいと思っておりますけれども、なぜ女性職員の配置など、男女共同参画の視点から取組の理解促進等が図られるように考えられないのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

先ほども申し上げましたとおりに、限られた職員数で行っております。適材適所というところもございまして、今後は、またそういうところも含めながら人員配置には努めてまいりたいと考えます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

限られた人材ということで、今、多村部長の答弁を聞いても、なかなか苦しいというような思いがにじみ出ておりましたけれども、河南町は谷防災監を置いて、そういう防災意識が非常に高いまちであるということで、全国もうほとんど5割を超す966の自治体では女性職員ゼロという現状があるんですけれども、河南町はそれを打ち破っていただきまして、是非常時の女性職員のほうの配置もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2項目めですけれども、女性や子供、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況について伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

女性、子供、高齢者が特に必要としております備蓄用品については、まず、女性用としては生理用品、子供用としては幼児用粉ミルクなど、哺乳瓶、乳児・幼児おむつ、高齢者用としては高齢者用非常食、梅がゆ等があるんですけども、や、大人用おむつを備蓄しております。防災用備蓄品につきましては、大阪府救援物資対策協議会で設定されました算出方法に基づきまして、直下型地震、河南町においては上町断層Bと南海トラフ地震の比較により、多いほうの数量を備蓄しております。

詳しく申し上げますと、生理用品は2万6,136枚ございます。粉ミルクは2,410g、これは具体的に大缶800g3本持っております。また、液体ミルクは14.4ℓ、200mlの缶を72本、哺乳瓶は10本、乳児・幼児おむつは136枚の備蓄があります。また、高齢者用非常食は490食の備蓄、大人用おむつは17枚を備蓄しております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

谷防災監、どうもありがとうございます。

私も、以前ですけども、子供の液体ミルクの質問させていただいて、それからずっと備えていただいているんですけども、先ほど申し上げました、我々男性から考えてなかなか気づかないところもありますので、是非その辺は女性の視点を入れていただきたいと思えます。

それでは、最後の事項ですけども、体育協会、文化協会の振興についてを伺いたと思います。

まず、1項目めですけども、スポーツは、明るく豊かで活力の満ちた社会の形成や個人個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を有しております。また、文化につきましては、それを創造し享受することは人々の生まれながらの権利であることを踏まえ、地域文化の振興に当たっては、町民が等しく文化・芸術を鑑賞できる機会が得られるとともに、文化・芸術活動に主体的に参加し、文化・芸術を創造していく機会を拡充することは、極めて重要な意義があると考え

ております。

以上のことを踏まえて、河南町の体育・文化の振興についてどう取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町の体育・文化の取組についてのご質問ですけれども、まず、体育・スポーツの振興といたしまして、施設整備につきましては、総合体育館をはじめ各種施設の環境向上に努めております。ソフト事業では、令和6年度には春8種目、秋11種目に及ぶスポーツ大会を、体育協会と連携して開催するとともに、スポーツ推進委員などとも連携して年3回スポーツ広場も実施しております。また、各種教室としましては、ヨガ教室、子供体操教室、バスケット教室、子供水泳教室、子供かけっこ教室、エアロビクス教室を実施し、スポーツに親しみ、挑戦する機会を提供しております。

次に、文化・芸術の振興としましては、秋の文化祭典、文化協会主催で行っていただいております、や、ぷくぷくサンデーコンサート、これは町立中学校の吹奏楽部と大阪芸術大学ウインド・オーケストラの合同演奏をいただいております。こういったものを開催しております。また、春の公民館講座6講座、秋の公民館講座11講座をはじめ、夏休み親子パン教室や、春休みにはかなん英語村も実施いたしました。大阪芸術大学との共催事業として「会話の極意を学ぼう」言葉の力を磨く90分や、藍染めによるエコバッグづくりの講座、大阪府立近つ飛鳥博物館との共催でのかなん文化財講座の実施など、地域の文化資源と提携した文化活動支援に取り組んでおります。

また、図書館におきましては、こども図書館まつりや講演会の開催、夏休みにお勧めの本ベスト100冊の選定などを通じて、本の魅力や関心を高める取組にも努めてございます。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます、和田部長。

町としては、いろいろ文化振興、またスポーツのあれに取り組んでいただいていると思うんですけれども、その中で、やはり町民が中心となってその事業に取り組んでいただいている体育協会や文化協会のことについてちょっと伺いたいと思います。

この前も決算認定の委員会がありましたけれども、現在のこのような物価などの高騰を考えたときに、体育協会や文化協会の振興予算の拡充は当然考えるべきだと思いますけれども、河南町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

予算のご質問ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

町では、体育協会や文化協会以外にも各種団体の活動に対し、助成を行っております。ご質問のありました2つの団体につきましては、文化・スポーツの振興に寄与していただいているところでございます。以前は、秋に町主催で運動会、文化祭を開催しておりましたが、文化祭につきましては文化協会主催で開催する方向に変更した経緯がございます。活動助成金の多くを占めるのは、文化祭典の開催費用であり、会場設営費や音響及び照明装置の経費が、昨今の人件費や物価高騰の影響を特に大きく受けているところと聞いております。令和7年度予算において、一定増額させていただきました。各種団体の補助については、団体の活動内容やその実態を踏まえ、今後、町全体の財政状況を見据え、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

多村部長、ありがとうございます。

ただ、体育協会のほうの拡充もよろしくお願ひしたいなと思います。長年ずっと変わっていないと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、ちょっと再質問させていただきたいと思います。

自治体には、全国的なまたは国際的な規模のスポーツ大会、今、国際のをやっていますけれども、そういうスポーツ大会等に出場する個人または団体に、スポーツ大会出場奨励金を交付するところもあります。また、総合型地域スポーツクラブ助成事業を実施されているところもございます。河南町は、そういった奨励金等の取組の考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

ご質問の奨励金等についての取組は、現在行っておりませんが、本町では、文化・スポーツの振興に寄与するため、一定の大会やコンクールなどに進出した際に懸垂幕を町のほうで作成し、掲示する取組を行っております。

今後につきましては、他の自治体などで実施されております文化・スポーツ団体等が一定の広域的な大会などに出場する場合に、奨励金を交付するような取組について研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

中川議員。

○7番（中川 博）

ありがとうございます。

最後に、研究するだけではなく、必ず実施していただきたいと、現実問題、懸垂幕もありがたいですけれども、現実、やはり遠征とかまたそういう大会に出たらかなりの出費がかかりますので、それがほとんど実費でやっておられるということですので、河南町としてもその辺の支援、先ほど申しあげました物価高等いろんな部分でやっぱり上がっておりますので、そういうスポーツ、また文化に対する振興予算の拡充も、併せてお願いしておきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川議員の質問が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本日の一般質問1日目の議事日程は終了しました。

一般質問2日目は、9月22日午前10時に開きます。

本日はこれをもちまして散会とします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

午後2時45分散会

~~~~~

令和7年 9月22日(月)

# 令和7年河南町議会9月定例会議会議録

(第 3 号)

河 南 町 議 会



令和7年河南町議会9月定例会議会議録

年 月 日 令和7年9月22日（月）

場 所 河南町議会議場

出席議員 （9名）

|     |     |     |    |     |     |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 1番  | 佐々木 | 希 絵 | 2番 | 藤 野 | 裕 子 |
| 3番  | 高 田 | 伸 也 | 4番 | ポーブ | 三 恵 |
| 5番  | 藤 井 | 祥 代 | 6番 | 河 合 | 英 紀 |
| 7番  | 中 川 | 博   | 8番 | 大 門 | 晶 子 |
| 10番 | 浅 岡 | 正 広 |    |     |     |

欠席議員 （1名）

9番 力 武 清

地方自治法第121条の規定による出席者

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 町 長                          | 森 田 昌 吾   |
| 副 町 長                        | 江 島 芳 孝   |
| 教 育 長                        | 中 川 修     |
| 防 災 監                        | 谷 道 広     |
| 政 策 総 務 部 長                  | 多 村 美 紀   |
| 政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長 | 中 海 幹 男   |
| すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長         | 渡 辺 慶 啓   |
| ま ち 創 造 部 長                  | 安 井 啓 悦   |
| ま ち 創 造 部 理 事                | 久 保 田 篤   |
| 政策総務部副理事（秘書広報官）              | 森 口 竜 也   |
| 政策総務部副理事兼自治防災課長              | 藤 木 幹 史   |
| 政策総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長    | 田 中 啓 之   |
| 政策総務部副理事兼人事財政課長              | 後 藤 利 彦   |
| 政策総務部副理事兼契約検査室長              | 岩 根 有 津 佐 |
| 政策総務部副理事兼まち創造部副理事            | 金 道 純 一   |
| すこやか生活部副理事兼民生生活課長兼人権男女共同社会室長 | 中 筋 美 枝   |
| すこやか生活部保険年金課長                | 桶 本 和 正   |

|                                               |         |
|-----------------------------------------------|---------|
| すこやか生活部副理事兼税務課長                               | 辻 元 哲 夫 |
| すこやか生活部高齢障がい福祉課長                              | 安 達 信 介 |
| すこやか生活部健康づくり推進課長                              | 山 田 恵   |
| まち創造部地域整備課長                                   | 藪 本 雄 介 |
| まち創造部副理事兼農林商工観光課長併農業委員会事務局長                   | 森 弘 樹   |
| まち創造部副理事兼都市環境課長                               | 池 添 謙 司 |
| (出 納 室)                                       |         |
| 会計管理者兼出納室長                                    | 北 野 朋 子 |
| (教育委員会事務局)                                    |         |
| 教 ・ 育 部 長                                     | 和 田 信 一 |
| 教 ・ 育 部 教 育 課 長                               | 藤 井 康 裕 |
| 教 ・ 育 部 副 理 事 兼 こ ど も 1 ば ん 課 長               | 渡 辺 恵 子 |
| 教 ・ 育 部 生 涯 ま な る 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 | 木 矢 哲 也 |
| 教 ・ 育 部 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長                   | 浅 井 明 郎 |

議会事務局職員出席者

|               |         |
|---------------|---------|
| 理 事 兼 事 務 局 長 | 大 門 晃   |
| 課長補佐兼庶務係長     | 吉 田 高 朋 |

会議録署名議員

4 番 ポープ 三 恵  
5 番 藤 井 祥 代

議 事 日 程 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第11まで、及び追加日程

# 令和7年河南町議会9月定例会議

令和7年9月22日（月）午前10時00分開議

## 議事日程（第3号）

|        |                                        |     |
|--------|----------------------------------------|-----|
| 日程第1   | 一般質問                                   | 146 |
|        | （個人質問）                                 |     |
|        | 1番 佐々木 希 絵 議員                          | 146 |
|        | 2番 藤野 裕子 議員                            | 166 |
|        | 3番 高田 伸也 議員                            | 180 |
| 日程第2   | 議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定について        | 206 |
| 日程第3   | 議案第13号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  | 206 |
| 日程第4   | 議案第14号 令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 206 |
| 日程第5   | 議案第15号 令和6年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について    | 206 |
| 日程第6   | 議案第16号 令和6年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について    | 206 |
| 日程第7   | 議案第17号 令和6年度河南町下水道事業会計決算認定について         | 206 |
| 日程第8   | 議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）           | 214 |
| 日程第9   | 議案第19号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）       | 214 |
| 日程第10  | 議案第22号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第4号）           | 216 |
| 日程第11  | 会議期間の決定について                            | 218 |
| 追加日程第1 | 副議長の辞職について                             | 219 |
| 追加日程第2 | 選挙第1号 副議長の選挙                           | 220 |
| 追加日程第3 | 議案第23号 議会選出監査委員の選任について                 | 222 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。力武議員は欠席との連絡を受けております。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本日の議事日程及び9月18日開催の議会運営委員会の審査結果も併せて、タブレット688、令和7年9月22日、9月定例会議（最終日）に送信しています。ご確認ください。

日程第1 一般質問2日目の個人質問を行います。

質問者は、佐々木議員、藤野議員、高田議員、以上の順で発言を許します。

最初に、佐々木議員の発言を許します。

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

議席番号1番、佐々木希絵です。

主に3つの事項に沿って質問しますので、よろしく申し上げます。

まず初めに猛暑対策として、クーリングシェルターについてお伺いします。

近年の猛暑はもはや災害と言われるレベルに達していて、熱中症による緊急搬送件数は年々増加傾向にあります。特に、子供、お年寄り、高齢の方など基礎疾患を持つ方々は、熱中症のリスクが高く、自宅にエアコンがない方、電気代の高騰から冷房を十分に使用できない世帯にとっては深刻な問題です。

国もこの現実を放置せず、2023年5月に気候変動適応法を改正しました。これにより、熱中症特別警戒情報が創設され、これが発表されたときには市町村長がクーリングシェルターを指定できることになりました。この制度は、地域行政の責務として、住民を極端な暑さから守る体制が法的にも整えられたという明確な指針です。

こうした背景から、全国の自治体では公共施設や民間施設をクーリングシェルターとして設定し、誰もが自由に立ち寄って暑さをしのげる場所を確保するという取組が広がっています。これは、熱中症予防だけではなく、孤立しがちな高齢者を地域とつなげる役割や防災拠点としての機能強化にもつながる有用な施策です。

本町としても、公共施設や民間の協力施設を活用して、クーリングシェルターを設定することを検討すべきと考えます。町としてクーリングシェルター設置についての現状認識と今後の導入に向けた方針をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

気候変動適応法が令和5年4月に改正され、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村が指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターを指定することができることとなりました。

現在、本町が指定したクーリングシェルターはありません。役場庁舎や公民館など冷房施設を備えた公共施設や民間施設を含めて検討していく必要がありますが、まずは公共施設をクーリングシェルターとして指定していくことを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

多分、これすぐにできると思うんですけども、森田町政の中では、検討するという言葉しか出てこないんですね。検討してください。どこができるのかできないかというレベルかと思しますので、よろしくお願いします。

次に、子供たちの遊び場も年々夏には外遊びができなくなっているということです。

クーリングシェルターといたら、やっぱりどうしても大人が静かに利用するというようなイメージになってしまって、子供たちがわあっと騒ぐところが相変わらずないんですね。図書館で本を読むとかはできても、どうしても体を動かして遊ぶという場所が本当に全然ない。あっても民間でお金を払わないといけないということで、安全に体を動かせる居場所の確保というのも不可欠かなと思います。

全国的には子供たちが集まる場所に大きな日よけ、公園ですよ、大きな日よけやミスト

シャワーの設置、水遊びができるスペースの確保をするという動きが広まっています。これら屋外の遊び場を整備するとともに、屋内ではエアコン完備の学校体育館を夏休みに開放し、子供たちの遊び場とすることも有効かと思えます。

クーリングシェルターと子供の居場所づくりを併せて取り組むことで、猛暑対策の幅も広がるかと思うんですけども、こういったことへの町の見解、また方針をお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町では、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設の開放を行っております。

現在、小学校2校の校庭や体育館で複数のクラブなどが主に土曜日、日曜日に利用されております。利用に当たりましては各クラブで責任者を設け、利用の申請や運営委員会でクラブ間の利用の調整などをいただいております。

ご質問の遊び場としての利用でございますが、クラブなど他の利用者との調整や児童の安全の確保、施設や設備の適正利用、緊急事態への対応、適正な鍵の受渡しなど、責任者の設置等も必要なこともあり、適正な管理運営などの運用上のルール化について検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

ルール化、まずはしていただけるということで、だんだん保護者の方がクラブのような形となって、サークルというような形になって開放できたら第一歩かなと思います。

これは、屋内の体育館の利用なんですけれども、やっぱり公園に猛暑対策してほしいなと思っています。ほかのところですでにできている、本当に大きな日よけとか、そういうキットがもう既に業者で用意されていますよね。よく今ある地べたから急に水が出てくるファウンテンデッキというのは、設置するのに確かに800万円ほどかかって、すごい高価なんです。ただ、何か見たら棒があって、ボタンを押したら水とかシャーッと出て遊ぶというような遊具もあって、それは高額ではなく設置できるようなものもあるんですね。これからもどんどん猛暑になっていくというのは、もう誰もが想定でき得ることなので、公園遊具を更新する

ときにでいいので、そういった遊具も検討してほしいなと思うんですけども、お考えをお聞きします。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

猛暑日が続きますと、ニュースなどで子供らが公園の水道の水で遊んだ映像というのが流れることがございます。こういったいうのを目指すべき施設、こういった水遊び施設につきましては、遊具の設置工事費に加えまして、水道や排水設備、水循環設備などの設備費用が必要となってきたり、また、設備の管理費や水質管理などの維持管理費用が大きな負担となつてございます。設置に関しましては一定の広さが必要となることで、街区公園などといいますと、安全領域というのが必要で、なかなかスペース的な問題もございます。

こういった、多々いろいろと課題がございますので、本町の導入というのはなかなか難しいものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ファウンテンデッキは広い場所が必要なんですけれども、そのほかの水遊び遊具というのは探せば幾らでもあるので、遊具更新のときには是非検討してください。お願いします。

水道があればすぐに設置できるという遊具が多々あるので、はなからなし、それは無理というのではなくて、遊具更新のときにはこういうのもいいん違うかというふうに、是非お願いします。

次、多文化共生についてお話しさせていただきます。

まず、冒頭に国際的な流れについて触れておきますと、今、世界では排外主義が勢いを増しています。

ヨーロッパ各国では、極右政党が台頭し、外国にルーツを持つ人々が社会から排除されるという動きが顕著になってきています。排外主義へタブーの意識が強いドイツですら、移民排斥を訴える政党が一部地域で多くの支持を得ているというような状況です。日本でも例外ではなく、外国籍の子供たちがヘイトスピーチを浴びたり、実際に暴力を受けたりする事件が起きていると聞きます。

例えば、2021年にはウトロ地区で22歳の青年による放火事件が起きました。また、解体業に従事することが多いクルド人が運転するトラックに違法車両と言いがかりをつけるなどの嫌がらせも、今まかり通っているような状況です。

このような状況を憂いて、助長をさせないためには、この問題を正面から捉えて、多文化共生をどう実現していくのかを具体的に議論していくことが今求められるのかなと思っております。

まず、1つ目の町内の外国にルーツがある住民についてお伺いします。

人数や国籍別の状況はどうなっているのか。また、町役場の窓口での外国籍住民からの相談件数はどの程度あるのか。実態を正確に把握することが、多文化共生政策の第一歩です。現状をご説明ください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

町内の外国籍の方の人数は、令和7年8月末現在で男性が109名、女性が82名、合計191名でございます。

また、近年は留学や就労の関係で様々な国から来日されており、国籍数は25か国になっております。住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から住民基本台帳に記載されることとなった外国籍の方は、当時、男性が37名、女性が29名、合計66名で、国籍数は7か国でございました。現在では、人数で約2.9倍、国籍数で約3.6倍となり、様々な国籍の方が本町に在住されております。

また、外国籍の方の相談につきましては、平成21年度から平成24年度にかけて、1人の方から相談があり、昨年、直接本人からではございませんでしたが、1件の相談がございました。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

2012年の外国籍の方が66人だったという話なんですけれども、2012年の町の人口は1万6,500人ほどだったんですね。外国籍の方の割合はこのときでは0.5%にも満たないということだったんですけれども、今では人口も減っていることもあって、約1.3%ほどになってい

るんですね。2045年までに日本の人口の10%を超えるという予測もありますので、この傾向はこれからも続いていくだろうなというのが容易に想像できます。

こういう状況、時代に突入しているのですが、外国にルーツを持つ住民について、町長自身はどのように捉えておられるのか、お伺いします。

生駒市では、同じような質問をした議員に対して、担当の部長は、外国人住民が地域住民であることを意識して多文化共生社会の実現に取り組む立場であり、これまで以上に多文化共生を推進する必要があるという答弁をしているにもかかわらず、生駒市の市長は、日本人ファーストはある意味当たり前だというような真逆の答弁をしていました。

町長は、事業を進める上で、基本的にはどのような考えを持っているのかというのをお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

森田町長。

○町長（森田昌吾）

お答えをさせていただきます。

先ほどの外国人の方の人数ですけれども、10年間で3倍弱になったということで、もともと外国人の方というのはなかなか少なかったんですけれども、最近はインバウンドもありますし、日本で留学、それから就労とか、そういうような形で日本にお住まいの方がどんどん増えていっているというのは、国の発表でも出ている傾向であります。

日本人の方と外国人の方が同時にお住まいになっている地域もあるということがございます。その辺、同じ住民さんということがございますので、日本のサービスについては同じようなサービスが受けられるということになっているかと思えます。外国人の方だからどうだということではなくって、やはりひとしくサービス等、当然、受益と負担ということがありますので、その辺は等分の負担もしていただくという形で進めていくべきだと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。負担も一緒、受けるメリットも利益も一緒ということで区別はないということですね。元を正せば、外国にルーツを持つというのは、もうほとんどみんな

そうなので、日本人、もともと人がいなかったのですね。ということで分かりました。

3つ目なんですけれども、外国にルーツがある住民向けの事業ということなんですけれども、これまでどのような事業を行ってきたのかお伺いします。例えば、災害のときに平易な日本語で情報発信する取組であるとか、生活相談の支援、言語支援ツールの活用などが考えられます。

例えば、京セラが出しているC o t o p a t（コトパット）という商品なんですけれども、多くの自治体が既に導入をし始めています。本町では、具体的にどのような支援を行ってきたのか、これまでの実績を示してください。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

外国にルーツがある住民向けの事業ということでございますが、町のハザードマップの表題などは英語、中国語、韓国語は併記しております。

最近では、河南町観光ガイドマップを日本語版のほかに英語版、韓国語版、中国語版を作成いたしました。

また、窓口の対応につきましては、英語併記の用紙を使用しておりますが、そのほかの言語で対応できない場合は、タブレット端末を利用し、グーグル翻訳を用いて対応しております。言語や文化の違いはありますが、できるだけ丁寧に説明するよう心がけております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

今の質問で、ハザードマップは表題だけが多言語対応、でも観光マップは外国語版を作成しているというのが、すごくいびつやなと思うんですね。町の住民に対しての事業であれば、ハザードマップとかそういうものでこそ、多言語で見えすぐ分かるようなものを作成すべきかなと思います。急いでいるときに、そんな翻訳なんて一々してられないんですよ。

今、25か国、134名ということなんですけれども、日本人、日本語が達者な方と暮らされている場合もあるんですけれども、1人で来られて1人で世帯を築かれている方もたくさんいらっしゃいます。日本語が達者な方と住まわれていたとしても、災害が起きたときにどういう状況なのかというのもすごく変わってくるかと思うんですね、それは少しいびつやなというのを、後で防災のときに聞きます。

厚労省が公開している自治体の事例集によりますと、外国人に関連する課題を次のように紹介しています。異文化理解への壁、言語の壁、地域が外国人の所在や状況を把握していない、地域での交流機会が少ない。生活で生じる不便、例えば医療に係るハードルであるとか、劣悪な労働条件を強いられていてもどこに相談したらいいか分からないというようなことです。

今、町は、話を聞いていると、1への対応はしているということなんですけれども、2と3の部分に関しては、来たら対応するけれどもというような姿勢ではあまりにも消極的過ぎるかなと思います。行かないですよ、普通に。言葉の壁もあるのに、何をしてくれるのかと分からない中では。そこをもう少し手厚くしていくべきかと思うんですけれども、町の考えはどうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

多文化共生への取組につきましては、厚労省がいろいろと発表しておりますけれども、その取組につきまして、町では何ができるかというのは検討してまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

分かりました。厚労省のホームページにも様々な自治体がどういうふうに取り組んでいるのかという事例もたくさん載っているのです、是非よろしくお願いしますね。

4つ目、一番私がここ問題やなど思っているんですけれども、防災対策の面ですごく問題やなど思っています。

多文化共生が進まないことで、一番の課題は、やっぱり防災面なんですね。日本語が不得意な住民さん、先ほども申しましたけれども、避難情報がどうしても分からなくて避難が遅れてしまったり、災害そのものを認識できないというようなリスクがあります。

実際に、阪神・淡路大震災のときには、日本人の死傷者数は日本人被災者のうち1%ほどでしたが、外国人の死傷者は外国人被災者のうち2%を超えていました。やっぱり情報が取れない、どこに給水車が来るのかも分からない、何時にご飯が配られるのかも分からない。どういう手続で、どこに助けを求められるのかといった情報をそもそも受け取ることができなかったということが一因としては考えられます。

すごい昔にも子ども・子育て会議で、子供たちが1人にいるときにはとても逃げられないであろうという話題も出ました。そういった方たち、また、知的障がいを持つ方たちにとっても、簡単な日本語で発信するということは理解が進むかなと思います。多文化に対応した防災を進めるべきだと思います。簡単な日本語を用いるなどして、そのあたりの町の見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

本町では、これまでハザードマップや避難所案内での多言語表記や、避難所案内看板でのピクトグラムの活用などにより、外国人や子供にも伝わりやすい情報提供に努めてまいりました。

しかしながら、災害等の緊急時には、外国人や子供のみならず、障がい者の方やお年寄りの方などの要配慮者に正確な情報が正しく伝わるのが、より一層求められると考えております。

今後は、防災、災害情報については、分かりやすく簡潔な易しい日本語、例えば、「避難」を「逃げる」とか、「危険」を「危ない」というような情報によって情報発信に努めるとともに、ふだんの町の情報を知らせる行政放送についても易しい日本語を使用し、より伝わりやすい放送に心がけるよう努めてまいります。

また、気象情報の多言語提供をしている気象庁の多言語のサイトとか、あるいは大阪府の防災アプリなどを多言語での災害情報ツールの紹介なども行ってまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

分かりました。ありがとうございます。

簡単な日本語での発信はしていただけると。これは本当に子供さんとか日本語が苦手な方にとってもすごく有用かなと思います。

先ほどの話なんですけれども、やっぱりガイドブック、観光ガイドブックを多言語版で作成しているにもかかわらず、ハザードマップは作成していない。表題を英語、中国語、韓国

語に併記するのみにとどまっているというのは、とてもアンバランスな状況かなと思います。町内の外国籍住民の状況を考えても、英語、中国語、韓国語というのが本当に適切なのか。人数を見ても、やっぱり昔もベトナムの方が多という話をさしていただけあって、ベトナム語でも必要であるというふうにも思います。

そこはどのように考えていますか。ハザードマップの表題だけじゃなくて中身もやっぱり作ってほしいなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

ご質問いただきましたハザードマップだけではなしに、より多くの方がやはり避難するというについては大切なことだと思いますので、今後いろんな情報を得ながら研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

是非お願いします。

次に、地域コミュニティへの参加について、お伺いします。

外国籍の住民の中には地域の行事や、自治会活動に全く参加されていない方々がたくさんおられるんですね。彼らが参加したくないからではなくて、言葉や文化の壁によって実質的に地域から排除されてしまっている、もしくは孤立してしまっているというような場合もございます。

町として、地域に溶け込むための支援や仲立をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

外国にルーツを持つ住民の地域コミュニティの参加についてですが、本町としましても、全ての住民が安心して暮らし、地域社会の一員として共に生活していけることは、非常に重要であると認識しております。実際に、言葉や文化の違いにより、地域活動への参加に壁を

感じておられる方もいると承知しております。

町としましては、これまでも、できるだけ平易な日本語表記やパンフレットなどにおける多言語による行政情報の発信などを通じて、情報格差の解消に努めてまいりました。また、外国人の方から相談への対応については、大阪府国際交流センターによる外国人のための相談窓口を紹介するなどしております。

今後も多文化共生の視点を持ちながら、住民の声に丁寧に耳を傾け、支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

本当に地域コミュニティへの参加に対してのハードルがすごく高過ぎると感じる方が一部でいらっしゃるんですね。実際に言葉が壁となって、日本語が何か言っているのはちらほらキーワードは拾えるけれども、コミュニケーションを取るには十分な日本語力はないというような方が、自分はすごく悪口を言われているキーワードだけは拾えると、泣きながら相談に来られた方もいらっしゃいました、町の中の方で。やっぱり孤立してしまうんですね。そこで、町でも手助けする必要があるのではないかと。もしくは、窓口に来たときにもやっぱり必要なんじゃないかという質問だったんですけれども、それに対する答えが大阪府の交流センターを紹介するというのは、やっぱりすごく突き放した答えじゃないかなと。

交流センターの中で、同じ国籍の仲間が見つかるという可能性はあるんですけれども、やっぱり地域のコミュニティに溶け込むというのが防災面でも重要なんですね。やっぱり町内で、同郷の方を見つけるのが難しい方たちも一部いらっしゃいますよね、国籍別マップを見ると。もう一人しかおられない、独り暮らしで1人しかおられないというような方も。やっぱりコミュニティに溶け込むことが社会的孤立を防ぐという大きな助けになるかと思えます。

自治体によっては、外国人市民会議を設けるであるとか、住民さんにボランティア登録をしてもらって翻訳や手続案内をするマッチング制度を整えているところ、自治体主催のイベントに安心して参加できる案内体制を整えるなど、それぞれ創意工夫をして取り組んでおられます。

例えば、町主催の防災訓練に参加してもらえるように、第一歩として丁寧な案内をするというのは可能じゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

確かに、外国人の方にはなかなか地域に溶け込むというのは難しいこともありますんで、今後も、より丁寧に対応してまいりたいと。議員紹介いただいた防災訓練とか、そういうのについても丁寧に説明はしていきたいなど。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

是非お願いします。防災訓練に来てもらうことがきっかけになって、町の方と知り合いに、仲よくなったりするかもしれないし、町の防災はこんなふうになっているんだと理解してもらえることで、被災したときに、随分、命を守る行動の精度が上がるのではないかなと思っています。よろしくお願いします。

次の6項目めの排外主義が外国にルーツがある児童生徒へ与える影響というところなんですけれども、排外主義、本当に今高まっていて、外国にルーツを持った子供たちに深刻な影響を及ぼしているかなと思います。

7月の参院選のときのヘイトスピーチは本当にひどかったなと思っていて、私、もうすごい古くからたどったら私も外国にルーツがあるのかもしれないけれども、それでも一般的には日本人、でも日本国籍の日本ルーツを持っている人間で、当事者じゃない私、もしくは当事者でなくてさらに大人の私でも、物すごくあの言葉を聞いていて傷ついたんですね。胸が痛くなったくらいなので、当事者の子供たちの傷の深さというのは本当に想像できないような状況じゃないかなと思います。

本町に暮らす子供たちには、安心して暮らしてもらえるように、町としてはどういような対策を講じるつもりか、お伺いします。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

本町では、外国人を初め多様化する人権問題の解決のために、河南町人権を守る会や様々な関係機関と連携し、人権啓発講演会や映画会などの実施、啓発冊子の発行を通し、人権尊

重思想の啓発、普及啓発を図っております。

また、本町に暮らす子供たちにつきましては、国籍に関係なく、全ての児童はその権利をひとしく保障されており、必要に応じて対応してまいります。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

特に、子供たちが今傷ついているのは、ヘイトスピーチだと思うんですね、ヘイトスピーチに対してどのような考えを町は持っているのか、部長、お答えいただけますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

ヘイトスピーチにつきましては、ヘイトスピーチ解消法も施行されておまして、本町ではヘイトスピーチは許されるものではないと考えております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

許されるものではないんですけれども、実際にヘイトスピーチが起こり得るような世の中になってきています。許されるものではないという姿勢であるからには、何か起こったときには、町に相談したらどうにか対応してくれると、こういうふうに思っておいたらいいんですかね。ヘイトスピーチを見かけたときには、町に相談したらいいよというふうにご案内してもいいという認識なのかどうか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

そのように考えていただいて大丈夫だと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

次に、そういった子供たちが直面する課題についてお伺いします。

学習面での遅れであるとか日本語習得の難しさ、進学や就職の不利など様々な困難があるかと予想されます。文科省でもこの事態を重く受け止めて、外国人児童生徒などへの教育支援に2億円前後の予算がついています。加配定数も措置されまして、日本語指導者への研修など、様々な事業が整備されています。

町は、今の現状をどのように認識して、どのような支援を行っているのか。もし支援していないなら、今後はどのように対応しようとしているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町の小中学校にも、外国にルーツがある児童生徒が在籍しております。

外国にルーツがある児童生徒が直面する課題としまして、学習言語の習得が挙げられますが、各校の校内体制により、個別指導を行うといった対応を行っております。まずは、サバイバル言語と呼ばれる生活に必要な言語の習得からスタートして、学習言語へとつなげております。

本町におきましては、外国にルーツのある児童生徒が少数散在傾向にあり、加配教員が見込めないことから、大阪府が行っておりますオンライン日本語指導、小学校4年生から中学校3年生を対象とするものですけれども、その日本語指導を活用して対応しております。この事業におきましては、同じルーツを持つ児童生徒同士がつながり、自身のアイデンティティの向上につながった実績もございます。

次に、進路につきましては、帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業、多言語進路ガイダンスを開催し、当該生徒に対して公立高校の入試システムなどをアナウンスする機会を設けております。この多言語進路ガイダンスは、南河内などの地区ごとに行い、主に日本語指導が必要な帰国生徒、外国人生徒、入学者選抜に係る内容の説明を行っております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。

今、河南町では加配をするほどはたくさん、その対象児童がいないということですよ。ゼロではないということだったんですけれども、これから多分、本当に各校に1クラス、日本語指導クラスを設けるといいうようなぐらいになってくるのかなと思います。

今、アイデンティティーの向上とか、同じルーツを持つ生徒同士のつながりがあった、実績があるという話なんですけれども、本当にそうなんです。校内にたくさん児童がいる中で、どこにどういう生徒がいるのかというのが、つながりを持つ機会が普通に生活していたらなくて、日本語言語習得のためのクラスの中でようやくほかの生徒と仲よくなって、ほかの国で暮らすしんどさとかを共有し合うというのは私自身も経験をしたところです。あれがなかったらやっぱり耐えられなかっただろうなというようなことはたくさんありました。

なので、今対応はしていただいているんですけども、人が増えたときには、加配が見込めなくても、町でも素早く是非対応していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、数値目標についてお伺いします。

理念だけではどうしても多文化共生というのは進まないんですね。いろいろと進めるには数値目標を明確にして、その達成度をチェックするというようなものも必要かなと思います。

相談件数に関して、どの程度解決につなげるのか、地域活動への参加率をどのように高めるのかというような目標も設定してほしいなと思っているんですけども、そのような考えはございますか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

言葉や文化の違う様々な外国籍の方に対しても、日本国籍の方と同様に、個々に生じる課題や問題について、丁寧に対応しているところでございます。

議員仰せの数値目標を設定することは考えておりません。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

いずれ必要になることがあるかもしれないので、そのときにはよろしくお願いします。

最後に、人権条例についてお伺いします。

本町でも、人権条例というものはあるようなんですけども、理念条例にとどまっていますよね。

最近、京都、今年3月に人権条例の制定に取り組みましたが、ウトロ地区での放火であるとか朝鮮学校を襲う事件があったにもかかわらず、理念条例にとどまることに対して、京都の弁護士会でも実効性に疑問を抱かざるを得ないというような声明が出されるなど、目の前

の差別に対応していないのではないかというような批判を多く受けているようです。

これだけ世界で排外主義が盛り上がっているので、理念条例から一步踏み込んだ差別禁止であるとか、救済条項を盛り込んだ内容に一步進めて改正することも重要じゃないかなと思うんですけども、そんなあたりの考えはお持ちですか。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

本町では、平成13年に制定いたしました河南町人権をまもるまちづくり条例に基づき、「世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害を許さず人間の尊厳が侵されることなく、町民一人ひとりが力を合わせ、人権をまもり尊重されるまちの実現をめざすこと」としております。

外国籍、日本国籍を問わず全ての住民が人権を尊重するまちづくりを目指しているところでございますという、今、現条例がございます。議員仰せのように、そちらの具体化の部分につきましては、今後、検討し研究してまいります。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

ありがとうございます。人権条例自体が、2001年、平成13年に制定されて24年もう既にたっているんですね。状況もいろいろと変わっておりますので、是非、改正の検討、よろしくお願いします。

最後の事項です。

公益通報者制度、特に、保護制度についてお伺いします。

まず、公益通報者制度について簡単に説明させていただきますと、この制度は、働いている人が職場の不正を知ったときに、それを通報しても解雇や降格といった不利益を受けないように通報した人を守る仕組みです。対象となるのは、食品の安全とか建物の安全、環境の問題など、国民の命や暮らしに関わるような法律違反の行為で、公益通報者保護法という法律で定められています。

近年、この法律が改正されまして、事業者には通報窓口をきちんと整備することが求められるようになりました。特に、2025年度からは、従業員300人を超える事業者は必ず公益通報対応業務従事者を置くことが義務になっています。私たち河南町のように、従業員が300

人以下の自治体や事業所については、それは努力義務という扱いですが、それでも制度をきちんと対応機能させることは大変重要かと思います。ということ为前提にして、3つの観点から問います。

本年、今年、兵庫県知事が第三者委員会によって、公益通報者制度に違反したのではないかと、違反したと認定されました。このことは大きな社会的関心を集めました。制度があっても、公益通報者の制度があっても実効性が担保されない。保護法があっても担保されていないという状況では、制度は形骸化してしまいます。通報者の保護が損なわれるという教訓も示しているのではないのでしょうか。

本町における公益通報のこれまでの実績、通報件数や処理状況について明らかにしてください。また、制度の存在や、町民や職員にどのように周知してきたのかもお示してください。

幾つかの自治体では、相談件数や対応事例を公表して、制度の透明性を高めています。本町の制度の実効性も確認するために、件数や概要を公表していくべきではないかとも考えますが、見解をお伺いします。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

本町におきましては、平成22年4月1日付で、河南町職員等の公益通報に関する要綱及び河南町公益通報者保護法に係る外部通報に関する要綱を定め、内部職員及び外部労働者等からの公益通報に対応しております。

これまでの通報件数、処理実績等についてですが、制度創設以来現在まで、内部通報、外部通報とも通報実績はございません。

次に、住民や職員に対する制度の周知に関してですが、要綱を告示しておりますが、職員に対して、内部情報として情報を提供しています。今後は、広く制度内容等をお知らせするためにも、ホームページ等に掲載してまいります。

公益通報者保護法においては、特段公表の規定はありませんが、今後、より行政運営の透明性を高めるためにも、件数や概要等の公表の方法について、先進事例を参考にしつつ検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1 番（佐々木希絵）

分かりました。

通報の実績がないということなんですけれども、やっぱり使いにくいし、知られていないのではないかと思いますし、通報したときに本当に個人の情報が守られるのか恐れていると、制度に対する信頼性が少ないというようなことが原因かなと思います。事象がなかったということもあるかもしれないです。

そこで、通報があった場合にどのように対応されているのかお伺いします。

自治体には2つの立場があります。一つは、行政機関として町内の事業者には制度の整備を促す立場、もしくは事業者から通報があったときには調査する立場。もう一つは、事業者として自分のところにいる職員に対して通報窓口を設けて、不利益な取扱いが起きないようにするという立場です。

本町の場合、実際に通報があったときにはどのような流れで調査を進め、どのように是正措置を取るのか。また、通報者が守られる仕組みをどのように用意しているのか、お伺いします。

さらに、近隣自治体では、外部専門家を関わらせて調査の公平性を担保しているんですけども、本町においても、外部有識者が入っているのかどうなのか、お答えください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

実際に通報があった場合の対応ですが、まず、内部通報への対応についてご説明いたします。

河南町職員等の公益通報等に関する要綱に基づき、職員は要綱に定める公益通報相談員に対して公益通報をすることができます。要綱において、交益通報相談員は部長級の職員7名を定めております。また、職員からの公益通報を適正に処理するため、副町長を委員長とし、相談員で構成する公益通報委員会を設けております。この委員会の庶務は、人事担当課において担うこととなっております。

公益通報相談員が受付した公益通報は、この公益通報委員会で調査、審議され、事案の調査は委員長が指定する委員と、当該公益通報の内容に精通する必要最小限の範囲の職員において行われます。審議の結果、通報事案について違法または不当な行為があると認められたときは、当該事案に関して、権限を有する機関に是正措置を講ずるよう求め、当該是正措置

の内容を委員会から通報者に通知することとなっております。これらが、内部通報があった場合の一連の流れでございます。

次に、通報者を守る仕組みについてですが、公益通報相談員に対する通報は、原則、氏名を明らかにして行うこととなっておりますが、確実な資料に基づき通報を行う場合は、匿名での通報も可能となっております。また、通報者の氏名は、通報を受けた相談員のみが知り得る仕組みになっており、公益通報委員会においても、通報者が特定される情報は伏せた状態で審議されます。

また、公益通報相談員、委員会の構成員、調査員等、事務に関わる職員には、事務処理の過程で知り得た情報が漏えいすることのないよう守秘義務を課しております。

次に、外部有権者の活用についてですが、現状では公益通報への対応は町職員のみでの対応としていますが、顧問弁護士の意見を取り入れて対応することとしております。他の自治体においては、外部弁護士等を通報窓口としている事例もありますので、他団体の状況も調査しながら、よりよい手法を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、外部の事業者に雇用されている労働者からの公益通報、いわゆる外部通報の事務処理の流れについてご説明いたします。

この外部通報制度では、本町は当該通報対象事実に関する処分、勧告等の権限を有している事務について受付をするものであり、通報窓口は、法制担当である総務課となっております。

外部労働者等からの通報を受けた通報窓口の職員は、当該事案に関する権限を有する権限庁、いわゆる町長や教育委員会等に当該案件を送付いたします。権限庁は、公益通報を受理したときは、通報対象事実を所掌する課等に調査を命じ、調査の結果、当該公益通報に係る通報対象事実があることが明らかとなったときは、速やかに是正措置を講じ、その内容を通報者に報告するという流れでございます。

この外部通報は、原則として自己の氏名を明らかにして、通報対象事実が生じまたは生じようとしている、信ずるに足りる相当の理由があることを証する資料等を添えて行う必要がございます。

通報窓口の職員、調査担当の職員等には、内部通報と同じく守秘義務を課し、その職務上知り得た情報を漏らすことのないようにしております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

分かりました。

内部のことは、顧問弁護士の力を借りているということなんですけれども、基本的には副町長と部長7人で対応すると、内部のことは。外部のことは部長が対応するという答えなんですけれども、正直、過去にあった不祥事を思ったときに、7部長と副町長で適切に対応できるのかどうかというのが、やっぱり疑問かなと思います。

最近も、岸和田の元市長が逮捕されたんですけれども、これもほんまは公益通報があってもよさそうなものなのに、公益通報によって明らかになったものではないというふうに聞いています。庁舎内の公益通報制度を機能させるというのは本当に難しそうだなというのが、誰もが感じるころだと思んですけれども、おっしゃっていただいたように、外部弁護士が窓口になっているところもあるということだったので、窓口自体が外部にあるということで、安心して通報の第一歩としてはできるのかなと思いますし、透明性が少しは担保されるのではないかと思いますので、是非そうしていただきたいです。

それと同時に、2025年度の法改正によって、300人を超える事業者には従事者を設けることが義務化された。でも、本町は300人以下だから努力義務にとどまる。でも、やっぱり兼務体制では難しいんじゃないかなと思います。担当部署を明確にすることとか、研修を重ねて専門の職員の専門性を高めるなどしているところもありますので、町においても、専門職員を置く、できたら置いてほしいなと思んですけれども、当面、兼務でやっていくのであれば、専門性をどうやって担保は確保していくのか。通報者の保護というのをどうやって徹底していくのかというのを伺います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

専属職員等の配置ですが、限られた職員数の中での対応になりますので、専属職員の配置は今のところちょっと難しいと考えております。

議員仰せのとおり、通報者の保護を徹底することは重要であると認識しております。そのため、今後、担当職員への研修等の受講の期間をさらに充実させ、公益通報者保護制度に関する担当職員の理解と知識をより高めることで、通報者がしっかりと保護されるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○1番（佐々木希絵）

過去にもいろいろと役場庁内で小さいことから大きなこといろいろとあったんですけども、やっぱり何かを受けたときに、誰が何したかというのは、少ない人数でどのポジションかというのも大体予想がついてしまうんですね。その中で、通報者を保護するというのがすごく難しいと思います。

通報した人、せめて通報した人が不利益を受けないように、誰か特定されるのはもうある程度、人数的にもしょうがないのはしょうがないけれども、それがとんでもないことを言って、例えば、上司の反感を買って上司が激怒したからといって、その人が不利益を受けないというようなことさえ担保されれば、多少情報が予測がついてもいいのかなと思うんですけども、そこだけ徹底して是非やっていただきたいんですけども、その考えを最後にお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

公益通報者要綱等も設けておりますので、その要綱に従いまして、人数少ない職員で、議員の仰せのとおりにならざるやうなことはもう避けて、極力通報者の保護というところを視点において、今後取り組みたいと思います。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

休 憩（午前10時54分）

~~~~~

再 開（午前11時05分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、藤野議員の発言を許します。

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

議席番号2番、会派暁、藤野裕子。ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

森田町長をはじめ、理事者の皆様には分かりやすく前向きな答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大阪・関西万博における河南町の取組について、3項目質問させていただきます。

まず初めに、こども招待事業の周知・広報とその成果についてですが、この件につきましては、3月定例会議、6月定例会議でも質問させていただきました。6月議会でのご答弁では、6月6日時点での申込み者数が233人、対象人数1,720人に対して13.6%と、2割にも満たない低い状況であることが分かり、さらなる周知と分かりやすい情報発信の必要性について質問いたしました。

万博の閉会まで残り3週間となった今、この夏休み期間中、こども招待事業について、どのような方法で広報、周知に取り組まれてきたのか、また、それによって申請数にどのような変化が見られたのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪・関西万博は、次世代を担う子供たちが世界の最先端技術や価値観などに直接触れられる絶好の機会と考えてございます。

河南町こども招待事業の広報、周知方法ですが、8月号の町広報紙への掲載や町ホームページ及びSNS、具体的にはLINEになりますけれども、活用をしてお知らせを行いました。また、こども園、小中学校を通じてチラシの配布や総合体育館で7月13日開催のぷくぷくサンデーコンサートにおきましてサポートブースを、また7月26日、27日にスーパーセンターオークワでサポートデスクを設置し、ご案内や手続のサポートを行いました。

河南町こども招待事業の申込者数の状況でございますけれども、令和6年9月から受付を始めまして、令和7年3月までの6か月間で118人、6月6日までの3か月間で115人の増でした。その後、3か月後の9月9日時点では206人の増で、合計439人となっております。

こうした取組もあり、ご質問にあった6月6日時点の13.6%から、9月9日時点では対象人数1,720人に対しまして25.5%となり、ほぼ倍の約12ポイントの増加となっております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。6月6日時点で13.6%だった申請率が、現在では25.5%まで上昇したとのことで、申請率が前回よりも伸びたことは、サポートデスクの設置や夏休み期間中の広報などの成果であると感じております。

しかし、まだ7割以上の子供たちが制度を利用できていない現状には、やはりもどかしさを感じます。子供たちにとって一生に一度とも言える貴重な機会に、無料で万博に行けるといって制度を十分に活用されなかったとすれば、非常にもったいないことです。町のほうから、対象者となる子供たちに対して直接、無料チケットIDを配布することはできなかったのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

河南町子ども招待事業は、大阪府2025年日本国際博覧会子ども招待事業で構築されたシステムを活用いたしまして、チケットIDを配布するものとなっております。

今回の事業につきましては、チケットIDの発行が通常一般のチケットのID購入と同様の効果が発生するため、保護者をはじめ、本人の確認等を行うことを前提としていることから、事前に配布することは難しいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

より簡単に参加できる仕組みがあれば、多くのご家庭が利用できたのではないかと感じます。閉幕までの残り僅かな期間ではありますが、一人でも多くの子供たちがこの歴史的なイベントに参加できますよう、引き続きのご尽力をお願いいたします。

次に、本町の大阪ウイークの出展についてお伺いします。

本町では、7月28日から30日の3日間、万博会場のたべなはれゾーン、EXPOメッセ「WASSE」にて出展し、旬のフルーツの加工品などを販売していました。夏休みということもあり、会場には家族連れなど多くの方が来場されていて、これは、本町の魅力や取組

をアピールできる絶好の機会だったと思います。しかし、最初の2日間は、河南町ではなく、北新地のお店が出店されており、そのお店が販売していたジェラートのトッピングとフルーツ大福の中身に河南町産のマンゴーが使われているというものでした。ジェラートのカップに大きく北新地と表記されていたため、私の隣でジェラートを食べていた来場者の方から、「河南町って北新地にあるの」と聞かれ、私が説明したこともありましたが、せっかくの出展であったにもかかわらず、河南町産のフルーツであることや河南町の魅力が十分に伝わっていませんでした。

そこでお伺いします。この「たべなはれ」での出展事業者の募集はどのようにされたのか、また町内からは何店舗の応募があったのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪・関西万博の大阪ウイーク夏として、大阪全域の魅力を堪能していただくため各種イベントが開催され、本町は7月28日から30日までの間、EXPOメッセで開催されました地域魅力発見ツアー「たべなはれ」に河南町産フルーツのPRのため、農業者の協力を得て出展いたしました。

出展の募集につきましては、町のホームページにより募集を行いまして、3者の応募があり、町内からは2者の応募がございました。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

3者の応募があったとのことですが、出展業者の選定基準はどのようなものだったのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

出展者の選定に当たっては、町の特産品である果物等の魅力をいかに発信できるか、また町の食材をどの程度使用しているか、さらに、募集要項に沿った応募や適正な価格帯の申請であるかなどについて、町として審査の上、決定をしております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

万博での出展は大盛況でしたし、多くの来場者に河南町産のフルーツや地元の魅力を知っていただくよい機会になったとは感じています。ですが、町内全体の活性化へとつなげていくには、もう一步踏み込んだ取組が必要ではないかとも感じました。

出展者について、町のホームページで募集が行われたとのことですが、実際には、その情報が十分に届いておらず、知らなかったという方が多かったです。本町には、おいしくて人気のカフェや質の高いフルーツを育てておられる農家の方々がたくさんいらっしゃいます。そういった方々に、町のほうから直接に声をかけ出展を呼びかければ、もっと多くの町内の店が参加し、地域全体での盛り上がりにつながったのではないかと感じました。

続いて、本町の万博出展の成果と今後の展開についてお伺いします。

5月に開催された「大阪の祭！EXPO2025～春の陣～」において、寛弘寺地区と中地区のだんじりが参加し、地域の誇る伝統文化を国内外に発信する貴重な機会となりました。そして、7月と9月には、たべなはれゾーンにて、河南町産のフルーツを使った加工品の出展も行われました。いずれも河南町の文化、農産物の魅力を広くPRできるよい機会であったと感じております。こうした歴史的なイベントへの出展を一過性のものとして終わらせるのではなく、河南町に興味を持ってもらうきっかけや、今後の町の観光振興や農産物の販路拡大などへとつなげていくことが重要ではないかと思えます。

そこでお伺いします。

この歴史的な万博への出展を今後どのように町の広報に生かし、地域イベントや観光施策と連携させながら、どのように河南町の魅力を発信していこうと考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

大阪・関西万博において、大阪府内の魅力発信といたしまして大阪ウイーク春、夏、秋が開催され、寛弘寺地区、中地区の協力によりまして、本町の伝統文化であるだんじりの出展や、また、農家の協力によりイチゴやイチジク、マンゴーなどの加工品の販売を行い、本町の魅力を広く情報発信できたと考えてございます。

本町は、豊かな自然といにしえから受け継がれてきた歴史や文化、また、イチジクはもちろんのこと、イチゴや大阪では珍しいマンゴーをはじめ、数多くのフルーツなど多くの地域資源があります。これらを生かし、各種イベントへの参加やSNSを活用して、町の魅力を発信していきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

今後も町の魅力を発信できるこのような機会があれば、是非地元の力を広く巻き込んでいただけるようお願いしたいと思います。

近隣の河内長野市では、万博に出展する催事を市民の皆さんと一緒に盛り上げたいという思いからボランティアの参加を呼びかけるなど、地域と一体となった取組が進められていたそうです。参加後に実施されたアンケートでは、本市に対する愛着がさらに増したと回答した方が95%を超えていて、万博出展をきっかけに地元への誇りや愛着が高まったことがうかがえます。また、万博閉会後の12月には、Beyond万博という関連イベントも企画されているとのことでした。

このように、万博を一時的な催しで終わらせるのではなく、地域の活性化につなげようとする取組にとっても共感しております。本町においても、だんじりの出展やフルーツ加工品の販売など、これまでの取組を踏まえながら、万博のレガシーを地域にどう根づかせ、町の活性化へとつなげていくのかをしっかりと考えていく必要があるのではないのでしょうか。河南町ならではの工夫や発信力を生かして、今後の観光や産業振興はもちろん、町の魅力の再発見と広い発信につながっていくことを期待しております。

次に、移住定住促進に向けた住環境の確保について、4項目質問させていただきます。

先月8月14日に吹田市のららぽーとEXPOCITYにおいて、大阪府主催の「大阪の魅力を再発見！！移住・定住フェア2025」が開催されました。このイベントでは、府内22市町村が参加し、ご当地キャラクターによる市町村PR、特産品販売、輪投げやご当時キャラとの交流といった体験イベント、クイズラリー、さらには市町村職員による移住・定住に関する個別相談などが実施されました。南河内地域では、河南町、太子町、千早赤阪村、富田林市、羽曳野市が参加し、町の魅力発信に取り組まれたと伺っています。

そこでお伺いします。

今回の移住・定住フェア2025の来場者数はどの程度であったのか。また、その中で河南町

のブースを訪れた人数や反応についてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

令和7年8月14日木曜日に開催されました「大阪の魅力を再発見！！移住・定住フェア2025」に、太子町、千早赤阪村、本町共同で出展をいたしました。

「大阪の魅力を再発見！！移住・定住フェア2025」への参加人数等については、約3,400人の参加がございまして、太子町、千早赤阪村、本町共同ブースへの参加は534人となっております。自然環境のよさや子育て施策の説明を行いまして、本町のよさを知っていただいたところでございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

多くの方にご来場いただき、本町の魅力を知っていただくよい機会になったと思います。しかしながら、移住・定住フェアを通じて河南町の魅力を知り、関心を持っていただいたとしても、実際には、町内には賃貸住宅が極めて少なく、また空き家バンクの登録件数も少ないため、移住を希望しても住む場所が見つからないという状況になってしまいます。

先日、友人の娘さんから相談を受けました。その方は、河南町で生まれ育ち、結婚後は富田林市に住んでおられましたが、現在は離婚され、お子さんと共に富田林市にある府営住宅で生活されておられます。子供が小学校に入学するまでに河南町へ帰りたい、河南町で子育てがしたいと強く希望されていますが、町内には賃貸住宅が非常に少なく、住む家が見つかりません。また、府営住宅や市営住宅のような公営住宅を河南町でも整備してもらえないのかということも話されていました。

このように、河南町で子育てをしたいと願っても、住まいの受皿が不足していることで、町外に出ざるを得ない、あるいは戻りたくても戻れないという状況になっています。移住・定住の促進や子育て世代の受入れを進めるためには、まずは住環境の確保が最優先ではないかと思います。このような、住みたいけれども住む家がないという現状について、本町としてどのように受け止められているのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

これまでの本町の都市計画、住宅施策については、農業振興施策との調整を図りつつ進めております。

具体的には、住宅は民間主導の住宅開発等により、大宝やさくら坂での住宅団地整備が進められてきました。この間、他の地域においては、農業を主体とする環境づくりを進め、生産基盤の整備と併せて住環境の整備も行っていました。このような状況から、新たな住宅の整備は今日においては難しいことに加え、公営住宅についても、このような状況から建設には至っていないところでございます。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展する中、移住・定住の促進を図ることが重要であります。そのため、若い世代の方々が安心して産み育てることができる環境づくりが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ご答弁のとおり、新たな住宅整備は難しい現状は理解しておりますし、決して簡単な課題でないこともよく分かっております。しかし、現状のままでは、移住・定住を希望する方々を受け入れることはできません。

そこでお聞きします。

空き家バンクや賃貸住宅が不足している状況の中、移住希望者を受け入れられる仕組みをどのようにつくっていくのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町内の定住等を目的として空き家バンク制度を設け、利用を希望する方に対し、その情報を紹介しております。

議員の仰せのとおり、登録物件数が少ない状況があり、この制度の利用促進が進んでいない状況にあります。より登録物件数を増やすため、成約助成金の制度を行っているところでございます。

また、賃貸住宅等も少ない状況から定住等の促進を図るため、経済的支援策として河南町

3世代同居近居支援事業補助金事業を行っております。

今後とも様々な創意工夫を行いまして、移住・定住の促進について検討を行っていきたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

町内での定住等を目的として空き家バンク制度を設けられていますが、実質的には機能していないのが現状です。

そこで、改めてお聞きしますが、特に子育て世代や母子家庭など支援を必要とする層に対して、住宅確保を助ける具体的な取組を検討していく考えはあるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

先ほどお答えをさせていただきましたとおり、議員仰せのとおり、住宅整備は難しい状況にあるところでございます。

こうしたことから、子育て世帯等の支援について、妊娠から義務教育までの間、切れ目のない様々な支援策を行っており、具体的には申し上げませんが、それらの支援策が住宅確保の支援につながればと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ご答弁のとおり、本町では子育て支援が大変充実していると私も感じております。だからこそ、河南町で子育てをしたいと希望される方は多くおられます。しかし、現状では賃貸住宅が極めて少なく、住まいの受皿が整っていないために、そうした希望を実現できない状況にあります。だからこそ、住宅確保に対する具体的な支援が必要ではないのでしょうか。

そこで、先日視察した岡山県奈義町の取組をご紹介します。岡山県奈義町は、2019年に出生率が2.95を記録し、全国平均を大きく上回ることから、奇跡まちとも呼ばれています。奈義町では、少子化対策の一環として、住む場所の提供に積極的に取り組んでおられました。具体的には、40歳以下、または中学生以下の子育て世帯を対象とした若者住宅として集合住宅4戸、戸建て住宅17戸、さらに定住促進住宅として集合住宅60戸、合計81戸を整備されて

おり、現在はいずれも満室となっているとのことでした。

このように、町が主体的に住宅を確保、提供することで、若者や子育て世代の定住につながり、少子化対策にも大きな効果を発揮していると感じました。本町においても、奈義町のような先進事例を参考にしながら、住まいの受皿をしっかりと整備することが必要ではないかと考えます。空き家バンクの登録は依然として少なく、これまでのやり方では限界があるのではないかと感じます。成果が十分に出ていない制度については、思い切った見直しと改善を進めていただきたいと思います。

次に、先ほどのご答弁に出ました河南町三世代同居・近居支援についてお伺いします。

本町では、町外在住の子世帯等のUターン及び町内在住の子世帯等の転出抑制を図り、子供を安心して産み育て、安心して暮らせる環境をつくるため、親子での同居・近居を目的として住宅を取得またはリフォームをする場合に、住宅取得・リフォーム費用の一部を助成する河南町三世代同居・近居支援事業補助金制度が設けられています。この制度については、中川議員も質問されていましたが、制度の利用条件が非常に限定されています。例えば、親世帯が3年以上町内に居住していることや、子供がいない場合には夫婦ともに40歳未満であることなどの要件があり、実際にこの制度を利用できる世帯はごく限られているような気がします。

そこでお伺いします。

補助対象者について、「子世帯の夫婦」と明記されていますが、ひとり親世帯の場合、例えば、先ほど申し上げた友人の娘さんのケースにおいて、実家をリフォームして親世帯と同居するとなった場合もこの補助金制度の対象となるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

この事業の補助対象者については、河南町三世代同居・近居支援補助金要綱の第2条第2号に定義を定めておりますが、親子世帯またはいずれも40歳未満の夫婦世帯と規定しております。この親子世帯という規定に、ひとり親世帯も対象となります。ただし、ひとり親世帯であっても、三世代の世帯構成が確保され、そのほかの補助要件などを満たしていれば対象となりますので、活用を検討されるのであれば、具体的にご相談いただければと存じます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。ひとり親世帯も対象になるとのことで安心いたしました。

また、補助対象者の要件に、子世帯が子供がいない夫婦の場合、夫婦ともに40歳未満である場合を含むとありますが、この場合、親世帯と子世帯の2世代での申請が可能なのか、それとも祖父母世帯を含めた3世代での申請が必要となるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

議員仰せのケースは、子世帯の夫婦がともに40歳未満の場合ということでございますので、補助金の対象となります。しかしながら、親世帯の居住年数や、ほかにも様々な補助要件がございますので、対象とならない場合もございます。活用を検討されるのであれば、事前に具体的なお相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

住民の方からは、申請者が多くなると、この制度はもうすぐ終わってしまうのではないかと心配する声も届いています。受付期限が令和7年3月31日までとなっていたものが、令和8年3月31日まで延長されましたが、その後についても継続して実施されるのか、それとも令和8年で打ち切りとなるのか、町としてのお考えをお聞かせください。

また、仮に打ち切りとなる場合には、次にどのような移住・定住の促進、転出抑制のための住宅支援や補助制度を検討されているのか、併せてお聞かせください。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

昨日もほかの議員にお答えいたしました。平成28年度から開始し、今年で10年目を迎えることとなりました。当初は4年間という期間を限定して進めてまいりました。この間、平成30年からは、住宅金融支援機構の住宅ローン「フラット35」を利用される方は、新築5年

間、0.5%金利を引き下げたための事業も開始し、多くの方々が町に移住するきっかけとするため、その都度、事業期間を延長して継続してまいりました。

今までもいろいろとご提案をいただきましたが、今後も定住を促進するとともに、子供を安心して産み育てるという目的達成に一定の効果があったと考えておりますので、事業の継続を検討してまいります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

この制度が今後も継続を検討されているとのことで、安心いたしました。私の周りでも3世帯の方がこの制度を活用されており、大変喜んでおられました。

しかし、この制度は、子育て世帯に重点を置いているためか、子世帯の子供が中学生以下、子供がいない場合は夫婦ともに40歳未満との条件が設定されています。子世帯のUターンの場合、子供が小学生、中学生の場合は転校が必要になるケースが多く制度を活用しづらいのではないかと、むしろ高校生になるタイミングであれば新しい生活の区切りと合わせて制度が利用できる可能性が高くなるのではと考えます。また、介護のために親世帯との同居や近居を希望される方も少なくありません。是非、条件の緩和や対象の拡大について検討を進めていただきたいと要望いたします。

それでは最後に、町制施行70周年のイベント開催について、3項目お伺いします。

令和8年度、河南町は町制施行70周年という大きな節目を迎えます。この記念すべき年を町民の皆様と共に祝い、町の魅力や歴史を次の世代へ伝えていくことは大変意義のあることだと考えます。

平成28年度の町制施行60周年記念事業では、幾つかの冠事業のほかに、「出張！なんでも鑑定団 in 河南町」やだんじりパレード、フロアカーリング大会といった特別事業が行われました。これらの取組について、どのような成果があったのか。また、70周年に向けてどのような課題を感じておられるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町制施行60周年記念事業として、平成28年4月24日に「出張！なんでも鑑定団 in 河南町」の公開収録を招致し、大阪芸術大学の協力により、同大学の芸術劇場で収録が行われました。およそ400人の参加でありました。また、フロアカーリング大会につきましては、同じく11月20日に開催し、約130人の参加をいただきました。町制施行60周年記念だんじりパレードについては、河南町町制施行60周年記念だんじりパレード実行委員会に実施していただき、約1万2,000人と多くの参加をいただきました。

そのほかにも、60周年記念事業は様々な事業展開を行いました。このように、住民の皆様と共に60年の記念事業を行うことができたと考えております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

次に、町制施行70周年に向けた取組についてお伺いします。

春に開催された大阪・関西万博では、河南町から寛弘寺地区と中地区のだんじりが出展され、多くの来場者から注目を集め、大変盛り上がりました。だんじりは、町の誇りであると同時に、地域の絆を象徴する存在でもあります。もちろん、毎年行われている秋祭りでも、各地区のだんじりは披露されていますが、町内のだんじり全てが勢ぞろいする機会はありません。平成28年度の60周年記念事業で実施されただんじりパレードは、町内のだんじりが勢ぞろいして披露された貴重な機会であり、町を挙げての大きなイベントとなり、大変盛り上がった記憶があります。そして、春の万博出展をきっかけに、町民の方々からも、70周年の節目には再び町内でだんじりパレードを開催してほしいとの声が私の下にも数多く寄せられました。

そこでお伺いします。

町として、70周年記念事業の中で、だんじりパレードの開催を検討しているのかどうか、また、その実現に向けて地域団体や町民とどのように連携を図っていかれるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

令和8年は町制施行70周年を迎える年となります。町制施行70周年記念事業の実施に向けまして、町長を本部長とする河南町町制施行70周年記念事業町推進本部を本年9月1日付で

設置をいたしました。

町制施行70周年に当たって、だんじりパレードの開催を検討しているのかとのご質問でございますが、現在、河南町区長会からは、町制施行70周年記念だんじりパレード開催の提案をいただいているところでございます。

今後、この推進本部におきまして、町制施行70周年記念だんじりパレードを含めまして、記念事業の基本方針や実施内容等を決定していくこととしております。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。

記念すべき節目にふさわしい事業となるよう、だんじりパレードだけではなく、多くの町民が参加し楽しめるイベントの実現を期待しております。

かつて本町では、町民運動会や河南夕涼みフェスティバルといった、住民が大勢集まり、世代を超えて交流できるイベントが行われていました。幅広い世代が参加でき、とても楽しかった記憶があります。

町制施行70周年という節目に合わせて、こうした町民参加型イベントを復活させてほしいとの声も届いております。特に、子供から高齢者まで幅広い世代が一緒に楽しめる催しは、町全体を元気づけるきっかけになると考えます。町制施行70周年の記念事業の中で、かつての町民運動会や河南夕涼みフェスティバルのような大規模イベントを復活させることはできないのでしょうか。また、町民の声を取り入れながら、世代を超えて交流できるイベントを企画する考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町制施行70周年記念事業につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、今後、河南町町制施行70周年記念事業町推進本部において、記念事業の基本方針や実施内容等を決定していくこととしておりますが、記念事業の内容等につきましては、住民の一体感や地域に対する愛着等を持っていただく機会になるよう検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

ありがとうございます。町制施行70周年が町民の皆様にとって思い出に残り、地域への愛着をさらに深められる機会となることを期待しております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

藤野議員の質問は終わりました。

次に、高田議員の発言を許します。

高田議員。

○3番（高田伸也）

会派自民かなん希望の風、高田伸也です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、一問一答方式にて一般質問を行います。

質問事項は、防災関連で3事項、また、子育て支援について1事項、町周辺の再開発について1事項、以上の5事項となっております。

この9月議会の初日に石川県の視察、防災訓練を兼ねたチェックをしてきたということなのですが、その中で、金沢市の消防署の研修の最後に隊長がおっしゃったことは、これだけは是非覚えてほしいということがあったんですが、備えあれば憂いなしということがあるんですけども、実際は、備えあっても憂いがあると。万一に備えて改めて準備はしているものの、これで安心ということとは絶対ないと。災害はその備えや想定をはるか上を超えるものだというようなことでした。まさか、災害に遭ったときに、消防署員が全く集まってこないということを想定はしていなかったし、また消防の車両でありますとか機材が潰れて使えないというようなことも想定しなかった。また、どんなに電話が鳴って、消火の応援に来てほしい、もしくは救急の要請があったとしても、道路が寸断されて全く行くことができなかった。さらに、消防本部として支援することはあっても、全国から緊急消防援助隊を受け入れるというようなことは全く想定をしてなかったというようなことの話がございました。まさに、まさかまさかの連続というわけなんですけど、是非その思いを持ち帰ってほしいということでありましたので、それを踏まえて1事項目の質問に入りたいというふうに思います。

1項目めですけれども、南海トラフ地震における本町の交通の被災状況、被害状況の想定と回避ルートについてお聞きしたいんですが、以前の一般質問において、南海トラフ地震が発生した際の被害想定としては、本町の施設被害として、道路総延長の87km中、被害箇所は

6か所想定されていますというお話でした。そういう答弁をいただいたんですが、その交通被害が想定される場所はどこであるのか。また、その被害があった道路を回避して避難するルート及び物資を供給するルートは確保されているのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

ご質問の大阪府が示した道路の被害想定箇所ですが、府が公表する資料は、特定の災害条件を想定し、一定の条件に基づき機械的に計算した被害箇所数で、リスク想定のものでございます。このため、町内の道路において具体的に6か所を被害箇所と特定しているというものではございません。

町といたしましては、災害発生時における道路の被災に備え、主要な道路においては、迂回路の有無や通行の可能性を平時から確認しております。また、橋梁やトンネルについては、定期的な点検を行い、耐震補強に努めているところでございます。

以上であります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

まず、日頃から道路の安全確保にご尽力いただいているということについては、敬意を表したいというふうに思います。

今お聞きした回答では、被害箇所としては6か所を想定されているものの、具体的に6か所を被害箇所として特定することができないというお話でありました。ちょっとなかなか分かりにくいところではあるんですが、確かに、この被害想定は、事前に公表することによって住民にその予防対策を講じていただく。それによって被害を最小化するというのを目的としているということではあるんですが、一方、この被害想定の主目的については、決して恐怖をあおるためではなく、地域ごとのリスクを明確にして、それに基づいた具体的な防災計画を策定することということも言われています。

先ほど、道路の被災に備えて、主要な道路においては、迂回路の有無や通行の可能性を平時から確認をしているというお話でありました。是非、その確認箇所を公表いただくことによって、住民の安心も高まるかなというふうに思っております。是非、住民の皆さんへの分

かりやすい公表と防災計画への反映を要望しておきたいというふうに思います。

次の項目に入りますが、災害時における本町のライフラインの被害想定と対策についてお聞きしたいと思います。

以前のインフラ施設の本町の被害想定については、被災直後では、上水道の断水率が77.4%、電力の停電率が49%という想定でありました。一方、私が調査した結果では、近畿地方を大きく被災する場合の大阪府の被災直後の断水率は39%というふうになっておりました。ほぼ半減しているということなのですが、その理由を聞きたいというのが1点と。

また、本町で備蓄品として購入予定のポータル電源や給水タンクについては、どのような場合を想定してこれを用意されているのか、その2点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

ご質問の地震時における河南町の断水率については、大阪府の資料における77.4%という数値と議員ご自身が調査された39%という数字に大きな差があることについてお答えを申し上げます。

まず、77.4%という数字は、内閣府が平成25年3月に公表したデータに基づき、大阪府が同年10月に市町村別に独自シミュレーションしたものを公表したものでございます。

一方、議員仰せの断水率が39%という数値は、最新のデータ、建築物、人口、ライフライン等のデータに基づき、令和元年6月に内閣府が発表したものでございます。

なお、この内閣府のデータは、大阪府全体の断水率を表したものであり、府内市町村別にシミュレーションされた数値は、現在のところございません。

また、今後購入予定のポータブル蓄電池や給水タンクは、防災倉庫に配備し、必要な避難所に必要なときに使用することとしております。

以上になります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。ありがとうございます。

南海トラフ地震の想定では、比較的早く回復する電気さえ90%以上復旧するのに8日間、水道は90%以上普及するのに1か月以上かかるというふうに言われていますので、この断水

率が半減したというのは、大阪府全体でこの数年間の間に点検、補修が進んだ結果であるというふうに、私のほうは評価したいなというふうに思っております。

次に、梅川の田久橋付近に設置されている水道管の改修についてお聞きしたいと思います。

これ数年前に、和歌山県で水道管の崩落によって長期間の断水があったということはよく知られておりますけれども、大宝地区の南側、寺田地区の梅川を渡る細い3本の水道管、これは増水等によって万一破損した場合、想定される被害としては、当時お聞きしたのは大宝地区、石川地域、寺田地区の一部、白木地区の一部、寛弘寺地区の一部が断水になるというものでありました。このような、広域な想定被害の説明をいただいたわけですが、町としては、ご指摘の水道管については重要と考えているので、その趣旨を大阪広域水道企業団のほうにしっかりと伝えてまいりたいという当時の答弁をいただきました。

その後の対応について確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

令和3年12月定例会議一般質問において、梅川の田久橋下流側に架かる水道管について、川に架かる部分だけ水道管の位置を上げるような改修を行えないかのご意見をいただきました。

大阪広域水道企業団南河内地域水道センターの見解は、ご指摘の水道管の位置は、橋の下流側に橋と同程度の高さに設置されており、流木などの衝撃による水道管への直接の被害は免れると考えられております。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

確かに、今、言われておるとおり、川の上流部分に小さな橋がありますので、それによって安全であるということですが、災害時は想定外のことが起こるものですし、当然小さい橋ですから、それを上回るような水害が起こるということもあり得ますので、今後、継続的に大阪広域水道企業団への進言をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の項目に入りますが、奥能登の消防本部、これ震災当時ですけれども、消防署も避難所になったということなんです、簡易トイレもなくて、女性は本当にトイレの待

ち時間が長くなっていたけれども、給水車が到着するまでは池や川の水を汲んでトイレを流していたと。1週間後に仮設トイレが到着したということでしたが、トイレのありがたさ、重要性を改めて認識したというお話を頂戴しました。

それを受けるように、本町では災害用の水洗トイレを全指定避難所に配置いただくということで、非常に効果がある有効な取組と評価をしておりますけれども、この災害のトイレは非常に重くて、万一の際は、地域の自主防災組織や避難されてきた住民の方も組み立てるといようなこともあります。設置する際には、そういう自主防災組織や住民の方と一緒に組立ての訓練を計画いただきたいと思いますのですが、それについてのご意見をいただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

組立て式水洗トイレについては、取扱説明では、2人組で10分程度で組立てができるというようない説明書きがあります。今後予定しております総合防災訓練などの機会を活用し、自主防災組織や広く住民の皆様にも、組立て式水洗トイレの取扱いや設置方法についての説明、実践を行う機会を検討してまいります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

是非、よろしくお願いします。

続いて、5項目めに入りますが、町内の消火栓、消火ホースの格納ボックスについてお聞きしたいんですが、去年の能登半島地震の輪島朝市の大火災、当時の状況については、先般報告させていただきましたとおり、消火栓の重要性を再認識してきたというところなんですが、本町の屋外の消火栓、これ、かなんマップで調べると200か所以上ありそうなんですが、この点検状況についてお聞きしたいというふうに思います。

さらに、本町も被害が一部あったようですが、最近、ホースの金属部分の先が盗難でなくなったということで話題になりました。消火ホースの格納ボックスの点検、これはどこが行うのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

ご質問の消火栓の点検については、消火栓位置の把握機会とするため、年1回以上は点検しております。

また、町内の地区等に補助しています消火栓スタンドや消火栓ホースが収納された赤い格納箱の点検、維持管理につきましては、地区等が主体となって行っていただいております。

以上であります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

年1回以上、検査をいただいているということで安心しました。地域の赤い格納庫は地区ということは、自治会が管理するというふうに判断したというところであります。

改めて、次の項目に入りたいんですが、実は災害時におけるペットの避難についてお聞きしたいと思います。

2024年4月の調査では、ペットの飼育頭数は、犬が679万頭、猫が915万頭と推計されておりまして、合計で1,595万頭というふうになっております。既に15歳未満の子供の数を大きく上回っておりまして、実際に河南町の多くの住民もペットを飼っているというところなんです。ペットは家族と同じでありまして、ペットがいるから自宅に戻って津波で命を落としてしまうという方もおられ、迷惑をかけまいと車中で避難生活を送ってエコノミー症候群を発症した人の中には、ペットを連れて避難した飼い主も多く含まれていたというふうに聞いています。

また、能登半島地震の際は、最長で8か月間も車中泊をしたということもございましたが、避難所の運営は市町村に委ねられているということもありましたので、ペットと避難できる環境を整えるには、各自治体の取組が極めて重要になってまいります。

珠洲市のほうは、被災時、ペット同伴者専用の避難所を急遽開設されたということですが、開設まで1か月を要するということになり、同時に、狂犬病の予防注射の済票、この装着が義務となってくるので、相当苦慮されたということでもあります。

本町におきましても、予防接種の接種率は低かったと思いますし、予防接種の接種推進も含めまして、地域の獣医師、トレーナー、飼い主、また行政が主導的に連携してペット防災への取組を行っていただきたいと思いますが、本町の見解をお聞かせ願います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

災害におけるペット同行避難については、国や大阪府も一定の指針を示しており、飼い主の責任の下でペットと避難する同行避難の考え方は、基本的な方針として、当町においても認識しております。避難所の設備等も含め、動物取扱い業者等の民間団体と連携して、対応するという事も研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員、この質問が終わるまで。よろしいですか。

○3番（高田伸也）

改めて、ペットは家族ですから、今後、同伴避難の取組や狂犬病の予防接種の推進も含めて、まずは、今お聞きしました同行避難の取組を進めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（浅岡正広）

質問の途中ですが、午後1時まで休憩とします。

休 憩（午前11時57分）

~~~~~

再 開（午後 0時58分）

○議長（浅岡正広）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高田議員。

○3番（高田伸也）

それでは、2事項目に入りたいと思います。本町のBCPの取組及び実際の被災を想定した訓練など、周知徹底も含めましてお聞きしたいというふうに思います。

大災害時には、行政も被災するわけで、その際に、損害を最小限に抑えながら、限られた職員や施設で業務の早期再開を図るための行動計画、いわゆるBCPについて、以前の一般質問におきましては、1つ、町長不在時の明確な代行順位でありますとか職員の参集体制、2つ目は、この庁舎が使用できなくなった場合の対応、3つ目は、庁舎の電気、水、食料等の確保、4つ目におきましては、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目は、重要な行政データのバックアップなど、それを質問いたしましたが、あれから

様々な災害も起こっておりますし、本町の防災体制のほうも変わっておりますが、現在それがどのようなになっているのか。

また、制定されて5年経過しているこのBCPでありますけれども、実際に実行され、その計画どおりに問題なく遂行できるのか、これは問題だと思うんですが、そのために庁舎内においては、このプランに対応した訓練は行われているのか、そのあたりについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

まず、1の町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集については、町域で大規模な災害が発生したときや震度5弱以上の震度を観測したときは、町長を本部長とする災害対策本部として全職員による配備が設置され、また、町長が不在時は、副町長や教育長など副本部長がその職務を代行することとしており、変更はございません。

次の2の庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定については、庁舎が被災した場合は、総合福祉センターかなんぴあに本部を設置することにしており、変更はございません。

3の庁舎の電気、水、食料等の確保については、災害対策本部となる庁舎や総合保健福祉センターについては非常用自家発電機を備えておまして、また、水や食料についても防災備蓄倉庫に備蓄しており、職員も利用することができ、変更はございません。

なお、消費期限が近い備蓄品については、防災訓練などに使用し、備蓄品の購入替えを行っています。

4の災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保についても、防災行政無線による放送、また、区長、消防団各分団長、自主防災組織の長に配付しております携帯型無線機の配備に変わりはありません。さらに大阪府防災情報システム（O-D I S）を活用することにより、テレビによる避難所開設状況などの必要な情報が提供することができ、変更はございません。

5の重要な行政データのバックアップについても、住民基本台帳等のデータなどのデータ管理については、引き続き外部の強固なデータセンターで管理しております。

次に、BCP（業務継続計画）については、本町の計画は平成30年3月に策定しております。今後、大規模災害により全庁的な対応を必要とする事態において、町独自では十分な業務継続、応急対応が実施できない場合があることから、新たに町受援計画の策定に取り組ん

であります。計画策定に伴い、業務継続計画を改めて精査するとともに、職員を対象とした机上訓練やシミュレーション訓練の実施について、段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

よく分かりました。町の受援計画の策定も含めて、しっかり対応いただいているということは認識できました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の項目に入りますが、危機管理の部署だけに集中しないための災害発生時における庁舎内の人員確保についてお聞きしたいんですが、大災害時などは、庁舎内では現状の業務の遂行を維持すべく、部署内での人員確保で苦慮するという場合が非常に多いというふうに聞いております。

危機管理部署は電話対応に追われますし、地域整備部署は状況把握と応急対応に追われて、そのような際には、部署・部門横断型の人員配置を行うべく、防災監を頂点とする防災体制を取られるべき、そのように思ひますが、災害時における本町の人員体制について、改めてお聞きしたいと思ひます。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

災害時には、危機管理部門や道路などのインフラ担当部局に業務が集中することから、全庁的にあらゆる部門を連携して対応できるよう、防災活動編成表に基づいて各部局の役割分担を明確にし、組織的な対応を行う体制としております。

本町においては、災害対策本部を設置した場合、町長が災害対策本部長として全体の指揮を執ることとしており、防災監が設置された後の現在でも同様であります。防災監につきましては、このような場合における実務的な総括や関係部局との調整を行い、町長や副本部長である副町長、教育長を補佐しながら、迅速かつ的確な災害対応ができる体制整備を図ってまいります。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。ありがとうございます。

つい先日の新聞では、「職員も被災、疲弊する役場」という記事を見たんですけども、震災後、職員は何日間も家に帰れずに、また食事は支援物資の残り物で過ごして、さらに時間外勤務の過労死ラインを超えた人は半分にも及んだというふうに聞きました。災害時におきましても、職員の皆さんの労働環境のチェック、またサポートについても是非お願いしたいというふうに思います。

それでは、3項目めになりますが、能登半島地震においては、震災当時、ホワイトボードに様々な情報を手書きしており、情報共有に非常に苦労したので、情報連携にはデジタル化が不可欠という金沢消防局のお話をお聞きしました。

また、国の新総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するというシステムで、災害時に被害の全体像を把握する、それを支援することを目的として、国も地方自治体に利用拡大を目指しているというふうに聞いておりますが、本町は、このシステムに対応しているのか。さらに、災害時を想定した本町の災害対策本部のデジタル化の状況と電源確保の状況についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

新総合防災情報システムは、関係機関が保有する災害関連の様々な情報、例えば道路寸断情報、津波浸水情報、土砂災害発生情報、停電情報、断水情報、避難所情報といった様々な情報を各機関のシステムと連結することにより、リアルタイムで自動的に一元的に集約し、これを地図情報として視覚的に表現し、おのをおを重ね合わせて活用することができ、令和6年4月に運用が開始されております。

また、デジタル化という面では、令和7年度から統合型GISを運用しており、様々な情報を町全体で可視化できる体制を構築しており、職員間の連絡についてはチャットアプリの導入により、災害現場との情報のやり取りだけでなく、他の市町村との連絡にも使用することができる体制となっております。

電源確保については、災害対策本部となる庁舎や総合保健福祉センターについても非常用自家発電機を備えております。また、本年度においてポータブル蓄電池を5台導入する予定

のほか、企業のご寄附によりポータブル蓄電池を2台所有しております。さらに7台の発電機を備蓄しております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。電源の確保は十分にできているというふうなことなのですが、また、新総合防災システムについては、連携をまだしていないということではありますが、本町の統合型GISとどのようにつながるのかということとはちょっと分かりませんが、導入に向けた検討を是非よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、4項目めになります。災害発生時においては、様々な情報が役場に集約されるわけですが、特に住民による現地の被害状況などの画像は緊急性も高く、重要な情報だというふうに感じています。

これらの情報につきましては、町のLOGOチャットなどを駆使して収集できる仕組みがあるのか。また、様々な大量の情報を入力する担当者などは事前に決定しているのかについてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

災害時の被害情報は電話での通報が主で、ホームページからの問合せメール、場合によってはSNSや写真の提供など、状況に応じて柔軟に情報を受け付けております。

現時点におきましては、住民の皆様から災害による被害情報を画像つきで送信いただくための専用の通報システムは、本町では整備しておりません。

しかしながら、被害の正確な把握及び公的対応の判断を行う必要があるため、職員が現地に出向き、現場確認を行うことを基本としておりまして、職員から災害対策本部へはチャットアプリで被害情報を送信しております。

また、このような通報の受付、集計等の入力業務は、防災活動編成における総務部の配置職員で行うものとしております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

現在は住民からの通報システムはないということですが、例えば緊急時において、一時的に役場のLINEを緊急体制に例えば切り替えて、実際に危機に遭遇している住民の情報を集約するような双方向の通報システム、そのようなものの仕組みの導入も是非検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3事項目に入ります。

本町の地域防災計画の改正についてということで、防災対策基本法第40条及び42条には、都道府県と市町村の防災会議については、地域防災計画を毎年検討して、必要があれば修正しなければならないとされております。これは、自然災害が多発する現状を踏まえて、計画の重要性を再認識した結果でありますけれども、去年の能登半島地震でありますとか、線状降水帯による豪雨など、これに直面して本町も見直しが必要な点もあるかというふうに思いますが、今後の計画を含めた本町の見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

地域防災計画については、令和6年元日に発生しました能登半島地震や様々な自然災害が発生していることから、令和7年度において、本町の地域防災計画の改定作業を進めております。

今回の改定においては、南海トラフ地震臨時情報への対応、能登半島地震の教訓など、大阪府地域防災計画の改定内容を踏まえた上で、関係防災機関との協議に加え、住民の皆様からの意見を取り入れながら、実効性の高い計画となるよう改定作業を進めてまいります。

今後とも自助・共助・公助の理念の下、地域全体で災害に強いまちづくりを推進してまいりますと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

既に地域防災計画の改定作業を進められているということで、力強く思います。

続きまして、2項目めになりますが、自主防災組織の位置づけと役場の関わりについてをお聞きしたいんですが、私自身も自主防災組織の一員として、また地域の防災リーダーである防災士として、また議員としても、万一の災害時においては、消防や自衛隊などの公的支

援が到着するまで被害の軽減を図って消火活動や救助活動、避難誘導を行いたいというふうに思っておりますが、そんな平常時、災害時、発生後におきまして、役場が地域の自主防災組織に期待するものは何があるのか、また、町はそのような地域の自主防災組織をどのように位置づけているのか、それについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

まず、役場が地域の自主防災組織に期待するものについては、自主防災組織には、平常時において、防災意識の普及啓発や高齢者、障がい者等の要配慮者への支援体制づくりなど、地域防災力の向上にご協力いただくとともに、地域の実情に応じた防災訓練の実施や地域資源を活用した資機材の備蓄などにおいて、自主防災組織が中心的な役割を果たしていただけることを期待しております。

また、災害発生時や発生後において、行政機関や消防、警察などの公的機関による対応、特に初動体制には限界があることから、自主防災組織が自主的に素早い避難誘導や安否確認、避難所の開設、初期消火、応急救護などを行う役割を果たしていただくことを期待しております。

次に、町は自主防災組織をどのような位置づけであると考えているかについては、町といたしましては、自主防災組織は、住民に最も近い立場で災害時に行動する組織であるというふうに考えております。個人による自助を補完し、連携する共助の担い手として欠かせない存在であると考えております。

今後も自主防災組織の活動がより充実したものとなるよう、自主防災組織の長で組織しております河南町自主防災組織連絡協議会において、組織間での情報交換、情報共有などを行い、共に地域の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしましたら、町が自主防災組織に期待するものが非常に大きいということはよく分かったんですが、どうしても自主防災組織側は自分たちの活動を役場はなかなか認めてくれないなというふうに思いがちなんですけれども、協議会関係者だけでなく、是非個々の

防災組織との話合いの場も持っていただけたらなというふうに思っておりますので、要望させていただきたいというふうに思います。

続いて、3項目めですけれども、情報の更新が課題でありました避難行動要支援者リストの見直しについてということで、この避難行動要支援者名簿は、65歳以上の独り暮らしの方、70歳以上のみの世帯の方や要介護認定3以上の方、さらに自力で避難が困難であると、支援を希望するという方を対象とされているわけですが、以前の一般質問におきましては、一度対象者に通知し、確認した後は、その情報をアップデートすることはないということをお聞きしました。

高齢者の皆さんは、残念ながらお亡くなりになる場合もありますし、急に入院されたり、移動が困難になる場合もあります。災害発生時においては、高齢者の皆さん等のスムーズな避難誘導を行う上で重要な役割を果たす、この避難行動要支援者名簿の見直し、アップデート、これを毎年行うべきであるというふうに思いますが、改めて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

平成25年の災害対策基本法の改定に伴い、町では災害発生時に避難行動要支援者の生命と身体を守るため、避難行動要支援者名簿を作成し、自力で避難が難しい方を名簿に登録し、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てることとしております。

名簿作成に当たっては、これまでに同意をいただいていない方、また、当該年度に条件に該当する方について、毎年同意書等の必要書類をお送りしております。現状の名簿登録状態は、平成26年度において、当時の対象者全員に一斉送付して作成した名簿を基に、以後の異動状況を年1回反映させているため、対象者の施設や病院への入所等の状況や家族構成に変更があった方の情報を把握できず、名簿登録者の見直しが必要である状態でありました。

このたび令和7年度においては、最新の名簿登録者2,881名を含めた条件を満たす対象者3,086人の全員に同意書等を送付し、情報のアップデートに取り組み、支援体制の構築に努めております。名簿の見直し、アップデートの時期については、本年度の成果等を踏まえ、更新頻度の検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

よく分かりました。ありがとうございます。

今年は全ての世帯に送られたということで、一部の職員さんだけ大きな負担になることのないように、できる限りシステム化できるような形をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それでは、4項目めに入ります。

近年の集中豪雨等によって、多くの避難行動要支援者が被害に遭われているというところですが、令和3年には災害対策基本法が改正されまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務というふうにされています。この個別避難計画でありますけれども、これには病歴でありますとか薬など、デリケートな個人情報が記入されているというふうに思っております。これらの機微な情報においても、平時から自主防災組織や区長などにおいて情報を共有し、活用することは可能なのか、お聞きをしたいと思います。

また、避難時に支援を希望する方、つまり支援をする方の名前を記載する項目もあったと思いますが、その方の事前承認を必要とするものなのか、これも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

避難行動要支援者名簿の対象となる方に対し、情報提供に係る同意書、個別計画書のほか、個別計画付表を送付しております。

平常時の対応としてお答えいたします。

情報提供に係る同意書を提出していただいた方については、自主防災組織や民生委員、児童委員などの地域の支援関係者に情報提供し、日頃から支援体制づくりに活用させていただいております。

個別計画書には、避難時に配慮しなくてはならない身体機能や認知機能など対象者の心身状況や家族構成のほか、緊急時の連絡先や避難支援者の個人情報を記載し、同意いただいた方は、民生委員児童委員、社会福祉協議会に情報を提供しておりますが、自主防災組織や地区組織には、この情報は提供しておりません。

なお、避難支援者等の事前承認については、特に計画書欄に同意に係る署名などは設けておらず、対象者との協議ができているものとして取り扱っております。

個別計画付表には、災害時の避難及び避難所での生活の支援を円滑に進めるため、また、緊急搬送時等に迅速に対応するための情報となります。基本情報には介護、障がいの状態のほか、特記事項として持病やアレルギー、内服薬の有無などを記載していただきます。この情報は、平常時に町で管理するものであり、民生委員児童委員や社会福祉協議会にも情報を提供しておりません。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

よく分かりました。ただし、重要な個別計画付表は、町で保管しているけれども、万一の場合においては、この情報も開示されるというふうな認識でいいかと思います。

続きまして、5項目めに入ります。防災訓練の助成金の申請についてお聞きしたいんですが、この助成金につきましては、その額は別としまして、地域防災の重要性を明確化されたものと評価したいというふうに思っておりますが、一方、もう既に防災訓練を計画されている自治会もたくさんあります。本年度予算化されたこの地区避難訓練等助成事業の助成金の申請方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

谷防災監。

○防災監（谷 道広）

河南町自主防災組織等避難訓練補助金交付要綱について、この補助金は、自主防災組織または自主防災組織に所属する地区が、それに属する全世帯を対象に行う避難初期行動としての徒歩による避難訓練に対し、補助金を交付するものです。

申請方法については、避難訓練を実施する自主防災組織または地区が事前に町へ申請書を提出していただき、具体的には、所定の申請書に訓練の計画書など必要書類を添えて町長に提出していただきます。その後、町で内容を審査し、交付が決定した場合は通知を送付いたします。

訓練終了後、写真や領収書などを添えて実績報告を提出いただき、町が補助金を確定した上で、請求手続を経て補助金を交付する流れとなります。

以上となります。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

内容は分かったんですけども、自主防災に協力いただける住民に対する支援の一つとして町長が立案された事業だというふうに聞いていますが、その申請方法など、まだまだ分からない点もありますので、その周知につきましては、区長だけの連絡ではなくて、オープンな公開を是非お願いしたいというふうに思います。

それでは、4事項目に入らせていただきます。本町の移住促進の取組と子育て支援なんですけれども。

1項目めにつきましては、本町の転入転出数の実態及び町の見解ということで、過去10年間における転入者数と転出者数の推移について、また、それを受けた町の見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

渡辺部長。

○すこやか生活部長兼総合保健福祉センター長（渡辺慶啓）

本町の転入転出者数ですが、平成27年度から令和6年度までの10年間を見ますと、平成27年度は35人の減ですが、平成28年度、平成29年度は転入者数が転出者数を上回り、平成28年度では50人の増、平成29年度では67人の増となりました。

しかし、平成30年度から転出者数が転入者数を上回り、平成30年度が49人の減、令和元年度が27人の減、令和2年度が85人の減、令和3年度が80人の減となっております。

令和4年度は、転入者数が若干上回り、7人の増となりましたが、令和5年度、令和6年度は転出者数が上回り、令和5年度が94人の減、令和6年度は57人の減となっております。

住民の異動につきましては、転勤、結婚などによる転入転出もありますが、これまでも本町の課題であった交通の利便性などの理由が要因としてあるのではないかと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

なるほどといいますか、一時期、転入者数が上回ることもあったということで期待をしていたんですけども、直近の転出者の増加要因は、恐らくでしょうけれども、金剛バスの廃止など交通の利便性、これが問題だというふうに思っておるというのが見解だと思うんですが。

これらは町にとっても非常に重要だというふうに思っておりますけれども、これらの内容

につきましては、転入時に手続をされる際に、例えばアンケート形式で転入いただいた理由をお聞きすることはできないかというふうに思っています。このアンケートと引換えに、以前、全戸配布いただいた防災避難バッグを進呈するなどの工夫も必要だと思いますが、是非このアンケートも検討いただきたいというふうに思っております。

本来であれば、転出の理由も聞きたいところですが、それはなかなか教えてもらえないかなというふうに思います。

続いて、2項目め、出生率2.95の奇跡のまちと言われた岡山県奈義町の子育て支援の件ですが、先ほどの議員も一部質問にありましたので割愛させていただく部分もありますが、人口6,000人弱、鉄道もなく、買物も不便なこの奈義町については、子供たちが夢と希望を持って健やかに育てる環境づくりを目指して、奈義町子育て応援宣言を掲げて、「子育てするなら奈義町」と言われて、若者定住ができて、安心して産み育てられるまちづくりを目指しておられますが、奈義町は、2014年に合併をしない選択をして以降、単独町制を維持するために人口維持を重要な課題として捉えて、様々な子育て支援を整備されてこられました。

若い世代の定着と出生率の維持が実現できたということを知っておりますけれども、代表的な奈義町の子育て・教育支援としましては、1つは、出産祝い金として一律に10万円を交付している。2つ目は、在宅の育児手当として児童1人につき1万5千円を支給している。不妊治療でありますとか、不育治療の助成をしている。4つ目は、医療費を高校生まで無償化、5つ目は、小中学校で教材費の無償。また、6つ目につきましては、こども園、小学校、中学校で給食費を無償化。7つ目は、こども園、小学校、中学校の一貫教育の独自の英語教育の提供ということで12名のALTの先生を常駐されていると。また、8つ目は、高校生への就学支援として年額24万円を3年間支給。やすらぎ福祉年金として、中学3年生までの子供を養育しているひとり親に対しまして年額5万4千円を交付している。その他チャイルドシート、ベビーベッドの貸出しでありますとか、なぎチャイルドホームというような一つの子育て施設を設置していると。

このように手厚い支援施策、そして、先ほど説明にもありましたが、町営賃貸住宅を整備したということもあまして、若い世代のご夫婦に入居いただいて、そこで多くのご家庭に出生があり、その結果として出生率2.95という数字に結びついたということです。

当時の全国平均の特殊出生率は1.39だということを考えますと、驚異的な数字であって、奇跡のまちというふうに称賛されたわけですが、単に子育て支援を展開するだけではなく、先ほども言いましたように、英語教育の提供、同時に若い世代を呼び込む定住の住宅、企業

誘致、シルバー人材と合体して「仕事コンビニ」というお母さんも手軽に働く場所を提供すると。また、町民みんなで子育てを楽しむことなど、町においても明確に少子化対策は最大の高齢化福祉であると位置づけている点でも、今回の視察によりまして、町全体の本気度が集まってまいりました。ちなみに当日は、職員さん全員が同じデザインのシャツを着ておられました。

これらの奈義町の子育ての取組に対し、本町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

議員のほうから奈義町の様々な子育て支援の取組についてご紹介をいただきましてありがとうございます。

本町におきましても、子育て世帯が安心して出産・子育てができるような取組としまして、不育症治療費の助成や町独自の第2子以降保育料の無償化、こども園などの給食費完全無償化や私立への助成、令和7年度からは2歳児まで拡充しまして、毎年5万円の給付も行っております。さらに、本町では22歳までの医療費助成も行うなど、充実した子育て世帯の支援に取り組んでおります。

また、子育ての悩みについて相談に応じる臨床心理士や利用者支援相談員の配置、親子同士の交流の場である子育てセンター「おやこ園」や家庭保育が困難な場合などに利用できる一時預かり「ぼけっとルーム」など、安心して子育てができる環境整備を進めてまいりました。本年度に入り、実施の動きが見られます子ども食堂など、居場所づくりにつきましても、社会福祉協議会などとも連携をしつつ、できる限り取組が広がるように支援をしてまいります。

ご紹介をいただいた事例を含めまして、本町の実情や財政的な負担もございますので、まずは、ご紹介いただきました先進事例を参考に研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。ありがとうございます。

確かに財政面では、よく聞きますと、自衛隊を誘致していること、また過疎債を利用されているなど、本町はなかなかまねができないというところもあるんですけれども、本町の子

育て支援も引けを取らないというふうに考えていると、私自身もそう思っておりますが、今後に向けて、できましたら庁舎に子育てするなら河南町の垂れ幕をかけるなど、積極的な河南町子育てに対するチラシをお願いしたいというふうに思います。

次、3項目めですけれども、これ病気の回復時に集団生活が困難な期間に、看護師や保育士が一時的に保育してくれる。本町の病後児保育のことを知った住民の方より、利用したいけれども開設時間が9時から午後5時まででは、仕事の兼ね合いでなかなか利用できないというお話がありました。

事実、本町の病後児保育の実態をお聞きしたところ、昨年は2園で年間3名であったということを知り、一方、毎年年間300名近い子供たちが利用しているという近隣の羽曳野市が委託している病後児保育の施設があると聞きましたので、見学してきました。その施設では、利用可能時間は午前7時半から午後7時まで、延長する場合は300円要るということですが、利用料金は1日1千円、子供の体調に合わせたスペースを用意していると。また、医師の診察が必要ですから、必要となる医師の連絡表も事前に準備をされていると。

特に保護者の皆さんへの告知の徹底を行っているということなど、本町においても非常に参考になる取組というふうに思いますが、まず利用時間の見直しと各所への告知の徹底を図るべきというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

和田部長。

○教・育部長（和田信一）

本町では、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的に、病気の回復期にある生後2か月から小学校就学前までの児童について、集団での保育・教育等が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育ができない場合に、その児童を一時的に預かる事業として病後児保育事業を実施しております。

利用方法としましては、事前に利用の登録をしていただき、看護師等が聞き取りを行います。その後、利用希望の前日までに予約をし、利用の前日または当日に医師の診察を受けて意見書を提出していただき、ご利用となります。

利用時間の延長につきましては、職員配置の問題がございますので、現時点での延長については難しいと考えておりますが、近隣市町村の実施状況を含めて調査研究してまいりたいと考えております。

制度の周知についてでございますが、中村こども園、石川こども園におきましては、新入

園児への入園説明会の際に利用説明を行っております。そのほか、病後児保育について掲載しております河南町子育て応援ミニブックを出生、転入時や窓口に来られた方にお渡しし、ご案内しております。また、ホームページへの掲載や案内チラシも作成し、お知らせするように努めております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。時間の延長も含めまして、調査研究のほう今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続く、項目の4の百年の森構想については、先般、他の議員から質問がありましたので、割愛をさせていただきます。

それでは、5項目め、河南町観光ブックの内容と活用についてということで、これは本町の魅力をコンパクトに詰め込んだ魅力的なガイドブックであるというふうに私は思っておりますけれども、制作することになった経緯と今後の活用方法についてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

本町の魅力である景観や農作物、スイーツなどの観光資源をより一層広めるためにも、公民連携での取組が必要なこと、最新の情報をできるだけ多くの人に知ってもらいたい思いから、大阪府市町村等観光振興支援事業補助金を活用し、新たなガイドブックを作成することにいたしました。

作成に際しては、町内の観光資源や歴史遺産などの名所を紹介した観光情報マップとして、併せてデザイン性を重視し、本町の特性をより魅力的に伝えることや、手に取った方が楽しめる構成で、多くの民間事業者の紹介ができるよう心がけいたしました。また、インバウンドによる外国人観光客の方々にも知ってもらえるよう、英語、中国語、韓国語版の多言語版を作成しております。

令和7年3月に完成したガイドブックは、現在まで町内の公共施設などでの配架や町の各種イベント、町外での大阪・関西万博大阪ウィーク「地域の魅力発見ツアー」等で数多く配布し、PRしてきました。これにより、本町の認知度の向上や交流人口の増加、観光消費額

の増加につながるものと考えております。

今後、あらゆるイベントなども積極的に参加し、本町の魅力をより多くの方々に知っていただけるよう活用してまいります。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

一点だけ気になるので、再質問したいんですが、このガイドブックに掲載されている店舗の選定については、制作会社が行ったものなのか、本町であれば、どのようにして選定されたのか、お聞きしたい。さらに、スマホの画面でも見やすいレイアウトの見直しを要望しておきたいというふうに思います。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

掲載の店舗の選定はどのように行ったかというご質問でございますが、作成に当たり、掲載を希望する飲食店や特産品販売店、体験施設などを町広報紙とホームページ、町LINEにおいて募集し、また、カナちゃんコイン加盟店全店へ呼びかけ、富田林商工会、かなん笑人の会においても会員へのお知らせをお願いするなど、幅広く募集いたしました。

その結果、カフェで8事業所、その他で5事業所、いちご狩り体験で4事業所の応募があり、事業所への取材、応募内容等の確認を行った上、応募のあった全ての事業所を掲載してございます。

スマホ画面でも見やすいレイアウトの見直しをということでございますが、今後、ガイドライン、ガイドブックの内容は更新していく予定でございますので、その際のホームページ掲載時により見やすくするとともに、公開型GISの掲載も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

掲載店舗は本町が募集したということで、新たな店舗やサービスの紹介も含めてガイドブ

ックの更新を是非お願いしたいと思います。

続いて、6項目めですが、2017年に本町で移住・定住ガイドブックを作成されましたが、改めて、実際に多くの家族でありますとか元気に活躍している住民を掲載いただいて、今回、観光ガイドブックを制作された制作会社に同じテーストで作成いただいではどうかというふうに思っております。

さらに、先ほど紹介しました奈義町では、今年が町制施行70周年を迎えられて、これを記念して奈義町の70周年の歴史を振り返る動画も作成されております。

本町も70周年を記念し、歴史と現在の住民が生き生きとした暮らしを送っている姿を動画にしてアピールしてはどうかと、併せて検討をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

移住・定住ガイドブックにつきましては、平成30年3月に作成したものでございます。

本町の町制施行70周年に向けまして、移住・定住についての情報発信力を高めるための方策として、デジタルを使った形での対応が求められていると考えております。

ガイドブックそのものについては、デジタル化、また、動画などの作成も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

是非、70周年の今を生きる多くの住民をブックもしくは動画に掲載いただきたいなというふうに思っております。

それでは、5事項目に入ります。町周辺地区の再開発の進捗状況についてお聞きしたいんですが。

まず、1項目めは、大阪・関西万博もあと僅かになったわけですが、ロゴマークの選定だけでなく、終了後に予定されている南河内地区の自動運転バスの実証運行に向けたスケジュール等、何らかの運行についての情報提供をお願いしたいと思います。

○議長（浅岡正広）

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）

大阪・関西万博で運行されています自動運転バスは、万博終了後に南河内地域での実証実験が予定されています。これは大阪府が大阪メトロと共同で、新モビリティ導入検討協議会を令和5年12月に立ち上げられ、これまでに5回の協議会が開催され、検討が続けられています。

現在、協議会で公表されています内容は、実証実験における到達目標を令和8年度から段階的に自動運転区間を延伸していき、令和10年度までに全ての運行区間において自動運転レベル4を目指すとしてされています。

協議会において、南河内地域における実証実験の運行ルート、使用車両などが示されています。その内容は、令和7年11月以降にテスト走行が行われ、令和8年4月以降に一般利用者を乗せた実証実験の予定と聞き及んでおります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

分かりました。是非期待しています。よろしくお願いします。

2項目めに入りますが、6月の一般質問において、現在万博に設置されている魅力的でユニークなバス停を本町の役場周辺に計画されているバスロータリーに誘致できれば、大阪・関西万博のレガシーとして、必ず本町のイメージアップにつながるものと確信して、その応募を熱望いたしました。その際に、バス停など有効利用できるもの、活用できるものは積極的に活用してまいりたいとの回答をいただいております、この9月4日には、既に万博のトイレも終了後の設置場所が決まったという発表がありましたが、応募いただいた状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

町といたしまして、万博サーキュラーマーケット、いわゆるミヤク市！において情報提供された物件について、必要な場合は現地に出向き調査を行っております。

リユース、利活用に当たっては、製品や移設費用など、提供された物件の利活用が難しいものもございます。議員仰せのバス停についても、移設時期や費用面等の課題も多く、断念せざるを得ない状況となっております。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしたのは、時期や費用が課題ということですが、断念は本当に私は残念なんですけれども、この場ではその詳細をお聞きするのはなかなか難しいというふうに思いますので、また、改めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、3項目め、今回の町中心地区の再開発において、旧中央保育園の建物を生かしながらにぎわいの拠点にするというふうに伺っておりますが、先般の委員会では、令和9年をめどに考えているということでありました。実際に誘致する店舗などを計画されているのか、どのように活用するのかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

旧庁舎周辺について、令和5年6月に策定いたしました町中心地区再編整備基本構想（案）に基づきまして再編整備を行っていくこととしております。

議員仰せの旧中央保育園の建物につきましては、リノベーションにより生活利便施設、あるいは生活交流施設の導入を行い、中心地区に新たな価値を創出する生活支援の拠点施設として位置づけております。

今現在、まずは交通広場の整備を進めることを重点と考えておりますので、まだ現在のところ、具体的には動いておりません。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

今お聞きしましたけれども、まだ動いていないということですが、例えば箱物を整えてから、またリノベーションしてから、それから中身を考えるというふうに聞こえるんですけれども、交通拠点だけではなくて、住民の皆さんがこの場所に住む目的となるコンテンツも再編整備の重要なポイントだというふうに思っております。

日々大変な業務を抱えておられることは十分分かっておりますけれども、交通広場の取組と併せて、是非様々な店舗、もしくは大阪芸術大学さんや地元の店舗を含めた連携もお願いしたいなというふうに思います。これは、再質問はいたしません。

4項目めに入りますが、高齢者の移動の負担等の課題解消を含めたロータリーを利用する様々な公共交通の運行についてということで、町中心地区の再開発では、出来上がるバスロータリーによって公共交通の利便性が向上するというふうに想定していますけれども、日々バスを利用される方が、河南町役場から想定されるバスロータリーのバス停までは距離がないため、もしかすると役場前のバス停がなくなってしまうのではないかというふうに危惧されております。高齢者の皆さんは、ロータリーから役場まで歩くことに抵抗があるようです。

P L病院や富田林病院のマイクロバスもしかりなんですけれども、各種バスの待機場所はどの辺りになるのかということをお聞きしたいなというふうに思っております。

また、先ほど紹介しました奈義町には、多世代の交流広場ナギテラスというところがありまして、この施設は、情報、交通、交流の拠点として昨年4月にオープンされています。バスロータリーを中心としたコンパクトなスペースに観光案内所がありますとか、バス停、フリースペースやレンタルスペースなどの機能が詰まった複合施設ということでありました。

本町の町中心地区の再開発の推進に向けて、一度視察いただければどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（浅岡正広）

中海理事。

○政策総務部理事（まちづくり戦略担当）兼まちづくり秘書課長（中海幹男）

旧庁舎周辺について、令和5年6月に策定いたしました町中心地区再編整備基本構想（案）において、地域公共交通に関し、利用者の利便の増進を目的といたしまして、交通広場の整備を計画しております。

金剛ふるさとバスや町内循環路線バスのカナちゃんバスのバス停につきましては、交通広場の整備に合わせまして検討してまいります。

なお、その他の富田林病院やP L病院の送迎バス等の連携については、考慮すべきと考えてございます。

町中心地区再編整備を進めていく上で、先進地の事例や議員仰せのご提案いただいた内容も含めまして、いろいろと検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（浅岡正広）

高田議員。

○3番（高田伸也）

最後ですけれども、再質問ではありませんが、先般、視察しました奈義町の件ですけれど

も、近隣の駅をつなぐ路線バス、これ通学と通勤が中心でありましたが、それとなぎバスという町内を回るコミュニティバスを運行されて、また、令和元年からは誰もが使いやすい乗合型のさと丸交通を導入されております。このさと丸交通は、予約制のエリア型フルデマンドで、料金は基本300円なのですが、僅か5,000人程度の人口で、現在の利用者が月間400名から500名を超えているとお聞きし、非常に驚いたわけですが、今後も増加するというのであれば、AIを活用した予約システムの導入でありますとか、車両の増加も検討課題になるというふうなことも聞き及んでおります。当然、エリア型フルデマンドさと丸交通の運行エリアは、町内全域としたことによって、奈義町の公共交通の空白地域の人口はゼロ人というふうになっております。

これは、本町の公共交通の在り方においても参考になる事例であるというふうに考えております。是非参考にさせていただいて、改めて、やまなみタクシーの見直しを含めた公共交通の再編を要望させていただいて、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

高田議員の質問が終わりました。

以上で、通告を受けていました一般質問は全て終了しました。2日間にわたり、大変お疲れさまでした。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第2 議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第7 議案第17号 令和6年度河南町下水道事業会計決算認定についての以上6件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上6件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

それでは、予算・決算常任委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

中川委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（中川 博）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長の中川でございます。それでは、予算・決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月3日、令和7年河南町議会9月定例会議におきまして当委員会に付託を受けました案件は、議案第12号から議案第17号までの各会計決算認定についての6件でございます。

付託された6件につきましては、9月4日と5日の両日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査結果についてのご報告を申し上げます。

まず最初に、議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号 令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号 令和6年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号 令和6年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号 令和6年度河南町下水道事業会計決算認定につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上、決算認定6議案についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、この際、委員長より理事者に対し申し上げます。委員会中、委員から指摘事項及び研究課題につきましては、早急に検討等をされるように強く申し伝えておきます。

また、議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除き、全議員が委員であり、十分にご審査願ったものと思っておりますので、本この会議での質疑応答につきましては省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければと思います。

以上で、予算・決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

予算・決算常任委員会中川委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。

議長及び議会選出監査委員として決算審査を行った者を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

中川委員長、議席に戻ってください。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第2 議案第12号 令和6年度河南町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第3 議案第13号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

先に、反対討論からお受けします。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

議案第13号 令和6年度河南町国民健康保険特別会計に対して、反対の立場から討論いたします。

令和7年3月末時点での国民健康保険の加入世帯は1,899世帯、加入率は28.5%となっています。農家や自営業者にとっては必要不可欠な健康保険制度です。

令和6年度の国民健康保険会計は2,336万円の黒字になっています。大阪府内統一になって全国一高い保険料になっております。これは物価高、実質賃金が上がらない中、被保険者の生活が苦しいことを無視した設定になっていると思われまます。また、国民健康保険事業財政調整基金の残高は6,850万円あります。本来、財政調整基金は保険料引下げのために使う

べきものです。

日本共産党としては、均等割の引下げを求めてきましたが、就学前までしか軽減されていません。河南町の子育て支援と大きな矛盾を感じます。改めて均等割を18歳まで無料にすることを提案いたします。

また、コロナで実施されていた傷病手当制度の復活も求めまして、討論いたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

藤野議員。

○2番（藤野裕子）

それでは、令和6年度河南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

まず、本決算におきましては、歳入歳出とも適正に執行されており、監査委員からも適正との意見が示されました。

国民健康保険特別会計は、被保険者数は減少していますが、1人当たりの医療費の増大により厳しい財政状況にあります。町として、法定外繰入れを実施せず、制度の安定運営に努められた点は評価するものであると考えます。

ただ、被保険者の皆様にとって、医療を安心して受けられることは生活の基盤であるため、国民健康保険制度が確実に機能していることは大きな支えとなっております。医療費給付や保険事業など、健康づくりに対する取組が着実に実施されていることを確認し、今後も継続して推進されることを期待いたします。

一方で、被保険者1人当たりの医療費は依然として増額傾向にあり、健診受診率の向上、生活習慣病予防、また、保険料の負担軽減など、今後も課題は山積みしております。

本町としても、保険事業のさらなる充実と併せ、国・府に対しても安定的な財政支援を引き続き強く求めていただきたいと思います。

以上の理由から、私は令和6年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成いたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第4 議案第14号 令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

反対の討論からお受けします。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

議案第14号 令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計に対して、反対の立場から討論いたします。

本町の令和7年度の被保険者数は3,022人となっており、保険料は9万5,666円で2年ごとに改定されますが、令和7年度の場合、昨年度と同額の保険料となっています。

75歳以上の高齢者を対象にした医療保険制度ですが、高齢になれば、体力の衰えは若い人以上に落ちてくるのは当然です。当然、病気になるリスクは高くなります。

国は、高齢者の医療費を抑制するためとして、それまでの老人保険制度から切り離し、別立てにした制度として発足させました。制度発足以来、保険料は毎回引き上げられてきました。年金頼りの人が圧倒的に多い中で負担は高まるばかりです。また、一定の所得のある人は、病院窓口で支払う医療費は2割に引き上げられました。

こうしたことから、受診控えが起り、重症化を招く事例も発生しています。高齢者の尊厳を守り、元気で長生きの制度にしていくことが重要なのに、それとは逆さまの状況になってしまっています。

令和6年度の後期高齢者医療会計は約400万円の黒字になっています。年金が増えない中、物価高の影響も受け、1人9万円を超える保険料は大きくのしかかっています。保険料の引下げの検討を求めまして、討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

ポープ議員。

○4番（ポープ三恵）

令和6年度河南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象に、各都道府県の広域連合が独立して運営する制度であり、本町では、大阪府後期高齢者医療広域連合が保険者として運営を担っております。大阪府内の医療水準を踏まえた保険料設定の下、公平な給付が行われています。

制度の財源は、患者負担を除き公費約50%、現役世代0歳から74歳の保険料による支援金約40%、高齢者自身の保険料約10%という構成で、年金生活者が多い高齢者の状況に配慮しつつ、社会全体で支える仕組みとなっております。また、保険料の急激な上昇を抑える工夫や、医療費の増加を防ぐための健康寿命延伸事業として高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施しており、疾病の長期化など高齢者特有の課題にも対応しています。

この制度は、高齢者が安心して医療を受け、健康を守ることのできる環境を整えるものであり、命と暮らしを支える重要な制度です。今後も広域連合との連携を深め、健全な制度運営が継続されることを願い、賛成の立場を表明いたします。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第5 議案第15号 令和6年度河南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

反対討論からお受けします。

藤井議員。

○5番（藤井祥代）

議案第15号 令和6年度河南町介護保険特別会計に対して、反対の立場から討論いたします。

令和7年度の介護保険料は第5段階で1か月5,814円、1年では6万9,760円となっています。65歳以上の1号被保険者は4,896人です。第5段階以下の低所得者層の保険料軽減への取組については評価いたします。また、サービス面でも、地域包括支援センターを中心に介護サービスが充実していることについても評価いたします。しかしながら、決算上では実質収支は9,012万円の黒字になっています。また、介護保険、介護給付費、準備基金の残高は1億300万円もあります。これを1号被保険者数で計算しますと、1人当たり約210万円増えています。これは保険料が高いことを示しています。第10期に向けて、横出し、上乘せすべきと考えます。

現状の保険料は、個人負担が大き過ぎるため、国に対して国庫負担の引上げを求めるべきです。また、介護サービスの利用料を1割負担から2割負担に引き上げようとする動きがありますが、これではさらに高齢者の負担が大きくなってしまいます。この動きへの現状維持を町から要望することを求めます。

そして、介護予防の観点から、高齢者の難聴者向けの補聴器購入補助制度の一日も早い実施を求めて討論といたします。

○議長（浅岡正広）

次に、賛成討論をお受けします。

河合議員。

○6番（河合英紀）

令和6年度河南町介護保険特別会計決算に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画に基づきながら様々な事業が行われました。今回は具体的に河南町がどういうふうなことを頑張っているのかというのを賛成の討論として言いたいんですが、要支援の方が既存のデイサービスを利用されるとき、要支援1の方というのは週に1回、月に4回が上限とされていて、要支援2の方というのは週に2回、月8回が上限とされていて、隣の富田林市や太子町というのは、まるめと言って、要支援1の人やっ

たらもう1回、2回来ようが月4回分の予算というかお金を払うという形になっているんですが、河南町はそういうまるめの扱いをせずに、きっちり回数に応じて予算を請求というか、レセプトを上げさせるというような、これ非常に裏方としては手間のかかる作業なんです。だから、よその市町村は、そこはもう簡単に済むようにということで、値段よりも事務手数の方を優先してやっているのにもかかわらず、河南町はそこをしっかりと自分の汗を流しながら、ちょっとでもその予算を、無駄なお金を使わないようにという努力をされているということがあります。

なので、河南町は本当に介護保険に関してはいろんなことで頑張ってくれているんですが、今後も第9期介護保険事業計画が策定されて、今後とも地域包括支援センターが中心となって適正なサービスの提供体制を維持することを期待するとともに、社会福祉協議会とも連携し、地域の中で包括的な支援サービスの提供体制を維持・構築を図りつつ、介護保険事業の円滑で健全な運営を期待しまして、令和6年度河南町介護保険特別会計決算の賛成討論とさせていただきます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立多数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第6 議案第16号 令和6年度河南町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第7 議案第17号 令和6年度河南町下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定するものと決しました。

それでは、ここで2時半まで休憩します。

休 憩（午後2時12分）

~~~~~

再 開（午後2時30分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）から日程第9 議案第19号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」の声起こる]

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、以上2件を一括議題とすることに決しました。

なお、討論、採決は1件ずつ行います。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、予算・決算常任委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

中川委員長。

○予算・決算常任委員会委員長（中川 博）（登壇）

予算・決算常任委員会委員長の中川でございます。それでは、予算・決算常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月3日、令和7年河南町議会9月定例会議におきまして当委員会に付託を受けました案件は、先ほど議長からありました議案第18号から議案第19号までの2件の予算案件についてでございます。

付託された2件の議案について、9月4日に委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その審査結果のご報告を申し上げます。

最初に、議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、討論なしで採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第18号、議案第19号の2件の予算案件についての審査結果の報告とさせていただきます。

なお、委員長より理事者に対して申し上げておきます。委員会中、委員からの指摘事項及び研究課題につきましては、早急に検討等をされるよう強く申し伝えておきます。

また、議長を除く全議員が委員であり、十分にご審査願ったと思いますので、本会議での質疑応答については省略させていただきます。

記録は事務局に整理させておりますので、後日にでもご覧いただければと思います。

以上で、予算・決算常任委員会の委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（浅岡正広）

予算・決算常任委員会中川委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、大変お疲れさまでした。

議長を除く全議員が委員として十分に審査をしていただきましたので、質疑を省略し、討

論に入ります。

中川委員長、議席に戻ってください。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

それでは、日程第8 議案第18号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

次に、日程第9 議案第19号 令和7年度河南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

日程第10 議案第22号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第4号）を会議規則第39条

第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、本会議において全体審議することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本件を本会議において全体審議することに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第10 議案第22号 令和7年度河南町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○政策総務部長（多村美紀）（登壇）

タブレットは692、令和7年9月17日議案送付、追加議案、議案一式01令和7年河南町議会9月定例会議・追加議案資料5ページをご覧ください。

初めに、さきの議会運営委員会におきまして、議会閉会日が繰り上がりましたので、提出日の訂正をお願いいたします。「令和7年9月24日」提出を「令和7年9月22日」に訂正のほうをお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

議案第22号

令和7年度河南町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度河南町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和7年9月22日提出

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして、6ページです。

「第1表繰越明許費」でございます。

（款）総務費、（項）総務管理費、事業名「まちづくり計画策定事業」920万円ですが、

次期まちづくり計画の策定に当たり、現計画のさらなる検証や分析を行い、国・府の動向を踏まえつつ、最新の国勢調査結果等を活用し、よりの確に住民ニーズを反映した計画を策定するため、今年度予算において議決いただきました計画策定委託料920万円を翌年度に繰り越して使用させていただくため、繰越明許費を設定しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本定例会議に付された事件は全て終了しました。

お諮りします。

日程第11 会議期間の決定について、9月18日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本日で閉会とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本日で閉会することに決しました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩（午後 2 時 3 7 分）

~~~~~

再 開（午後 2 時 4 0 分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、議長より報告します。

申合せ事項の変更に伴い、今期より議長の任期は 2 年となりました。議員各位、また、森田町長はじめ理事者の皆様におかれましては、引き続き円滑な議会運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告とします。

ただいま力武副議長から副議長辞職願が届けられました。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第 1 副議長の辞職についてを議題とします。

それでは、事務局より辞職願を朗読していただきます。

大門局長。

○議会事務局理事兼事務局長（大門 晃）

令和 7 年 9 月 22 日

河南町議会議長 浅岡正広様

河南町議会副議長 力武 清

辞 職 願

今般、一身上の都合により、河南町議会の副議長の職を辞したいので、許可いただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

お諮りします。

力武議員の副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、力武議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

力武議員には、これまで議会運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。大役、大変お疲れさまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第2 選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

副議長に中川議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した中川議員を副議長の当選人に定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中川議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中川議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。よろしくお願ひします。

それでは、副議長就任に当たり、挨拶をお願いします。

中川議員。

○7番（中川 博）（登壇）

このたび副議長に就任いたしまして、一言挨拶を申し上げます。

河南町議会副議長の大任を仰せつかることになり、身に余る光栄を感じるとともに、責任の重大さを痛感いたしております。

今後は議長を助け、町政運営の潤滑油となるため、全力をかけて邁進したいと思います。そのために同僚議員の格別なご指導、またご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。また、理事者各位におかれましては、ご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

中川副議長、大役よろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩とします。

休 息（午後2時45分）

~~~~~

再 開（午後2時47分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま町長から議案第23号 議会選出監査委員の選任の同意を求める議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案は、タブレット688、令和7年9月22日、9月定例会議最終日のフォルダーに送信しています。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明を求める前に、藤野議員の除斥を求めます。

〔藤野裕子議員 除斥〕

○議長（浅岡正広）

それでは、追加日程第3 議案第23号 議会選出監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第23号

議会選出監査委員の選任について

下記の者を議会選出監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月22日提出

河南町長 森 田 昌 吾

記

住 所 大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺465番地

氏 名 藤野裕子

生年月日 昭和47年3月4日

でございます。

議員でございますので、簡単に提案理由の説明を申し上げます。

監査委員であります大門晶子さんから辞任の申出がありましたので、監査委員の選任について、本日提案させていただいたものでございます。

簡単に経歴を申し上げますと、藤野裕子議員におかれましては、令和6年9月29日に執行されました町議会議員選挙におきまして当選され、現在1期目をお務めでございます。

どうぞご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これより採決に入ります。

本案を原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

ここで、藤野議員の除斥を解きます。

〔藤野裕子議員 復席〕

○議長（浅岡正広）

藤野議員に申し上げます。ただいま議会選出監査委員の選任について同意されましたのでお伝えいたします。大役よろしくお願いいいたします。

ここで、中川議員から、予算・決算常任委員会委員長を辞任するとの申出があり、また、力武議員から公共施設再編整備計画調査特別委員会委員長を辞するとの申出がありましたので、両委員会の委員長の互選をお願いするため、暫時休憩します。

休 憩（午後2時51分）

~~~~~

再 開（午後２時５３分）

○議長（浅岡正広）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算・決算常任委員会委員長と公共施設再編整備計画調査特別委員会委員長と副委員長の互選の結果報告がありましたので、ご報告します。

予算・決算常任委員会委員長に大門議員、よろしくお願いします。

公共施設再編整備計画調査特別委員会委員長に佐々木議員、よろしくお願いします。

副委員長に、力武議員。

以上のとおり決定いたしました。

それでは、町部局へただいま決まりましたとおり、報告申し上げます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本定例会議に付された事件は全て議了しました。

ここで、町長より本定例会議の閉議に際し、挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和７年河南町議会９月定例会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、本定例会議におきましてご提案させていただきました案件に対し、慎重審議の上ご可決、ご認定、ご同意を賜りましてありがとうございます。議員の皆様方からいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえまして、これからの町政運営に努めてまいり所存でございます。

さて、９月もあと少しとなりました。暑かった夏がようやく終わったかなというような、この最近の朝晩の気候というふうになっていきますけれども、まだまだ暑い日が続くというようなそういう予報もございます。１０月になりまして、まだまだ台風の発生もあるだろうというような、例年よりもたくさん発生するかもというような、そういう気象庁の予報もございますので、十分に気象情報には注意を払って、災害等の準備を整えてまいりたいと思っております。

万博もあと少しで終わるということもございますけれども、最近は大満員ということで、少しなかなか行くのが取れないというような状況になっておりますけれども、無事終わること

ができるというような形になればというふうに思っております。

最後になりましたけれども、議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍されることをお願い申し上げまして、閉議のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

本定例会議の会議中、字句等の修正がありましたら、議長において修正させていただきたいと思しますので、よろしくご了解願います。

去る9月3日から20日間にわたり慎重な審議をいただき、ありがとうございました。理事者には、議員各位からの要望、ご進言の趣旨を十分に心し、慎重を期し、適正かつ効率的に運営していただくようお願いいたします。

お諮りします。

明日から次の定例日の前日までを休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

それでは、これをもちまして令和7年河南町議会9月定例会議を閉会とします。

本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

午後2時57分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（4番）

署名議員（5番）